

海津市こども未来計画(案)

令和8年3月

海 津 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	5
4 計画の対象	5
5 計画策定の体制	6
6 計画におけるSDGsの取り組み	7
第2章 海津市こども・子育てを取り巻く状況	8
1 統計データからみる海津市の現状	8
2 こども・子育て支援に関する市民意識調査	20
3 こどもまんなか社会実現への課題	46
第3章 計画の基本的な考え方	49
1 基本理念	49
2 基本的な視点	50
3 基本目標	51
4 計画の体系	53
5 評価指標の設定	54
第4章 施策の展開	56
1 基本目標Ⅰ こども・若者の権利の保障	56
2 基本目標Ⅱ ライフステージに応じた切れ目ない支援	60
3 基本目標Ⅲ こどもの育ちを支える環境の整備	67
4 基本目標Ⅳ 若者世代の生活基盤の安定	76
第5章 子ども・子育て支援事業の展開	80
1 教育・保育提供区域の設定	80
2 子どもの人口の見込み	80
3 量の見込みの考え方	81
4 教育・保育の量の見込みと確保の内容	83
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	86

6 教育・保育の一定的提供及び体制の確保	105
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	105
第6章 計画の推進に向けて	106
1 施策の実施状況の点検及び評価	106
2 計画の進捗状況の公表	106
3 市民・企業・関係機関との連携	106
参考資料.....	107
1 策定経過	107
2 海津市子ども・子育て会議条例	108
3 委員名簿	110
4 用語解説（50音順）	111

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、急速な少子化の進展により、地域社会や経済構造が大きく変化しています。出生率の低下による労働力人口の減少や社会保障負担の増加が課題となる一方で、核家族化や地域コミュニティの希薄化が進行しており、こどもや子育て家庭を取り巻く環境にも多大な影響を及ぼしています。また、児童虐待、こどもの貧困、ヤングケアラー問題といったこどもに関する新たな社会課題が顕在化しており、子育て支援の重要性がますます高まっています。

こうした中、国ではこどもや子育て家庭を取り巻く環境の変化への対応を目指し、こども政策に関する法整備を進めてきました。令和4年6月には「こども基本法」が成立し、令和5年4月に施行されるとともに、こども政策の推進を包括的に支えるため、「こども家庭庁」が創設されました。さらに、令和5年12月にはこども政策の統一的な指針として、「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」などを統合した「こども大綱」が閣議決定され、こどもを核とした社会構造の構築づくりが本格化しています。その後も「こども未来戦略」の策定や関連法の改正が進められ、国と地方が一体となってこどもや子育て家庭への支援を推し進めるとともに、すべてのこどもや若者が身体的・指針的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されたところです。

本市では令和7年3月に、「第3期海津市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域特有の課題に対応した切れ目のない支援の推進を目指してきました。こども基本法等の基本理念を踏まえながら、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもや子育て家庭への支援を推進していくため、これまでの「海津市子ども・子育て支援事業計画」に貧困対策や少子化対策等の新たな施策を盛り込み、こども施策を包括的に取り組む「海津市こども計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

本計画では、「子どもの最善の利益」を第一に据え、すべてのこどもが健やかに成長できる環境を実現することを基本に据えています。そして、社会の変化に伴う新たな課題を的確に捉え、地域ならではの特性を活かした子育て施策を総合的に展開していくことを目的としています。本市における未来を担うこどもたちを中心に据えた「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みを進めていきます。

「こども」の表記について

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達過程にあるもの」と定義されています。一定の年齢で線を引くことが無いよう「こども」表記がされているため、本計画においても、特別な場合(法令によるもの、固有名詞等)を除き、「こども」を用います。

「こども基本法 基本理念(こども基本法の概要)」

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

こども基本法に基づき「こども大綱」が閣議決定されました。これは、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる『こどもまんなか社会』を目指すものです。

<こども大綱における基本的な方針>

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ④ 良好的な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む。
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

※こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)は、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策基本法」「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

(1) 法令の根拠

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づく、「市町村こども計画」です。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、こども大綱及び岐阜県こども計画を勘案した、本市におけるこども若者・子育て支援施策を総合的に推進するために具体的な方向や取り組む内容を定めるものです。

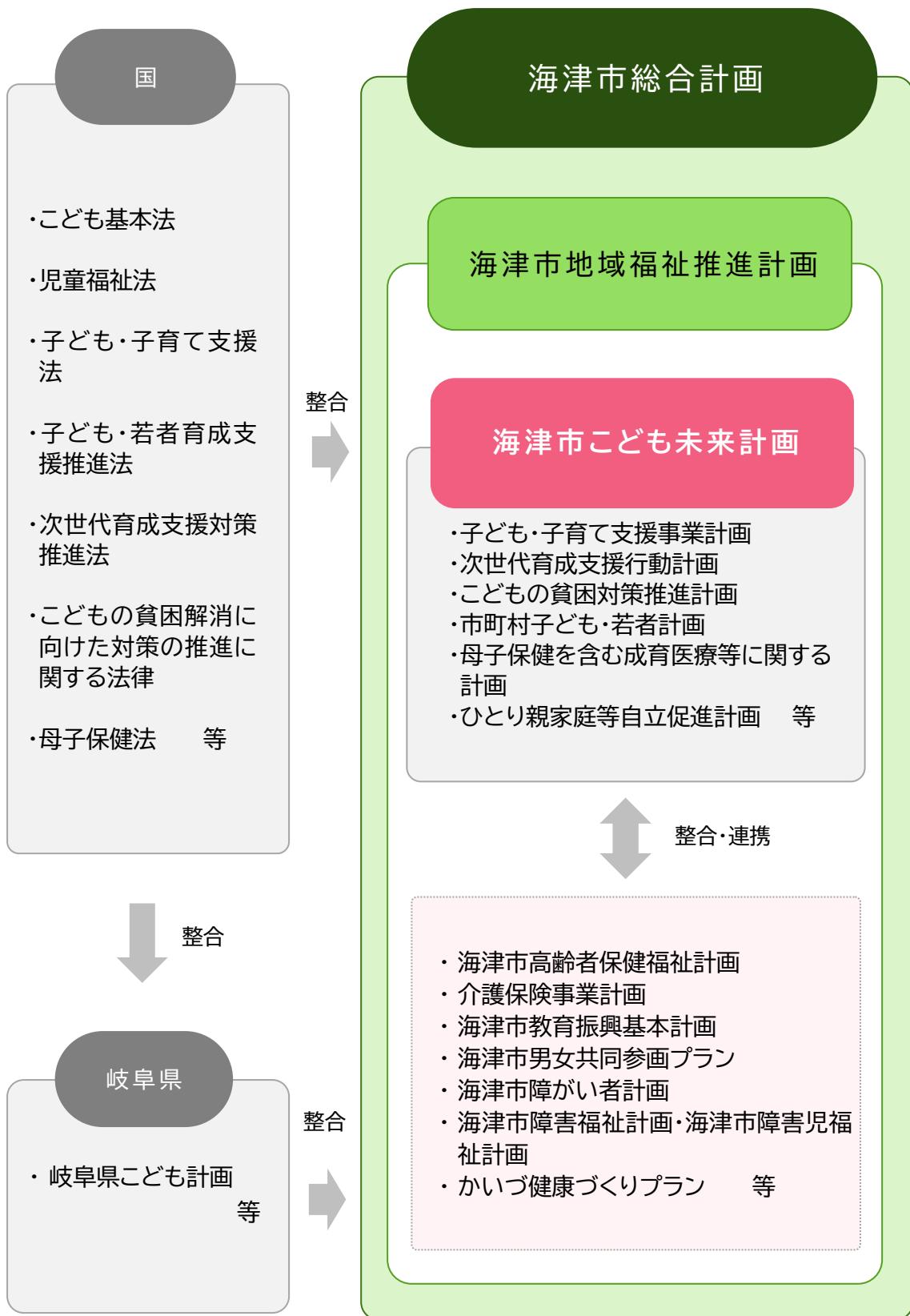
また、本計画は、こども基本法第10条第5項に定められているように、次の7つのこども施策に関連する計画等を含みます。

一体とした計画
子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」
子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項の規定に基づく「子どもの貧困対策推進計画」
子ども・若者育成支援推進法第9条第2項の規定に基づく「市町村子ども・若者計画」
成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に基づく計画
母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」
児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づく「放課後児童健全育成事業」(放課後児童クラブ)

(3) 本市関連計画との関係

本計画は、「海津市総合計画」を最上位計画、「海津市地域福祉推進計画」を上位計画として、その方針に沿って策定するものです。

また、「海津市教育振興基本計画」「海津市男女共同参画プラン」「海津市障がい者計画」「海津市障害福祉計画・海津市障害児福祉計画」「かいづ健康づくりプラン」等の各種関連計画との整合を図ります。



3

計画の期間

本計画に包含する子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条及び第62条において、「市町村及び都道府県は、国が示す基本指針に即してそれぞれ5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定めるもの」とされています。令和7年度を始期とする第3期子ども・子育て支援事業計画の終期が令和11年度とされていることから本計画の終期についても令和11年度までとします。

なお、計画期間中であっても、社会・経済情勢の変化やこども若者及び子育て家庭を取り巻く状況の変化、ニーズ量(需要)の変化などに合わせて、必要に応じて計画内容の見直しを行います。



4

計画の対象

こども基本法第2条において、「こども」は「心身の発達の過程にある者」とされています。大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を意味し、年齢による定義はありません。また、「若者」については、法令上の定義はありませんが、こども大綱では、思春期(中学生年代からおおむね18歳まで)・青年期(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする)の者とされています。

定義は、法律や施策によって異なりますが、本計画においては、「0歳からおおむね39歳以下の者」を「こども・若者」とし、計画の対象とします。

本計画の策定にあたっては、子どもや子育てをめぐる状況を踏まえた上で、多様な視点から意見を幅広く反映した計画としていくことを基本的な考え方とし、以下の体制と方法で策定を行いました。

(1) 計画策定の体制

本計画は、市民、事業者、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「海津市子ども・子育て会議」において、子どもたちをとりまく環境や子育て家庭の実情を踏まえ、アンケート調査結果、計画に盛り込む内容について審議しました。

(2) 計画策定の方法

① 小中学生及びその保護者、子ども若者からの意見聴取

子ども若者からの意見を計画に反映するため、市内の小学5年生、中学2年生及びその保護者への「子どもの生活に関する実態調査」、高校生年代から39歳までの市民への「子ども・若者の育成支援に関する意識調査」を実施しました。

② ワークショップによる意見聴取

今後の施策に反映することを目的とした「子育てのまちづくりワークショップ」を開催し、子育て中の方、子育て支援団体の方々など、子育て当事者からの子育ての悩みや、子育て施策に対する意見聴取を行いました。

③ パブリックコメントの実施

計画は広く市民の意見が反映されたものであることが重要になります。計画案を公表し、意見を聴取するパブリックコメントを実施しました。

計画におけるSDGsの取り組み

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられ2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際社会共通の目標です。この中では、17の目標が下図のとおり掲げられるとともに、それぞれの目標に対してより具体的な169のターゲットが示されています。人口減少と少子高齢化が進展し、社会全体の活力低下が懸念される中、これらの取り組みを推進することで、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」を実現していく旨が示されました。

本市のこども・子育て施策を推進するにあたっては、SDGsを意識して取り組むとともに、地域や企業、関係団体など、社会における様々な担い手と連携しながら、子どもの権利条約にある「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

【SDGsの17の開発目標の一覧】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 海津市のことども・子育てを取り巻く状況

1

統計データからみる海津市の現状

(1) 人口の状況

①年齢3区分別人口の推移と推計

本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、令和7年で31,255人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口(0～14歳)は減少しているのに対し、老人人口(65歳以上)は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

【年齢3区分別人口の推移と推計】



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

②年齢別就学前児童数の推移と推計

本市の0歳から5歳のこども人口は令和2年以降減少しており、令和7年4月現在で730人となっています。令和11年には609人と見込まれます。

【年齢別就学前児童数の推移と推計】



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

③年齢別就学児童数の推移と推計

本市の6歳から11歳のこども人口は令和2年以降減少しており、令和7年4月現在で1,146人となっています。令和11年に861人と見込まれます。

【年齢別就学児童数の推移と推計】



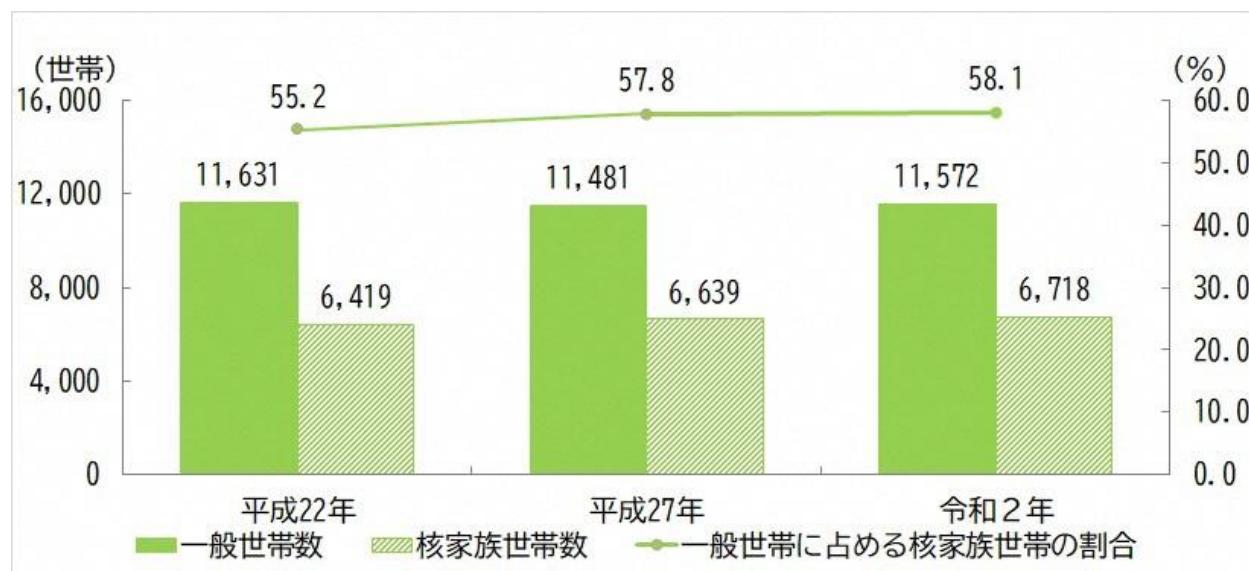
資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 世帯の状況

①一般世帯・核家族世帯の状況

本市の核家族世帯数は増加傾向にあり、令和2年で6,718世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合も上昇しており、核家族化が進行しています。

【一般世帯・核家族世帯の状況】

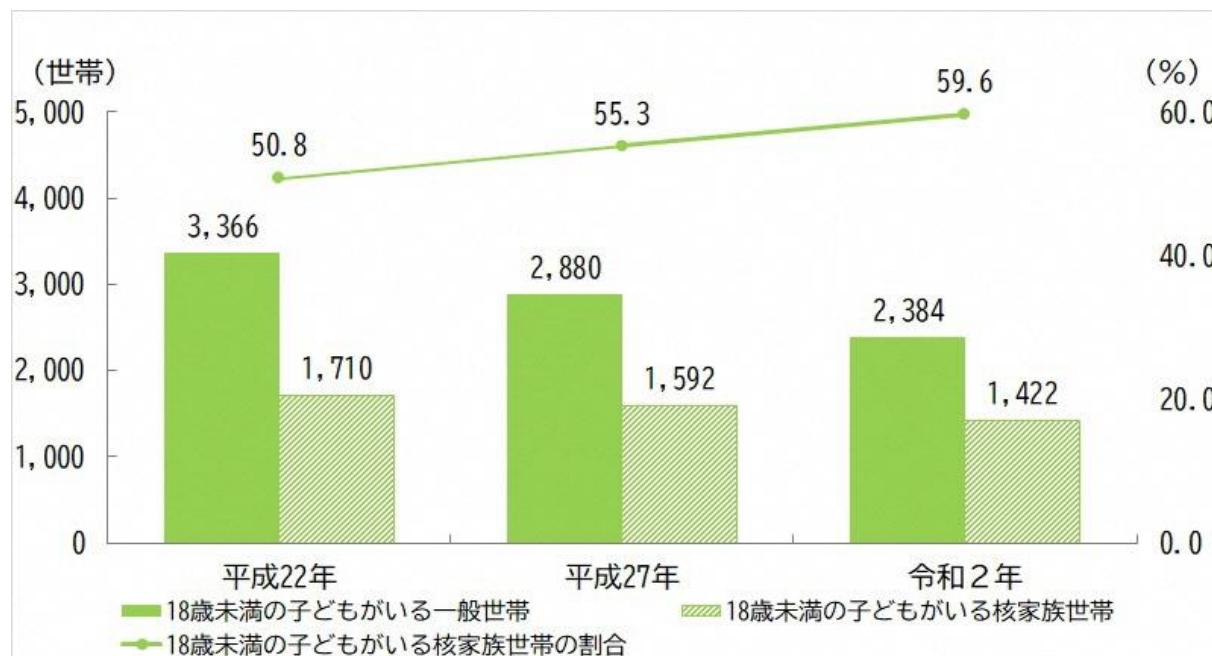


資料：国勢調査

②18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数、核家族世帯数は年々減少しており、令和2年でそれぞれ2,384世帯、1,422世帯となっています。一方、18歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は年々上昇しており、令和2年で59.6%となっています。

【18歳未満の子どもがいる世帯の状況】

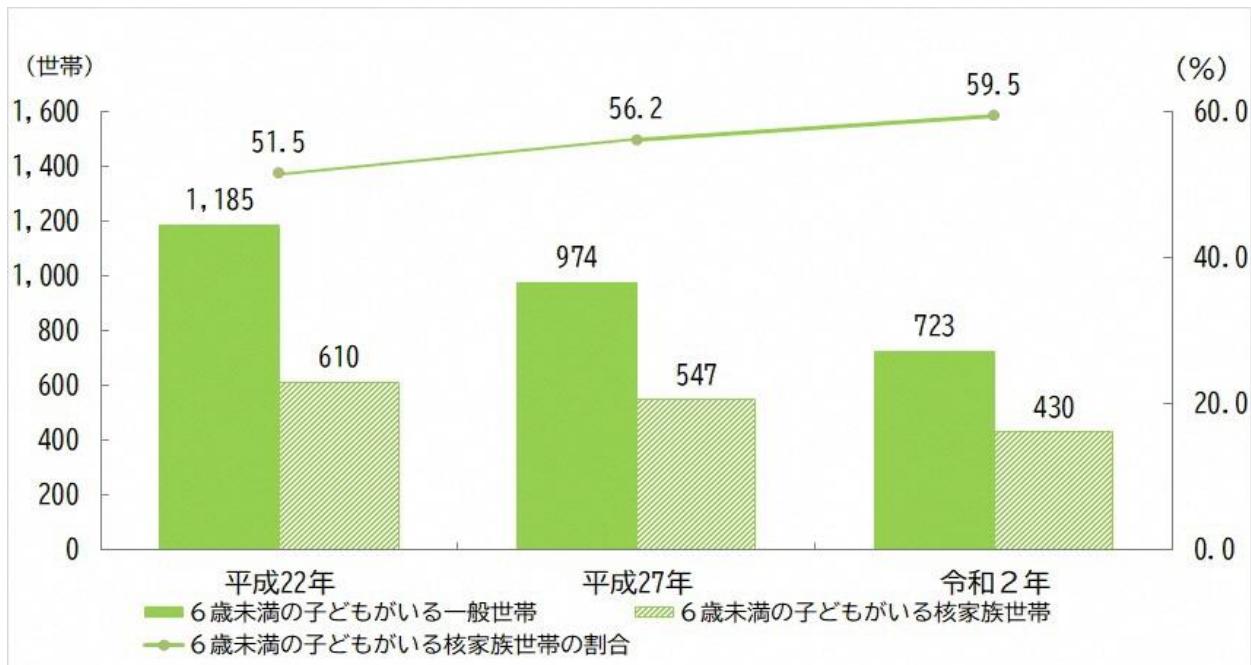


資料：国勢調査

③6歳未満のこどもがいる世帯の状況

本市の6歳未満のこどもがいる一般世帯数、核家族世帯数は年々減少しており、令和2年でそれぞれ723世帯、430世帯となっています。一方、6歳未満のこどもがいる核家族世帯の割合は年々上昇しており、令和2年で59.5%となっています。

【6歳未満のこどもがいる世帯の状況】

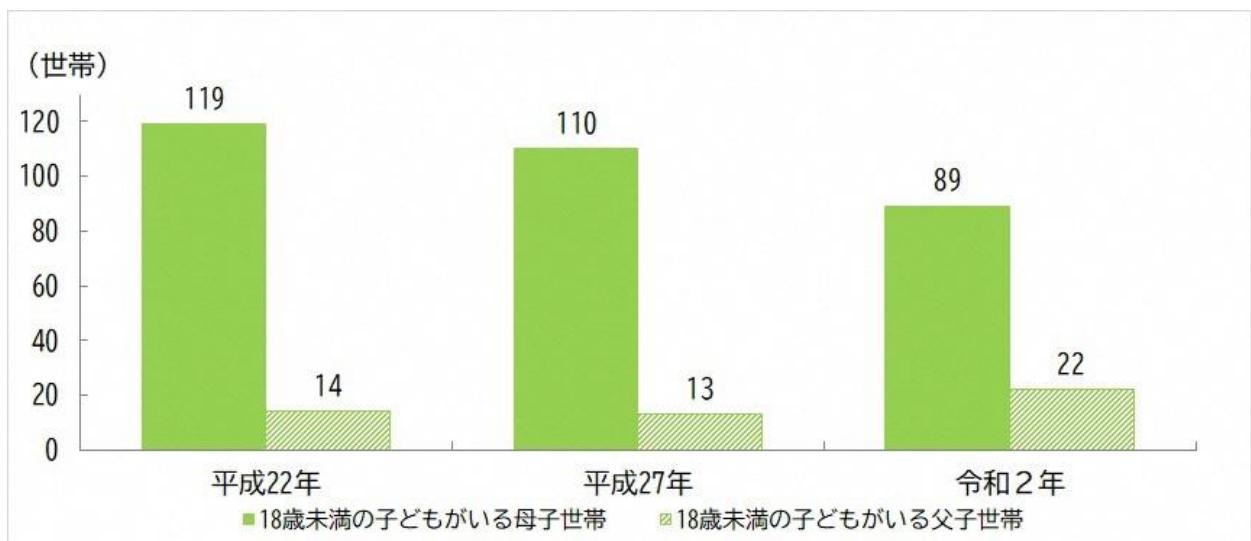


資料：国勢調査

④ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満のこどもがいる母子世帯は年々減少しており、令和2年で89世帯となっています。一方、18歳未満のこどもがいる父子世帯は増加傾向にあり、令和2年で22世帯となっています。

【ひとり親世帯の推移】



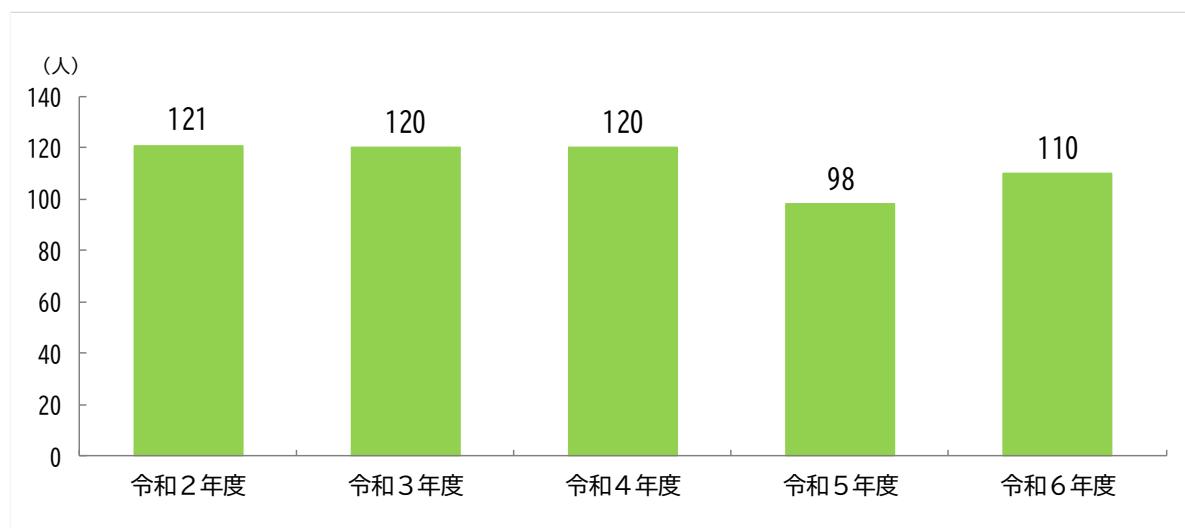
資料：国勢調査

(3) 出生の状況

①出生数の推移

本市の出生数は令和2年度から令和5年度にかけて減少していましたが、令和5年度から令和6年度にかけて12人増加しました。

【出生数の推移】

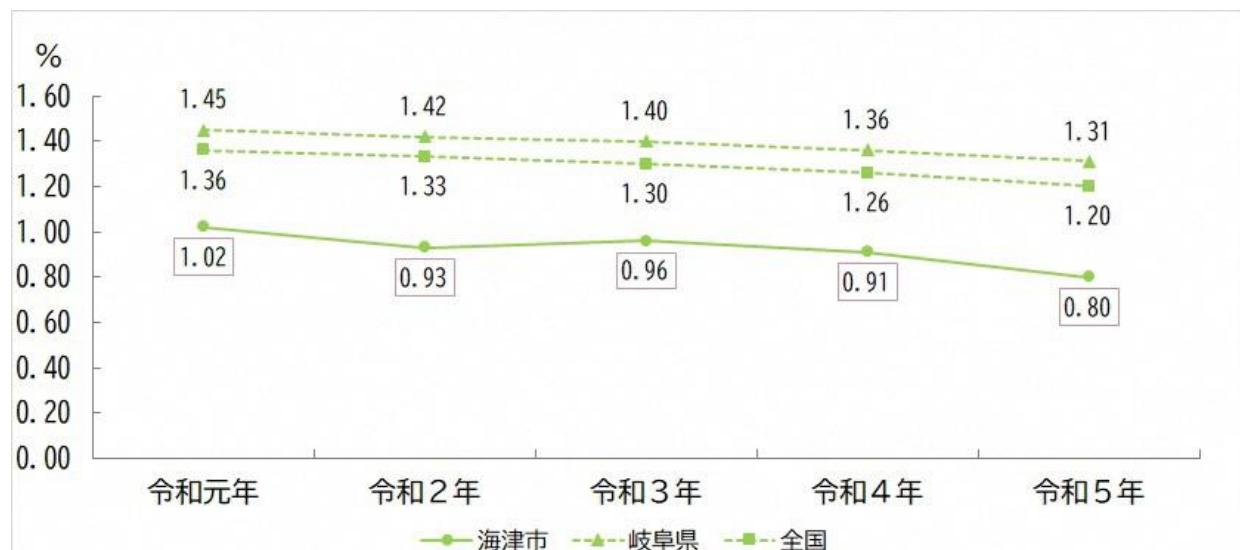


資料：住民基本台帳(各年4月1日～3月31日)

②合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は1人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均であり、この数は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は減少傾向にあり、令和5年で0.80 となっています。また、全国・県と比較すると低い値で推移しています。

【合計特殊出生率の推移】



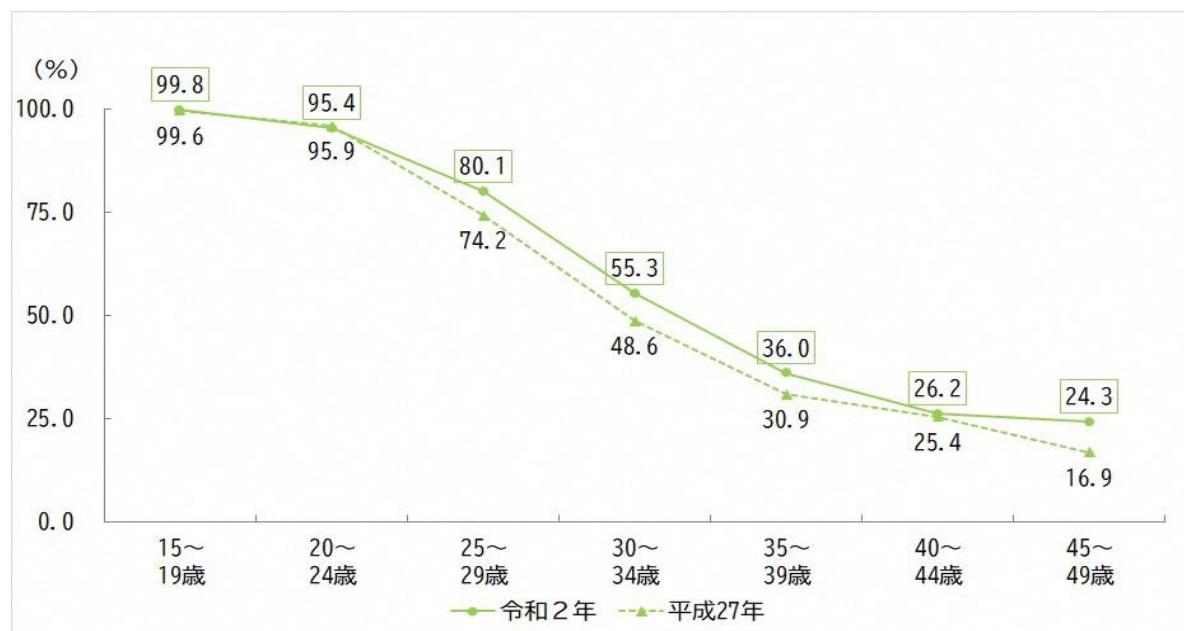
資料：西濃地域の公衆衛生(県)、人口動態統計(国)

(4) 未婚・結婚の状況

①年代別未婚率の推移

本市の年代別未婚率の推移をみると、ほぼ全ての年代において未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。

【年代別未婚率の推移】



資料：国勢調査

(5) 就業の状況

①女性の年代別就業率の推移

本市の女性の年代別就業率は、60歳までの年代で見ると大きな変化はありませんが、60歳以上の年代で増加しています。

【女性の年代別就業率の推移】

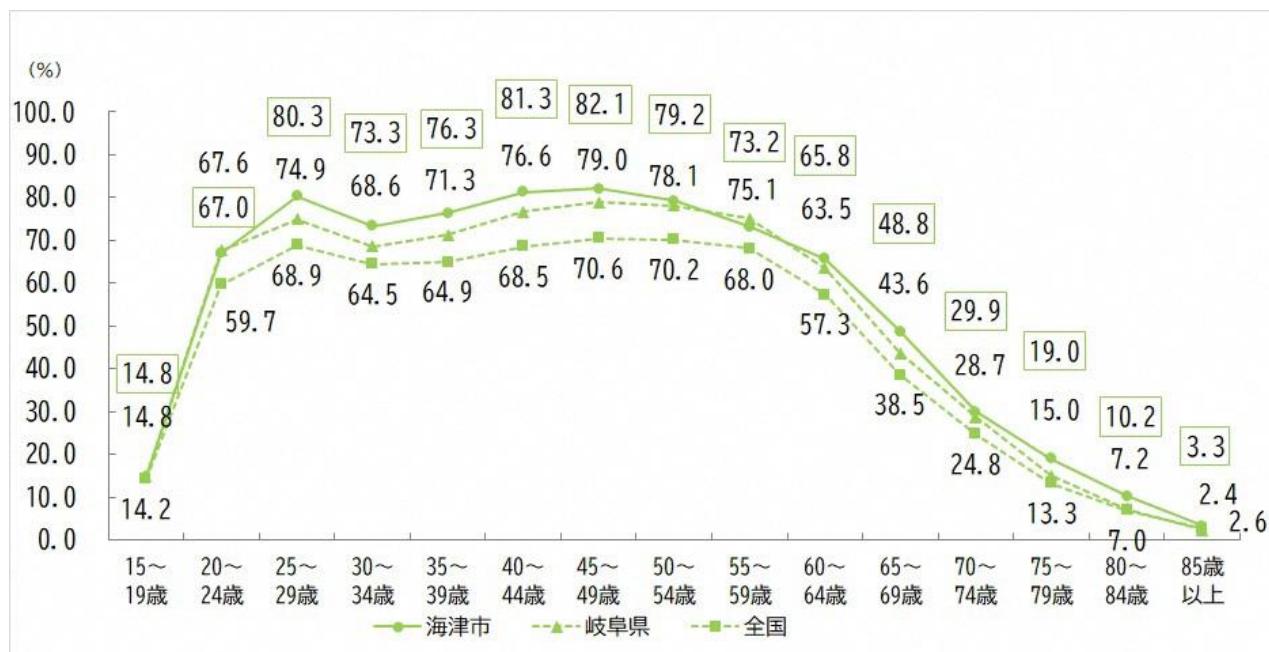


資料：国勢調査

②女性の年代別就業率(国・県比較)

本市の令和2年の女性の年代別就業率を全国・県と比較すると、各年代で全国・県より高い傾向がみられます。

【女性の年代別就業率(国・県比較)】



資料:国勢調査(令和2年)

③女性の年代別就業率(既婚・未婚比較)

本市の令和2年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、20歳から39歳にかけて既婚に比べ、未婚の方が高くなっています。晩婚化によって就業率の高い未婚者の割合が上昇していることが考えられ、特に20~29歳においては、その差が大きく開いています。

【女性の年代別就業率(既婚・未婚比較)】



資料:国勢調査(令和2年)

(6) 認定こども園の状況

本市の認定こども園の状況をみると、定員数・利用児童数・箇所数ともに減少傾向にあり、利用児童数は令和7年で563人となっています。

【認定こども園の状況】

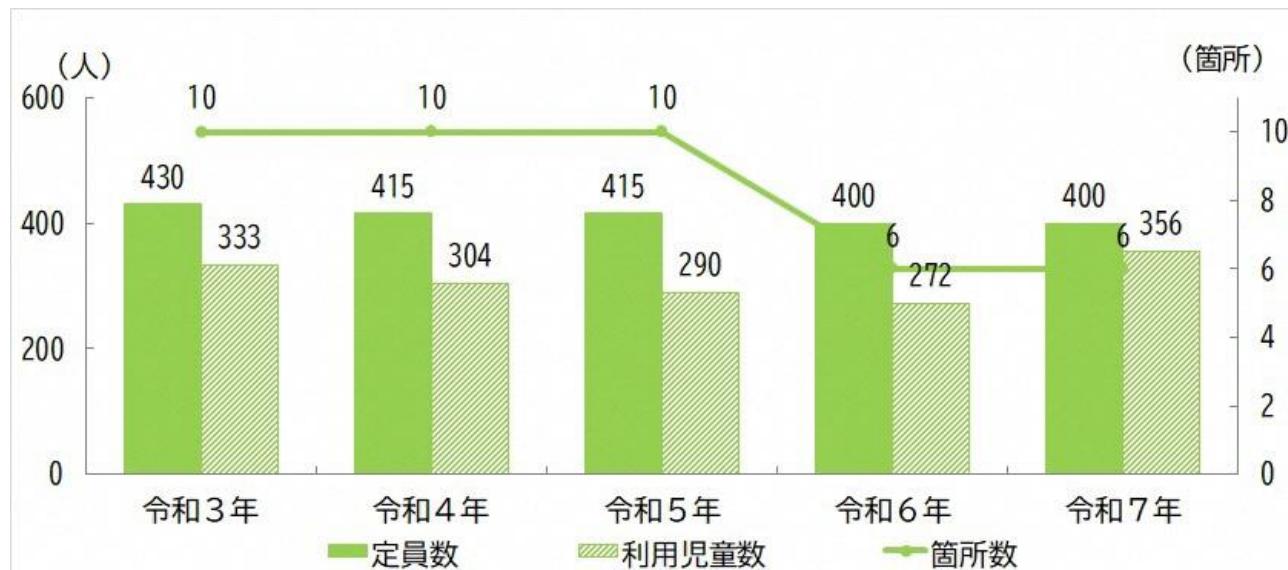


資料:こども未来課(各年4月1日現在)

(7) 留守家庭児童教室の状況

本市の留守家庭児童教室における利用児童数は、令和3年以降減少していましたが、令和7年は356人に増加しています。

【留守家庭児童教室の状況】



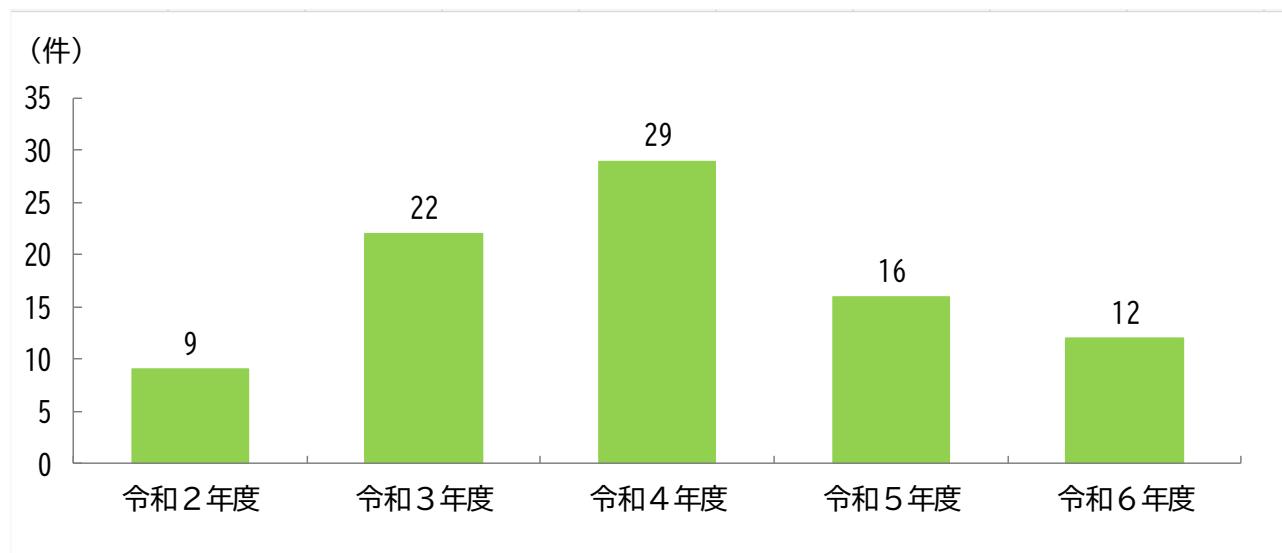
資料:こども未来課(各年4月1日現在)

(8) その他の状況

①児童虐待相談件数の推移

本市の児童虐待相談(通報)件数は、令和3年度から令和4年度にかけて増加しましたが、令和5年度から大幅に減少しており、令和6年度では12件となっています。

【児童虐待相談件数の推移】



資料:こども未来課

②児童扶養手当受給者数の推移

本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は年々減少しており、令和7年度で受給者数が104人、受給対象児童数が164人となっています。

【児童扶養手当受給者数の推移】

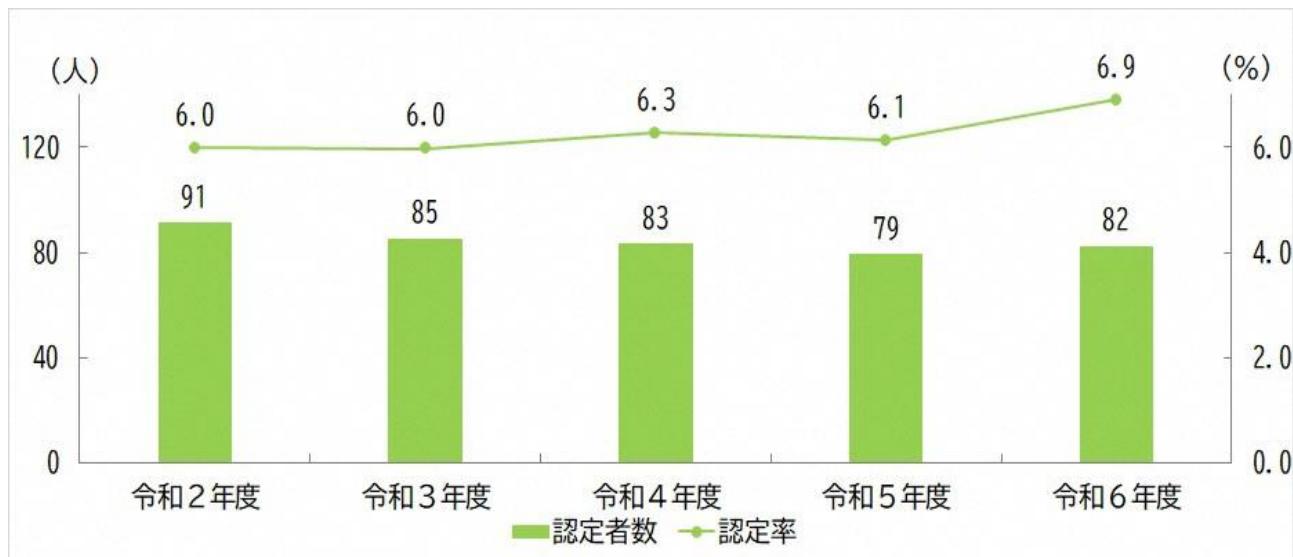


資料:こども未来課(各年度6月1日現在)

③就学援助認定者数(小学生)の推移

本市の小学生における就学援助認定者数は横ばいで推移しており、令和6年度では82人となっています。一方、認定率は令和6年度で6.9%となり、増加しています。

【就学援助認定者数(小学生)の推移】

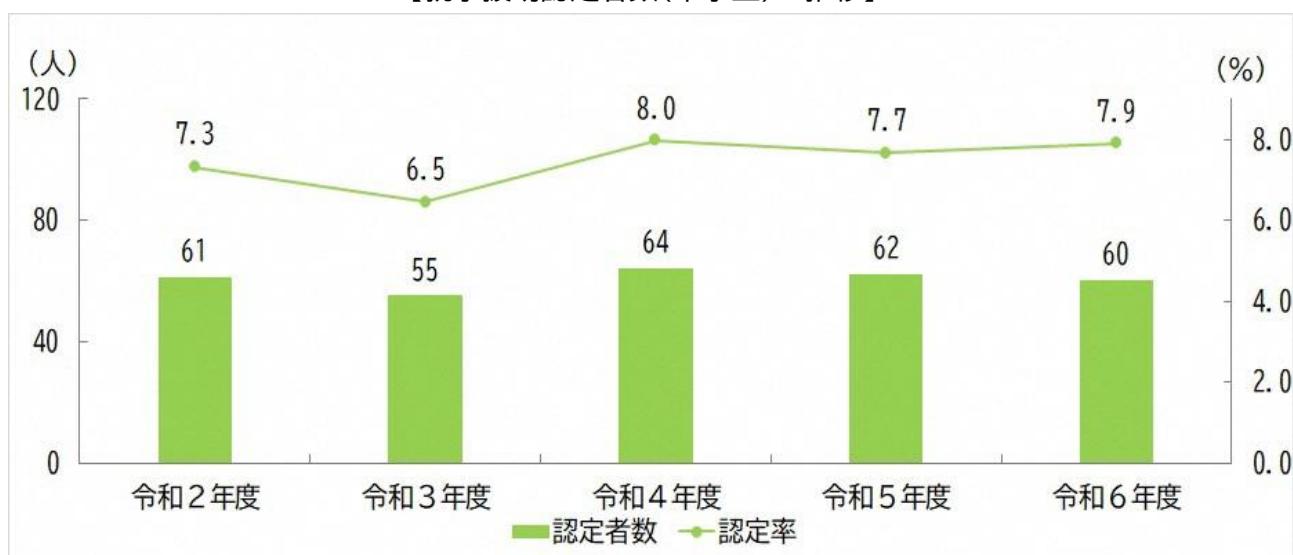


資料：学校教育課

④就学援助認定者数(中学生)の推移

本市の中学生における就学援助認定者数は横ばいで推移しており、令和6年度で60人となっています。一方、認定率は令和4年度で増加し、令和6年度では7.9%となっています。

【就学援助認定者数(中学生)の推移】

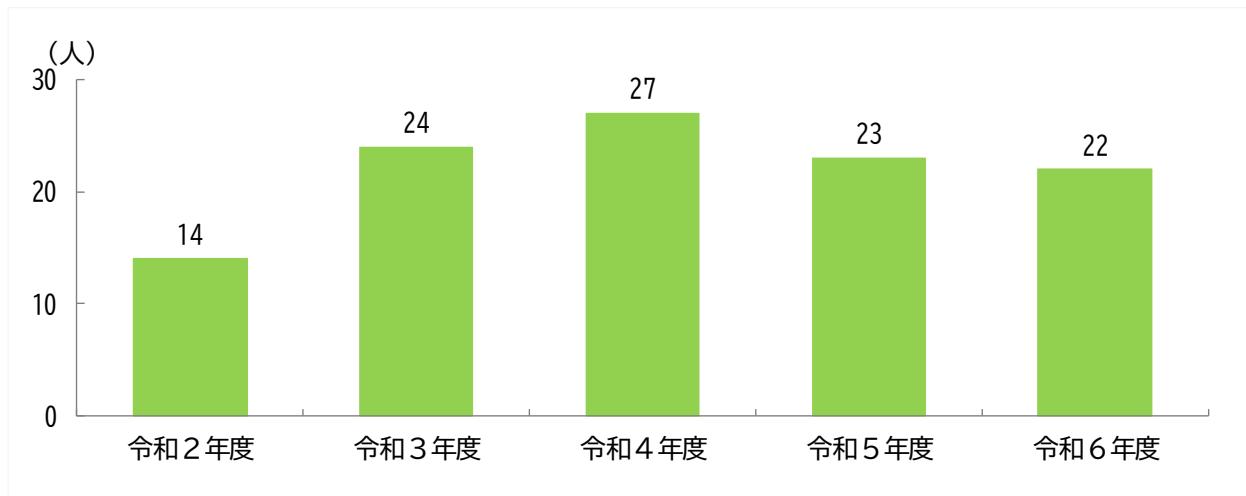


資料：学校教育課

⑤要保護児童数の推移

本市の要保護児童数は令和2年度から令和4年度にかけて増加しましたが、令和5年度では23人とやや減少しています。

【要保護児童数の推移】

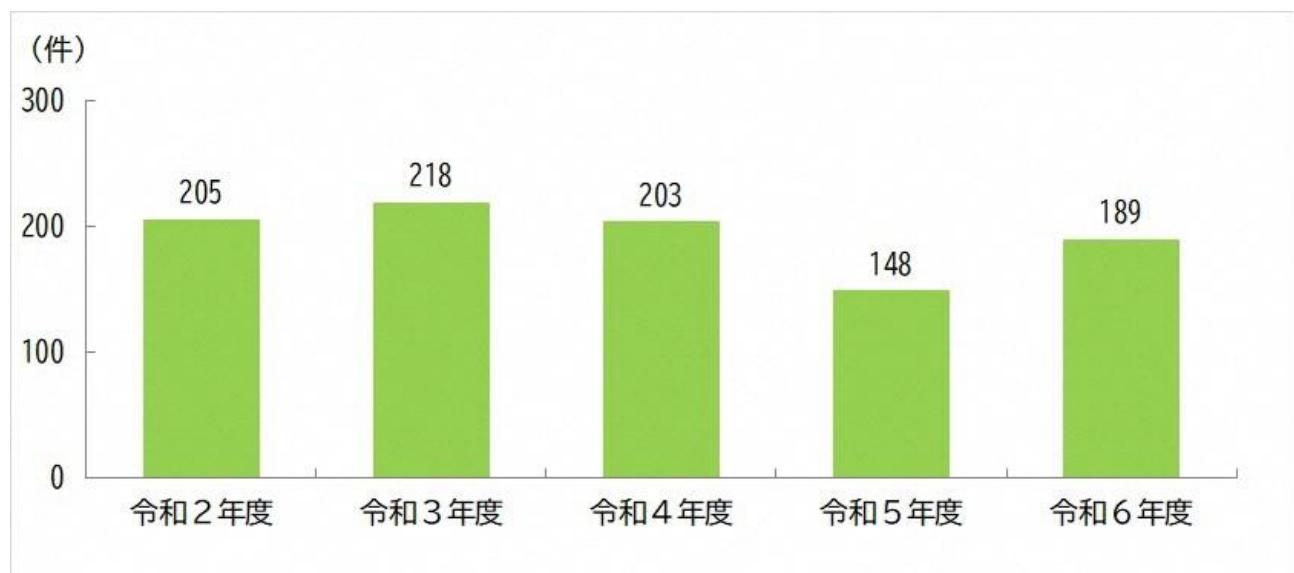


資料:こども未来課

⑥いじめ認知件数の推移

いじめ認知件数は令和4年度から令和5年度にかけて大幅に減少したものの、令和6年度では189件となり、増加しています。

【いじめ認知件数の推移】

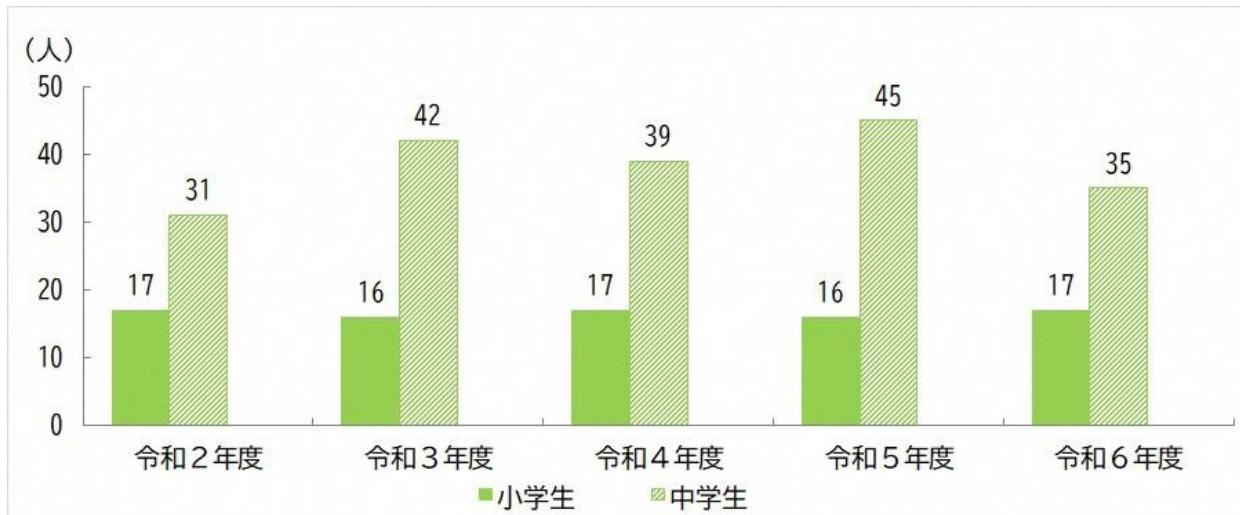


資料:学校教育課・教育研究所

⑦不登校児童・生徒数の推移

本市の不登校児童・生徒数は、小学生は概ね横ばいで推移しており、令和6年度では17人となって います。中学生は令和2年度以降増減を繰り返し、令和6年度は35人に減少しています。

【不登校児童・生徒数の推移】



※不登校児童・生徒…年間30日以上の欠席

資料：学校教育課・教育研究所

(1) こども・若者の意識及び子育てに関する調査

本調査は、こどもを取り巻く状況やこどもたちの意見を把握し、こども施策などの検討に利用することを目的として、市内在住の小中学生及びその保護者、高校生年代から39歳までの若者を対象に、アンケート調査を実施しました。

①調査の概要

	小学生調査	中学生調査	小・中学生 保護者調査	39歳以下調査
対象者	小学5年生	中学2年生	小学5年生・中学2年生の保護者	高校生年代～39歳までの若者
調査方法	小・中学校を通じて配布、WEBによる回答			郵送による配布、WEBによる回答
調査期間	令和7年7月16日～令和7年7月31日			令和7年7月24日～令和7年8月5日
配布数	187件	234件	421件	2,000件
回収数	180件	189件	200件	461件
回収率	96.3%	80.8%	47.5%	23.1%

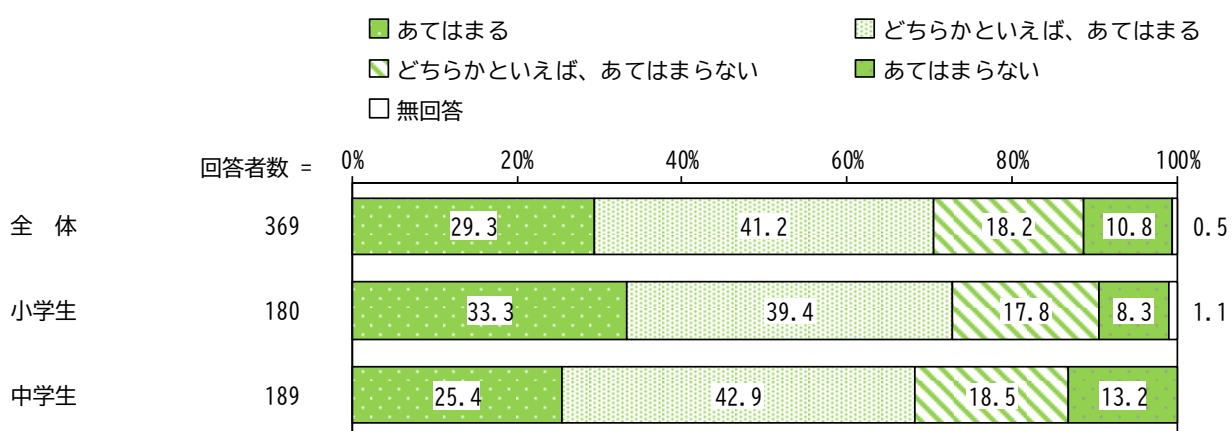
②小学生調査・中学生調査の結果

【自身の気持ちについて】

(1) あなたは、自分について、次のことがどれくらいあてはまりますか。

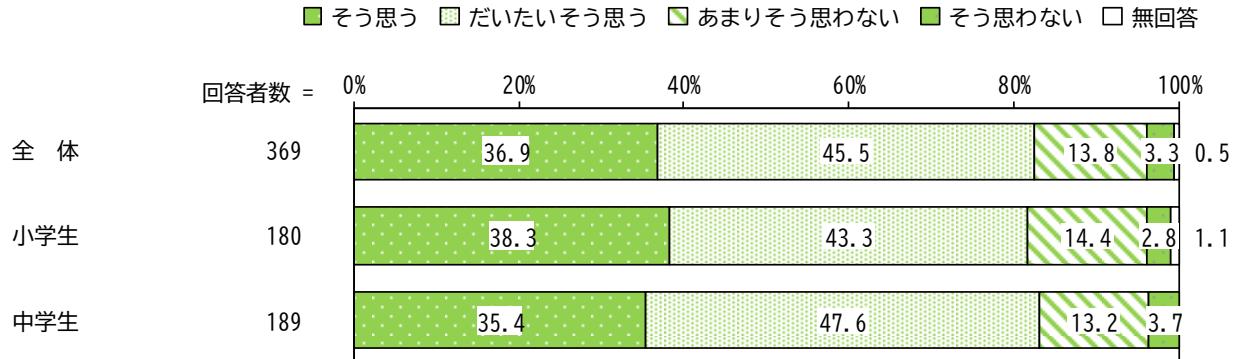
ア) 今の自分が好きだ

『あてはまる』(「あてはまる」と「どちらかといえば、あてはまる」の合計)の割合が70.5%、『あてはまらない』(「どちらかといえば、あてはまらない」と「あてはまらない」の合計)の割合が29.0%となっています。



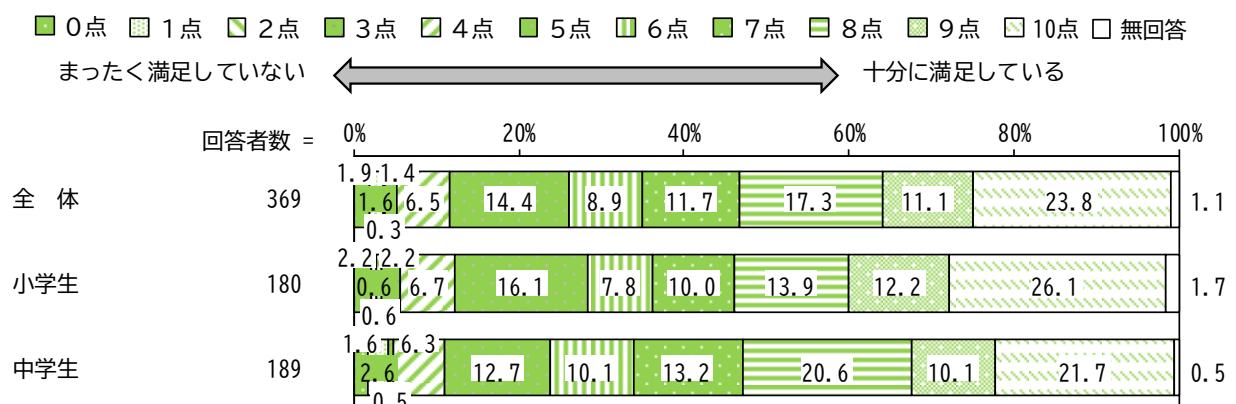
イ) あなたは、まわりの人から大切にされていると思いますか。

『そう思う』(「そう思う」と「だいたいそう思う」の合計)の割合が82.4%、『そう思わない』(「あまりそう思わない」と「そう思わない」の合計)の割合が17.1%となっています。



(2) あなたは最近の生活に、どのくらい満足していますか。「0」(まったく満足していない)から「10」(十分に満足している)の数字で答えてください。

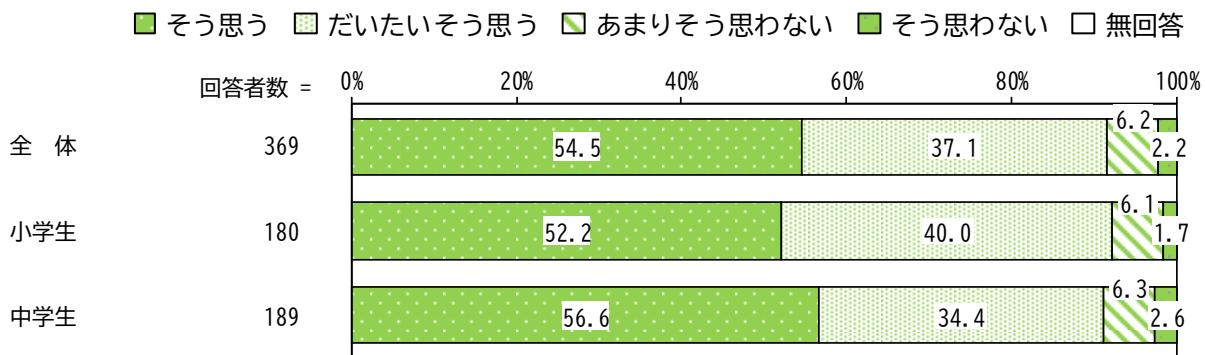
5点以上の点数を付けた肯定的に捉えている割合が87.2%となっており、そのうち「十分に満足している(10点)」の割合は23.8%となっています。一方、「まったく満足していない(0点)」という否定的な回答の割合が1.9%となっております。



【意見を聞いてもらえる機会について】

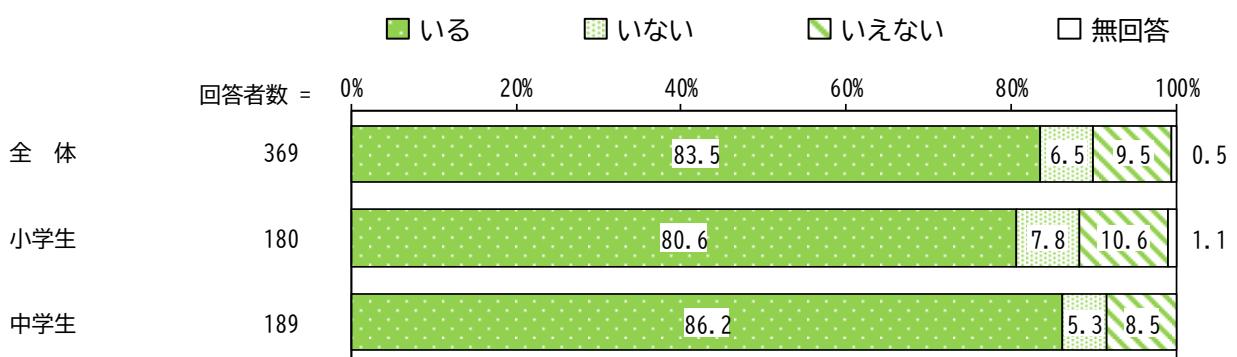
(3) 家庭で、あなたの考えや思っていることを聞いてもらっていると思いますか。

『そう思う』(「そう思う」と「だいたいそう思う」の合計)の割合が91.6%となっています。一方で、『そう思わない』(「あまりそう思わない」と「そう思わない」の合計)と思う子どもが8.4%存在しています。



(4) 学校で、あなたの考えや思っていることを伝えられる人がいますか。

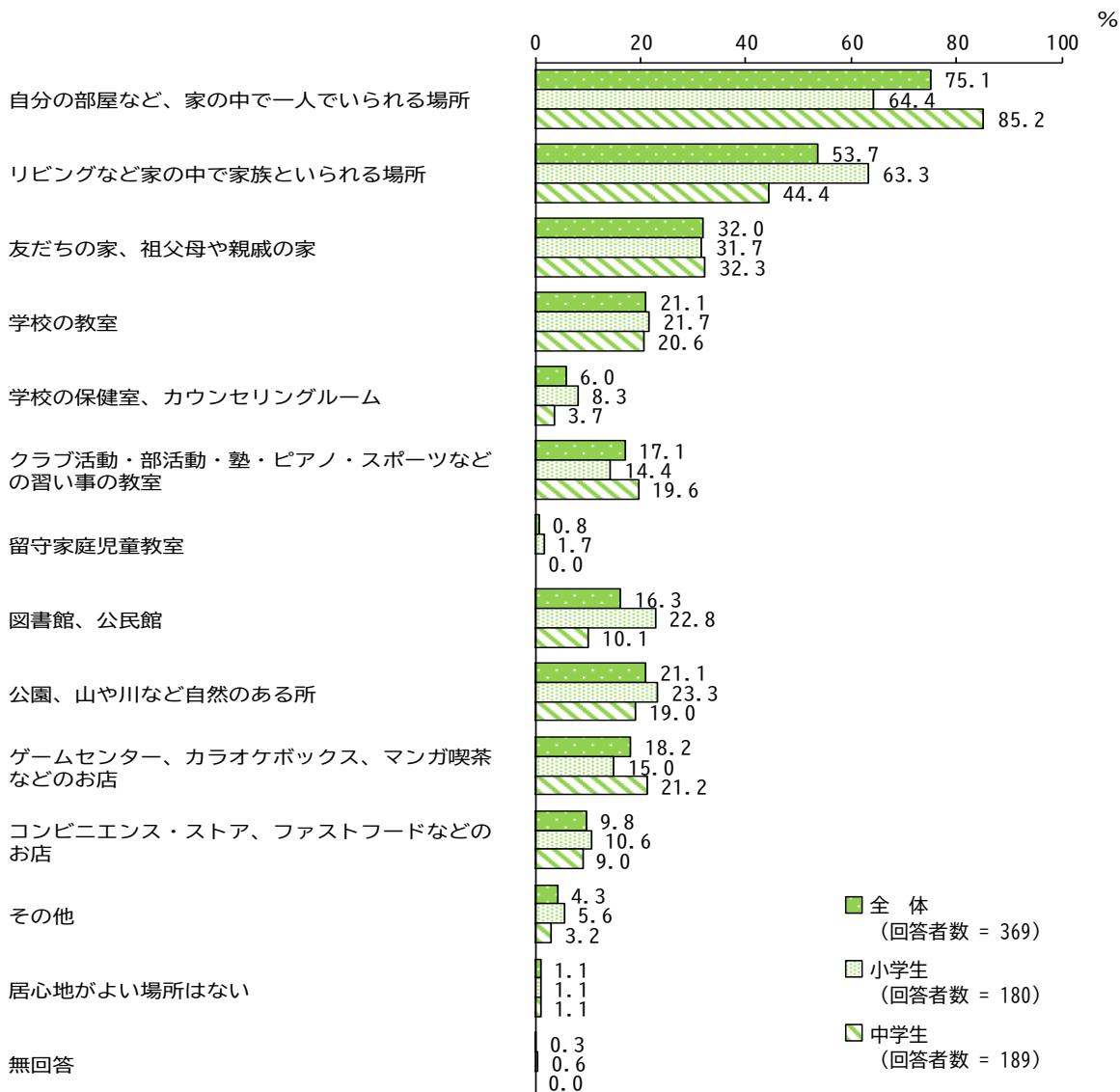
「いる」の割合が83.5%で、中学生になるとその割合が高くなります。



【安心できる居場所について】

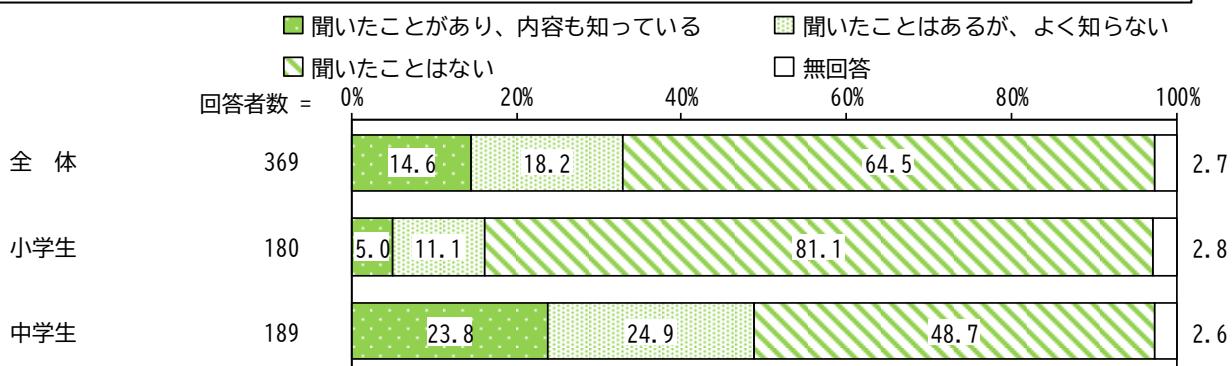
(5) あなたにとって、安心できる場所、居心地がよい場所はどこですか。

「自分の部屋など、家の中で一人でいられる場所」の割合が75.1%と最も高く、次いで「リビングなど家の中で家族といられる場所」の割合が53.7%となっています。



(6) 「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがありますか。

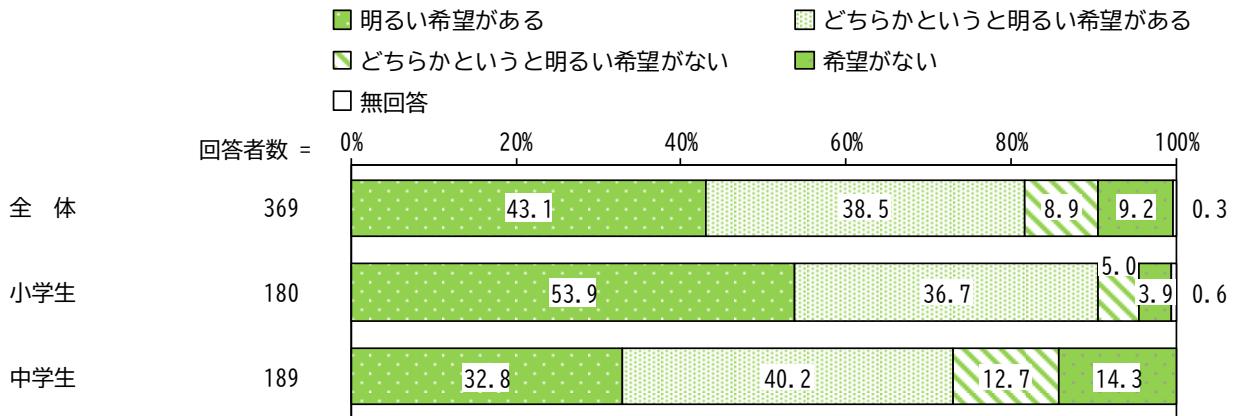
「聞いたことがあり、内容も知っている」の割合が14.6%、「聞いたことはあるが、よく知らない」の割合が18.2%、「聞いたことがない」の割合が64.5%になっています。



【将来について】

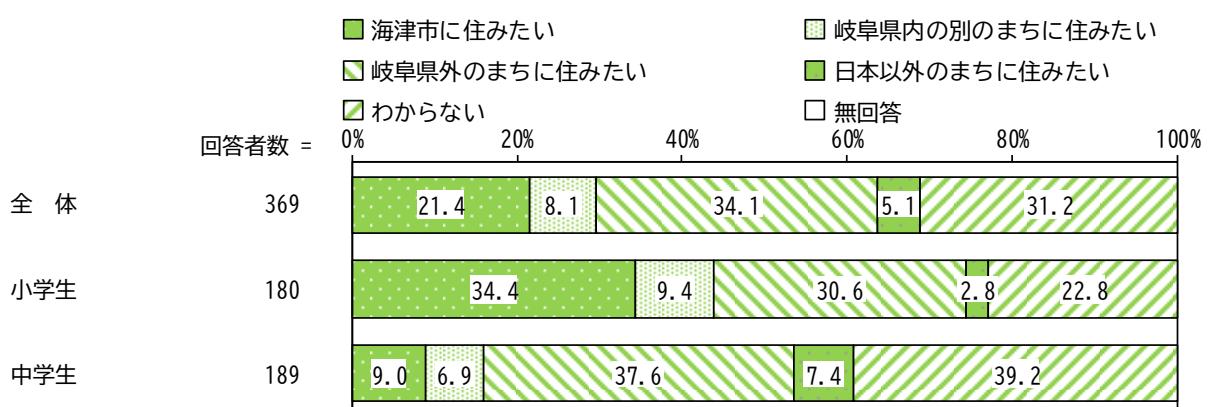
(7) あなたは、自分の将来についてどんな希望を持っていますか。

「明るい希望がある」の割合が43.1%、「どちらかというと明るい希望がある」の割合が38.5%となっています。



(8) 大人になって住みたいまちはどこですか。

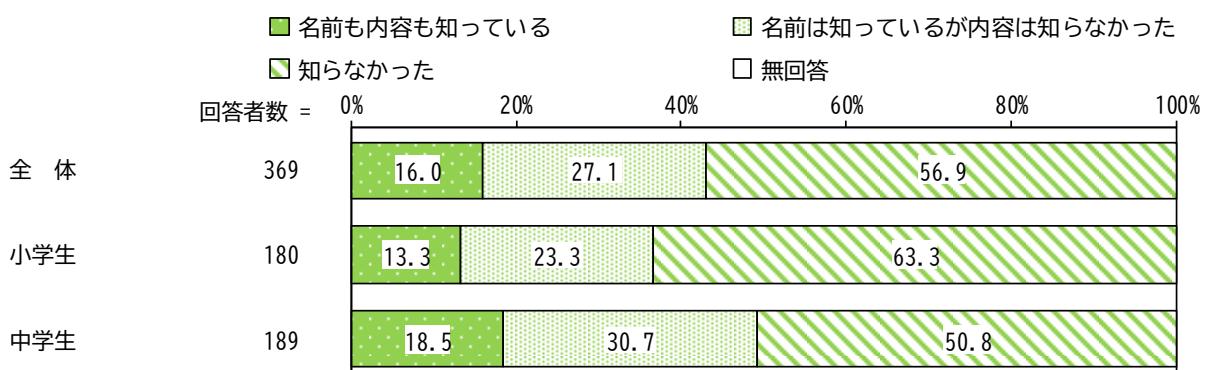
小学生では「海津市に住みたい」の割合が34.4%と最も高くなっています。中学生では「岐阜県外のまちに住みたい」の割合が37.6%と最も高くなっています。



【子どもの権利や意見表明について】

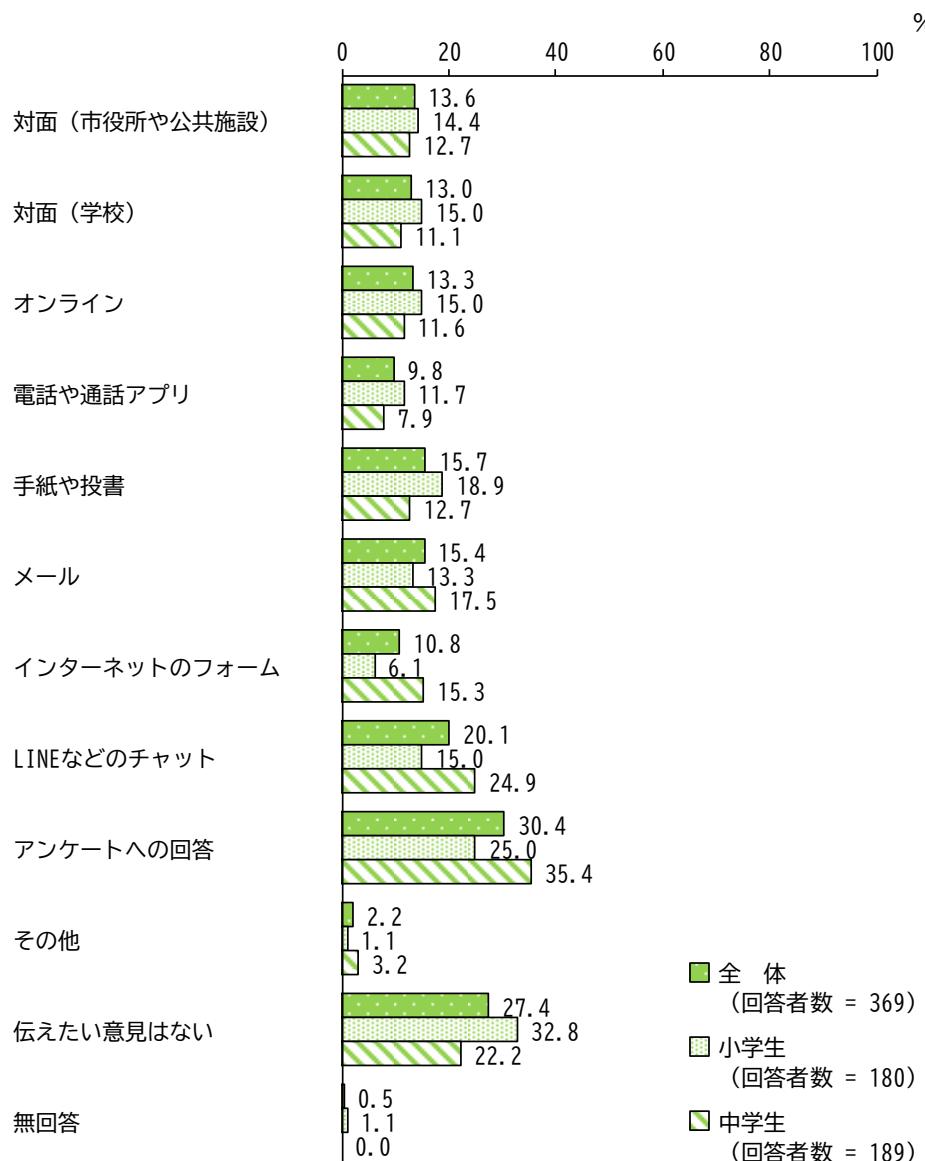
(9) あなたは、「子どもの権利」を知っていますか。

「名前も内容も知っている」の割合が16.0%、「名前は知っているが内容は知らなかった」の割合が27.1%、「知らなかった」の割合が56.9%となっています。



(10) 自分の意見を海津市に伝えたいときに、どのような方法であれば伝えやすいですか。

「アンケートへの回答」の割合が30.4%と最も高く、次いで「LINEなどのチャット」の割合が20.1%、「メール」の割合が15.4%となり、非対面の方法を望む声が多くなっています。



(11) あなたが、海津市の大人に「やってほしいこと」、あるいは、あなた自身が「海津市でこんなことができたらいいな」と思うことがあつたら、自由に書いてください。

「遊ぶところを増やしてほしい」の意見が31件、「店を増やしてほしい」の意見が31件、「祭りやイベントをやってほしい」の意見が9件、「学校施設を改善してほしい」の意見が6件、「公共施設(陸上競技場、野球場、バスケットボール場)の整備」の意見が6件、「電車・バスなどの公共交通機関の改善」の意見が2件、その他26件の意見があります。

主な意見	件数
遊ぶところを増やしてほしい	31
店を増やしてほしい	31
祭り・イベントをやってほしい	9
学校施設の改善してほしい	6
公共施設(陸上競技場、野球場、バスケットボール)の整備	6
電車・バスなどの公共交通機関の改善	2
その他	26

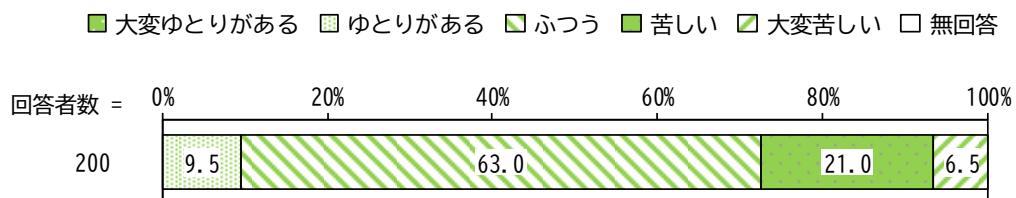
※特になしを除く

③小・中学生保護者調査の結果

【暮らしについて】

(1) あなたは、現在の暮らしの状況をどのように感じていますか。

『苦しい』(『苦しい』と『大変苦しい』の合計)の割合が27.5%となっています。

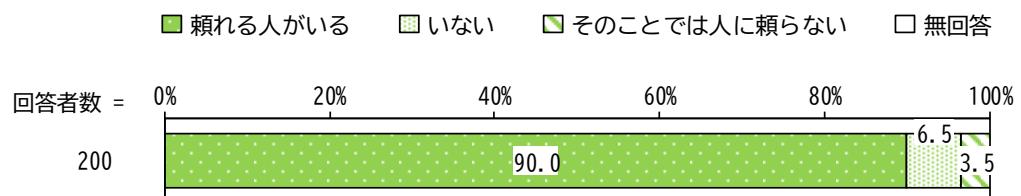


【相談について】

(2) あなたは次にあげる事柄で頼れる人はいますか。

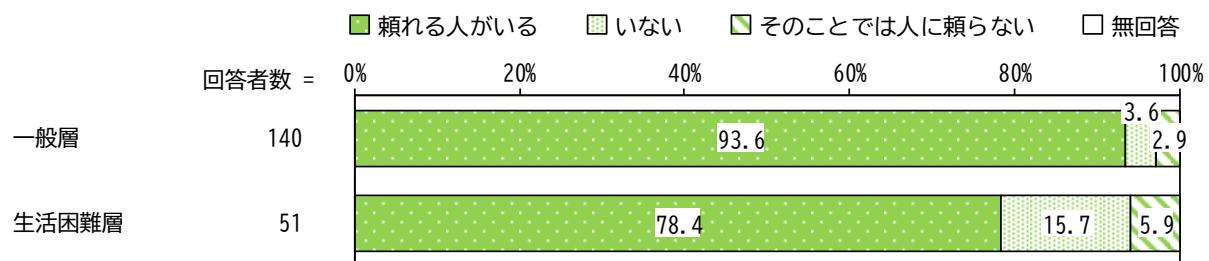
a) 子育てに関する相談(頼れる人の有無)

「頼れる人がいる」の割合が90.0%となっています。



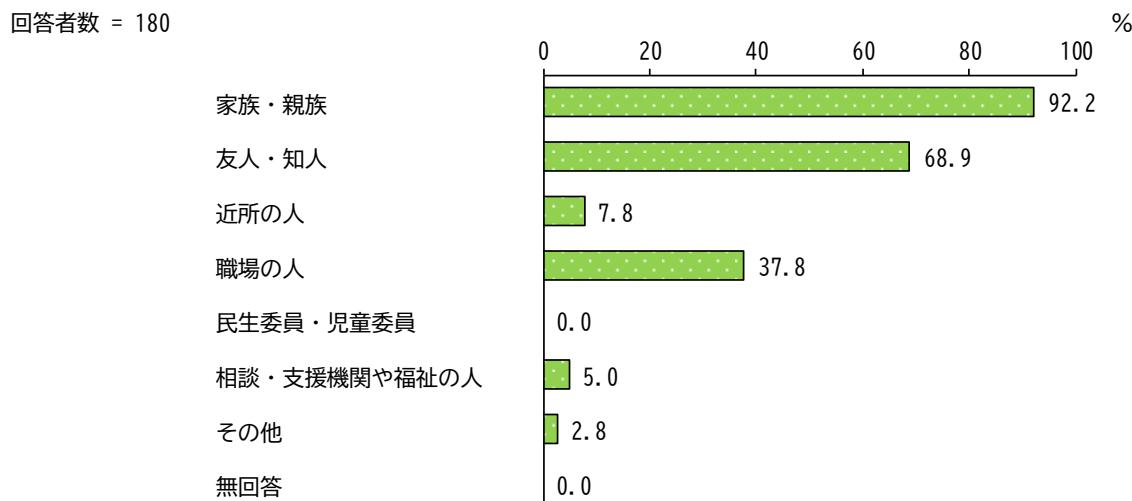
【生活困難度別】

一般層では「頼れる人がいる」の割合が93.6%、生活困難層では「頼れる人がいる」の割合が78.4%と低くなっています。



a) 子育てに関する相談（頼れる人はどの人か）

頼れる人は、「家族・親族」の割合が92.2%、「友人・知人」の割合が68.9%、「職場の人」が37.8%となっています。



【生活困難度別】

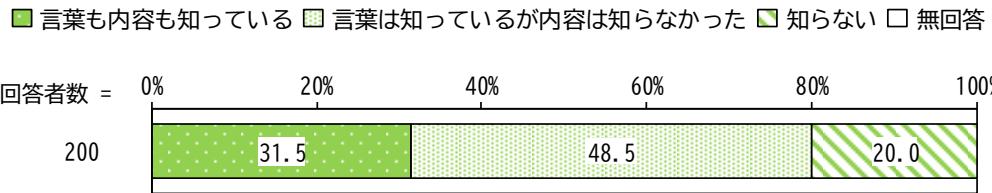
生活困難層では、「近所の人」「相談・支援機関や福祉の人」の割合が一般層より高く、「友人・知人」「職場の人」の割合が一般層より低くなっています。

区分	回答者数 (件)	家族・親族	友人・知人	近所の人	職場の人	民生委員・児童委員	相談・支援機関や福	その他	無回答
全 体	180	92.2	68.9	7.8	37.8	0.0	5.0	2.8	0.0
一般層	131	92.4	71.0	4.6	43.5	0.0	3.1	3.8	0.0
生活困難層	40	90.0	60.0	15.0	25.0	0.0	10.0	0.0	0.0

【子どもの権利について】

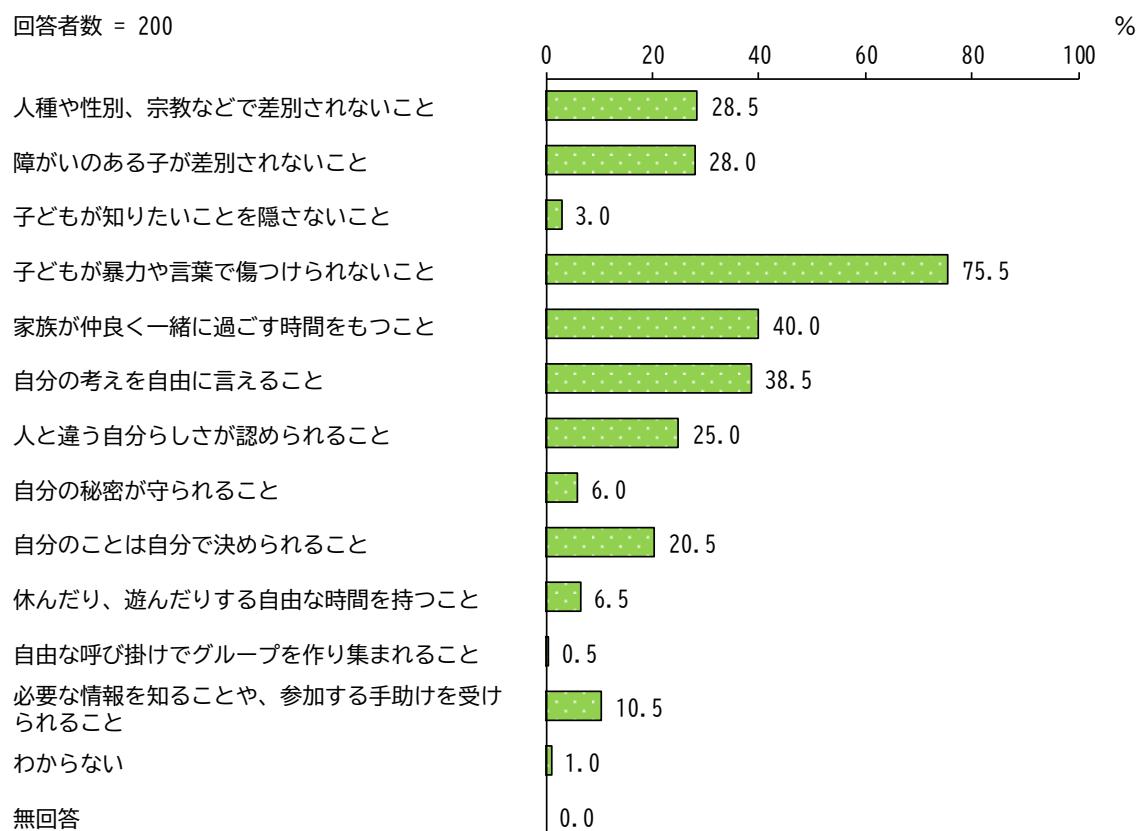
(3) あなたは、「子どもの権利」という言葉を知っていますか。

「言葉も内容も知っている」の割合が31.5%、「言葉は知っているが内容は知らなかった」の割合が48.5%、「知らない」の割合が20.0%となっています。



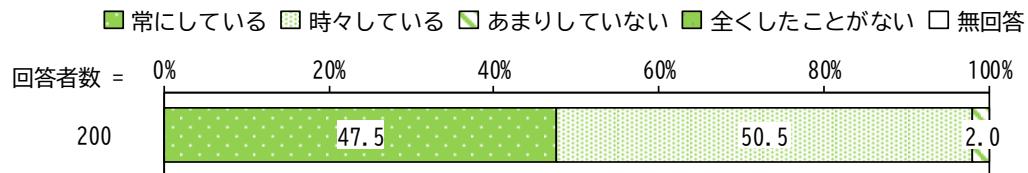
(4) 次の「子どもの権利」の中で特に大切だと思うことはどれですか。

「子どもが暴力や言葉で傷つけられること」の割合が75.5%と最も高く、次いで「家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと」の割合が40.0%、「自分の考えを自由に言えること」の割合が38.5%となっています。



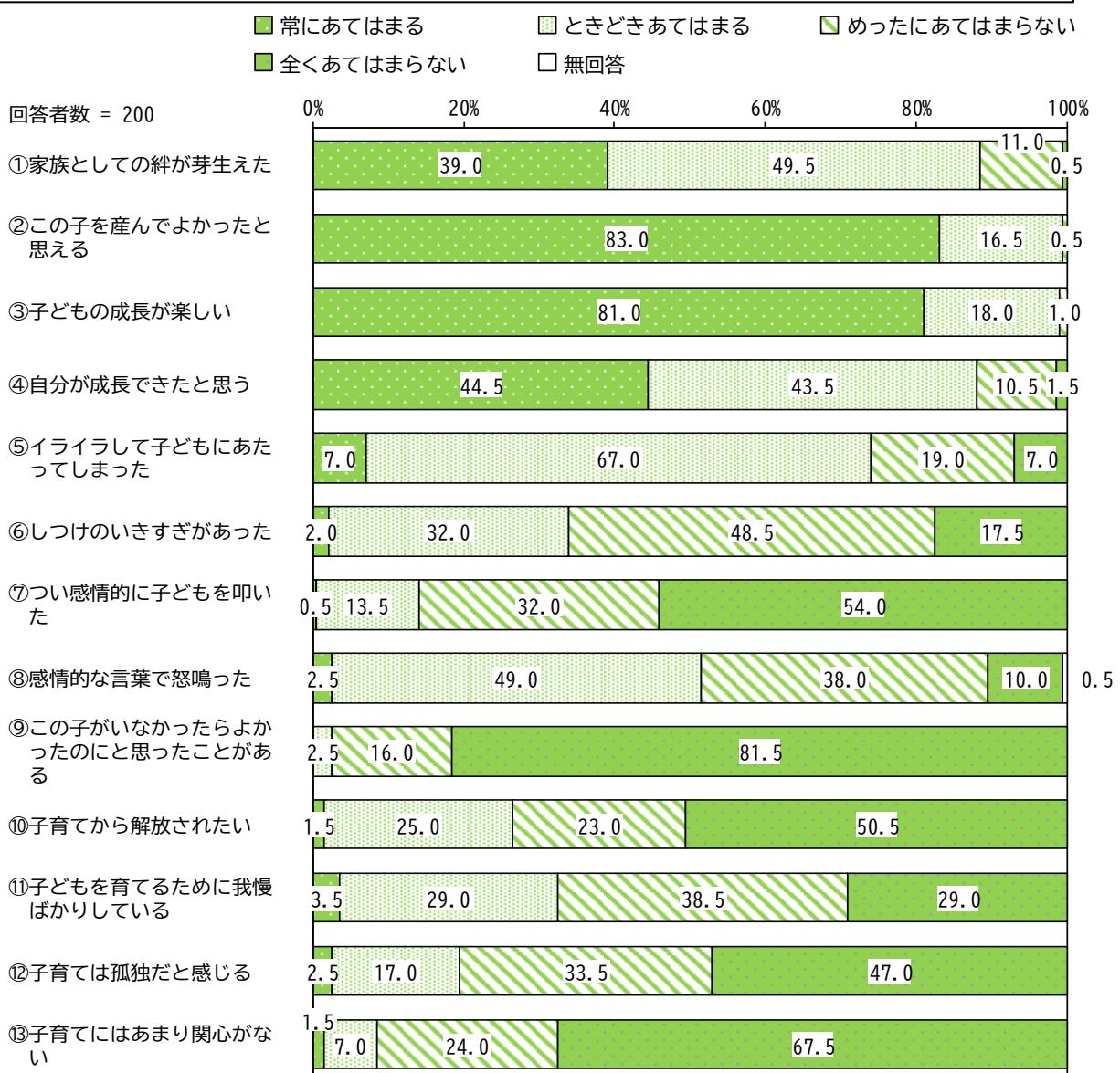
(5) あなたは、子育てをしていて、子どもの意見や要望を聞き、それらを取り入れるよう
に意識をしたことはありますか。

「常にしている」の割合が47.5%、「時々している」の割合が50.5%となっています。



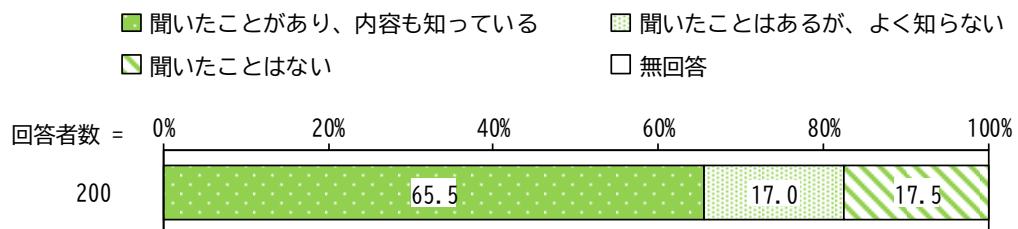
(6)これまでの子育ての中で次のようなことがあったり、思ったりしたことはありますか。

「この子を産んでよかったです」とは、『あてはまる』(「常にあてはまる」と「ときどきあてはまる」の合計)の割合が99.5%、「子どもの成長が楽しい」について、『あてはまる』の割合が99.0%となっています。「イライラして子どもにあたってしまった」では、『あてはまる』の割合が74.0%、「感情的な言葉で怒鳴った」では、『あてはまる』の割合が51.5%、「子育ては孤独だと感じ」では、『あてはまる』の割合が19.5%となっています。



(7) 「ヤングケアラー」という言葉をこれまでに聞いたことがありますか。

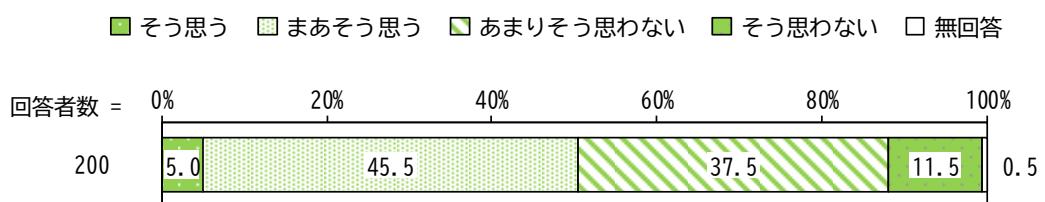
「聞いたことがあり、内容も知っている」の割合が65.5%、「聞いたことはあるが、よく知らない」の割合が17.0%、「聞いたことがない」の割合が17.5%となっています。



【子育てについて】

(8) あなたは現在の海津市について、子育てしやすいまちだと思いますか。

『そう思う』(「そう思う」と「まあそう思う」の合計)の割合が50.5%と半数となっています。



(9) そう思う理由は何ですか。海津市に昔からお住まいの方は、昔と比べてよくなっていると思うこと、市外から転入されてきた方は、他市町村と比べて海津市の子育てがよいと思うことなどを中心に、自由に書いてください。

「子育て支援センターにおいて、相談したり、友人ができたりして楽しく過ごせた」「保育園、小学校のサポートがよい」「地域の人が声を掛けてくれる」「子連れに親切である」などの意見があります。

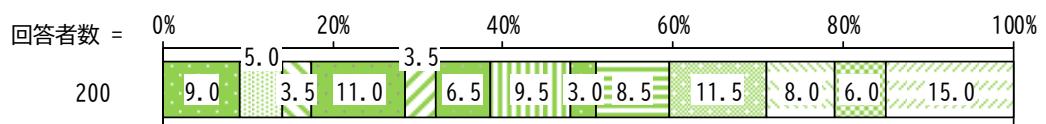
(主な意見)

- ・ 幼児の時は子育て支援センターをよく利用させていただいて、こどもも親も楽しく過ごさせていただきました。子育ての悩みを相談したり楽しく話をできる友人もでき、とても良い時間を過ごせました。公園や道の駅などでもこどもが楽しめるイベントが都度開催されていたり、楽しく子育てしています。わたしは県外から嫁いできて出産、育児をしているので、他市町村と比べることはできませんが、海津市で安心して子育てしています。ありがとうございます。
- ・ 支援センターがたくさんある
- ・ こどもと外に出ると、よく地域の方々が声をかけてくださる。市役所や病院などの公共施設等で、こども連れにとても親切だといつも感謝している。
- ・ 地元の市よりも保育園に入りやすく、仕事に出やすい。保育園もサポートがあつく、保育料も他市より安く経済的によい。小学校は少人数クラスで先生からのサポートがしっかりしている。

(10) 子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、行政担当者など）からどのようなサポートがあればよいとお考えでしょうか。

「交通安全や犯罪防止のためのパトロール活動」の割合が11.5%と最も高く、次いで「同年代の子どもも同士が交流できる活動」の割合が11.0%、「買い物の間や急な外出のときなどに子どもを預かってくれる活動」の割合が9.5%、「子育ての悩みを気軽に相談できるような活動」の割合が9.0%となっています。

- 子育ての悩みを気軽に相談できるような活動
- 子育てをする親同士の仲間づくりを支援してくれる活動
- 子どもの関わり方やしつけ方を教えてくれる活動
- 同年代の子どもも同士が交流できる活動
- 異世代の子どもや高齢者など世代間の交流ができる活動
- 子どもに遊びを教えてくれる活動
- 買物の間や急な外出のときなどに子どもを預かってくれる活動
- ちょっとした休憩やトイレ・おむつ替え等の場を提供してくれる活動
- 子育て家庭の家事を支援する活動
- 交通安全や犯罪防止のためのパトロールをする活動
- 公園などの花壇や樹木の管理、清掃等の美化活動
- その他
- 特にない
- 無回答

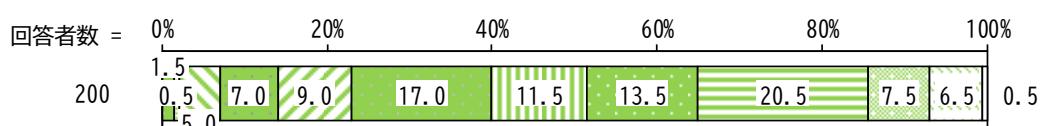


【海津市に望むことについて】

(11) あなたは最近の生活に、どのくらい満足していますか。

5点以上の点数を付けた肯定的に捉えている割合が76.5%となっており、そのうち「十分に満足している(10点)」の割合は6.5%となっています。一方、「まったく満足していない(0点)」という否定的な回答の割合が1.5%となっています。

- 0点
 - 1点
 - 2点
 - 3点
 - 4点
 - 5点
 - 6点
 - 7点
 - 8点
 - 9点
 - 10点
 - 無回答
- まったく満足していない ← → 十分に満足している



(12) あなたが子育てについて海津市に求めるご意見、あなたが海津市で過ごしたことの頃（幼稚園・保育園、小中学校）を振り返り思うこと、その他ご意見・ご要望などを自由に書いてください。

「交通や通学の支援（スクールバス、コミュニティバス、鉄道含む）」の意見が25件、「医療施設充実（特に小児科などの小児医療）」の意見が18件、「公共施設・遊び場の整備（公園・児童館・下校環境など）」の意見が18件、「経済的支援・給付金・費用補助」の意見が16件、「学校・教育施設の充実」の意見が11件、「商業施設・生活利便性整備」の意見が11件、「子育て支援・保育施設整備」の意見が8件、「図書館・文化施設整備」の意見が6件、「給食費の無償化」の意見が6件、「防災・安全対策」の意見が6件、その他の意見が14件あります。

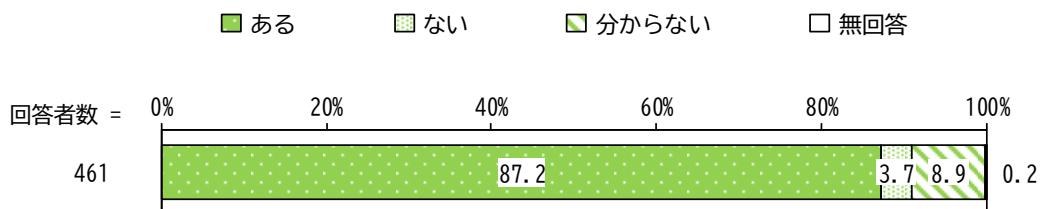
主な意見	件数
交通・通学支援（スクールバス、コミュニティバス、鉄道含む）	25
医療施設充実（特に小児科などの小児医療）	18
公共施設・遊び場整備（公園・児童館・下校環境など）	18
経済的支援・給付金・費用補助	16
学校・教育施設充実	11
商業施設・生活利便性整備	11
子育て支援・保育施設整備	8
図書館・文化施設整備	6
給食費の無償化	6
防災・安全対策	6
その他	14
特にない	3

④39歳以下調査の結果

【将来について】

(1) 今のあなたにとって居場所はありますか。

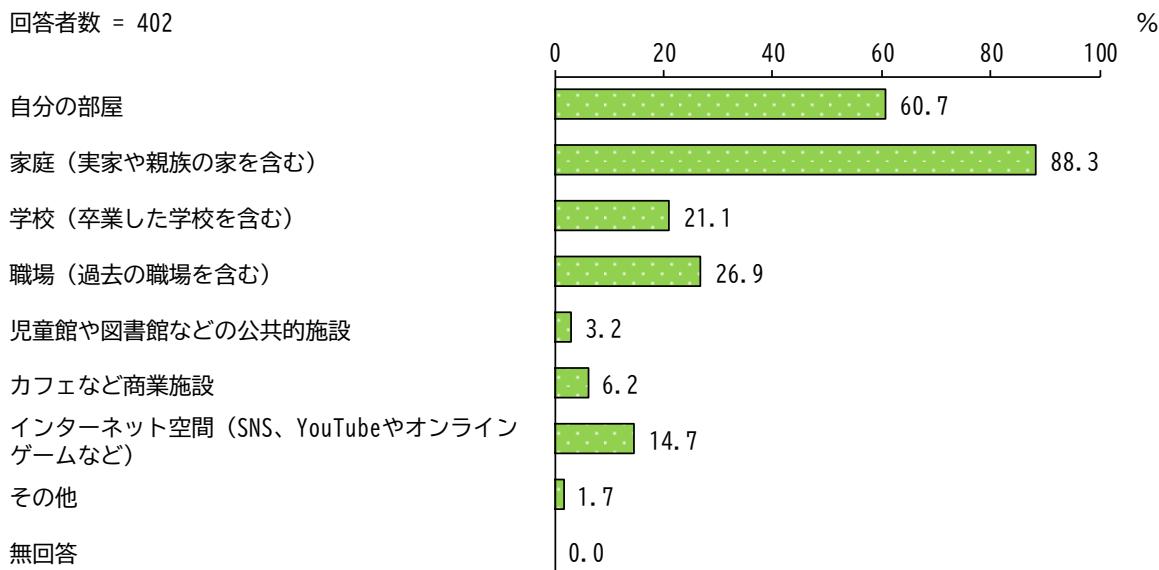
「ある」の割合が87.2%となっています。



(2) 「居場所がある」と回答したの方に伺います。それはどこですか。

「家庭(実家や親族の家を含む)」の割合が88.3%、「自分の部屋」の割合が60.7%、「職場(過去の職場を含む)」の割合が26.9%、「学校(卒業した学校を含む)」の割合が21.1%となっています。また、「インターネット空間(SNS、YouTubeやオンラインゲームなど)」の割合が14.7%となっています。

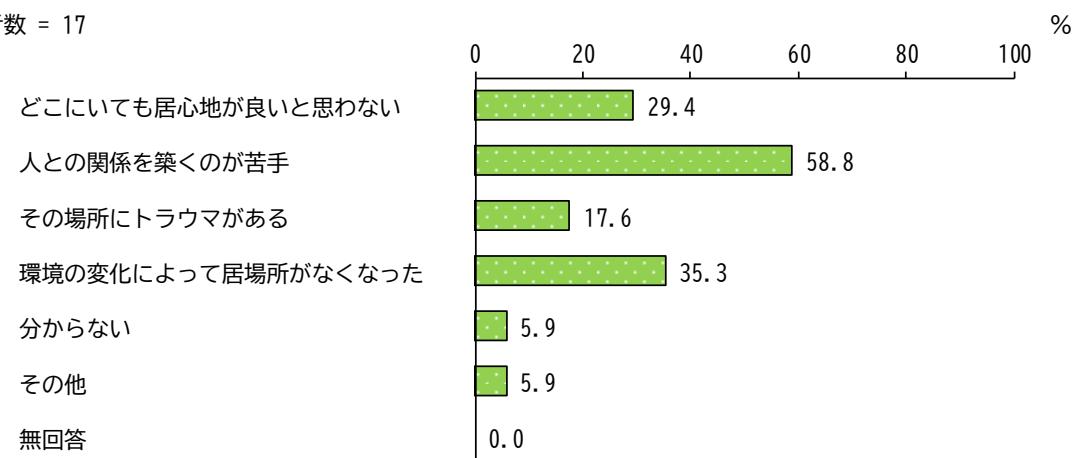
回答者数 = 402



(3) 「居場所がない」と回答した方に伺います。その理由はなんですか。

「人との関係を築くのが苦手」の割合が58.8%と最も高く、次いで「環境の変化によって居場所がなくなった」の割合が35.3%、「どこにいても居心地がよいと思わない」の割合が29.4%となっています。

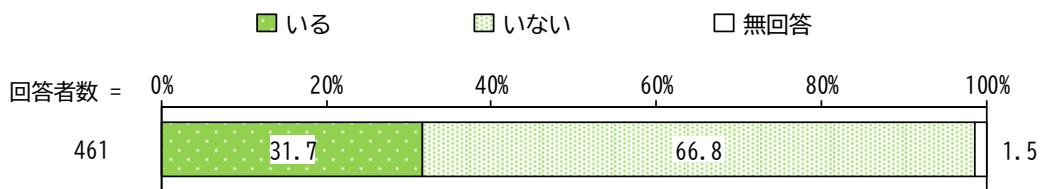
回答者数 = 17



【結婚について】

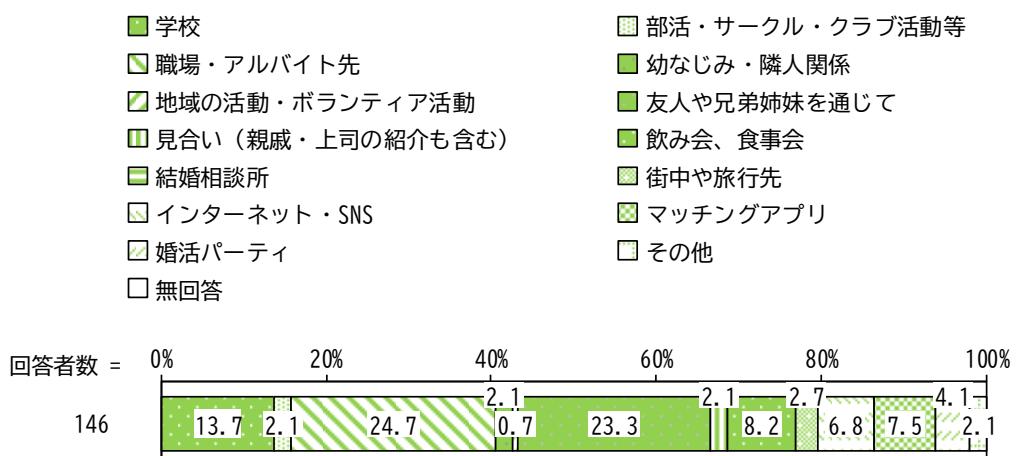
(4) あなたには配偶者（パートナー）がいますか。

「いる」の割合が31.7%、「いない」の割合が66.8%になっています。



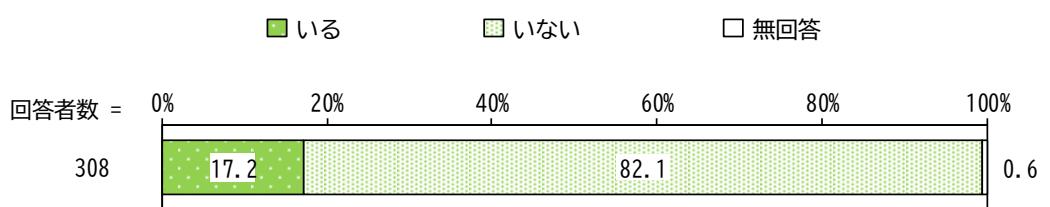
(5) 「配偶者（パートナー）がいる」と回答した方にお伺いします。あなたは、現在の配偶者（パートナー）とどのようなきっかけでお知り合いになりましたか。最もあてはまると思うものを選んでください。

「職場・アルバイト先」の割合が24.7%と最も高く、次いで「友人や兄弟姉妹を通じて」の割合が23.3%、「学校」の割合が13.7%、「飲み会や食事会」の割合が8.2%、「マッチングアプリ」の割合が7.5%、「インターネット・SNS」の割合が6.8%となっています。



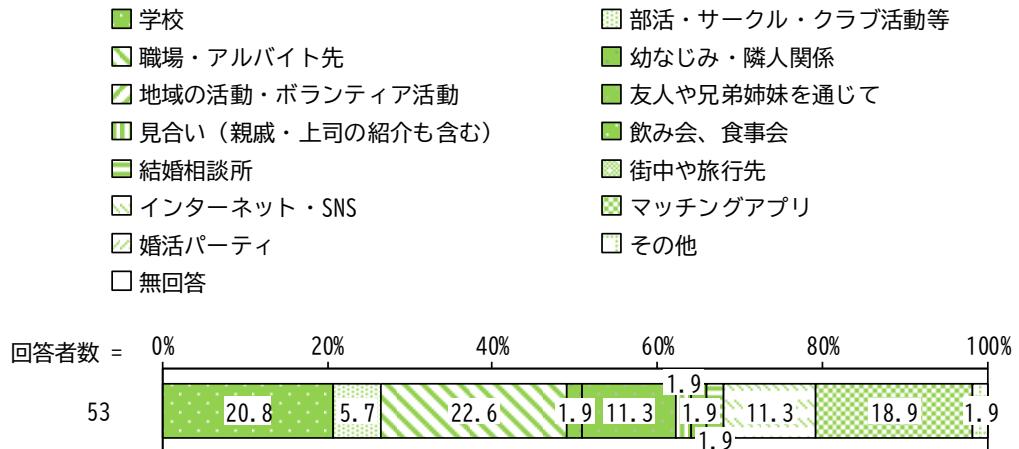
(6) 「配偶者（パートナー）がない」と回答した方にお伺いします。あなたは、現在交際している人はいますか。

「いる」の割合が17.2%、「いない」の割合が82.1%となっています。



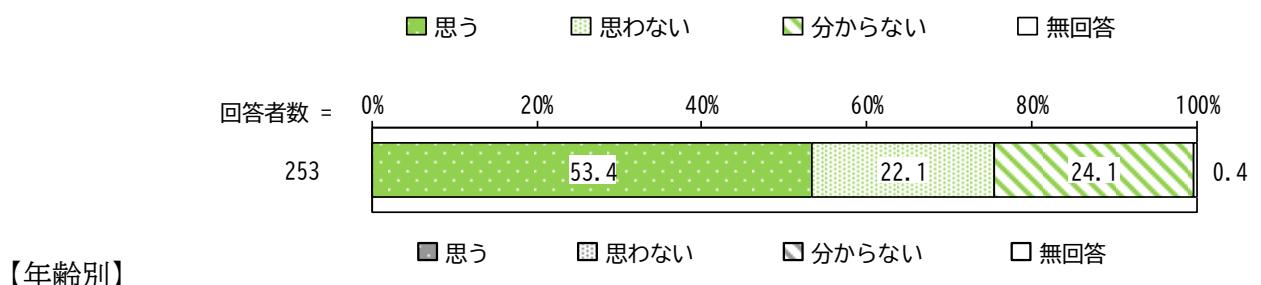
(7) 「交際している人がいる」と回答した方にお伺いします。あなたは、現在の交際している人とのどのようなきっかけでお知り合いになりましたか。最もあてはまると思うものを選んでください。

「職場・アルバイト先」の割合が22.6%と最も高く、次いで「学校」の割合が20.8%、「マッチングアプリ」の割合が18.9%となっています。

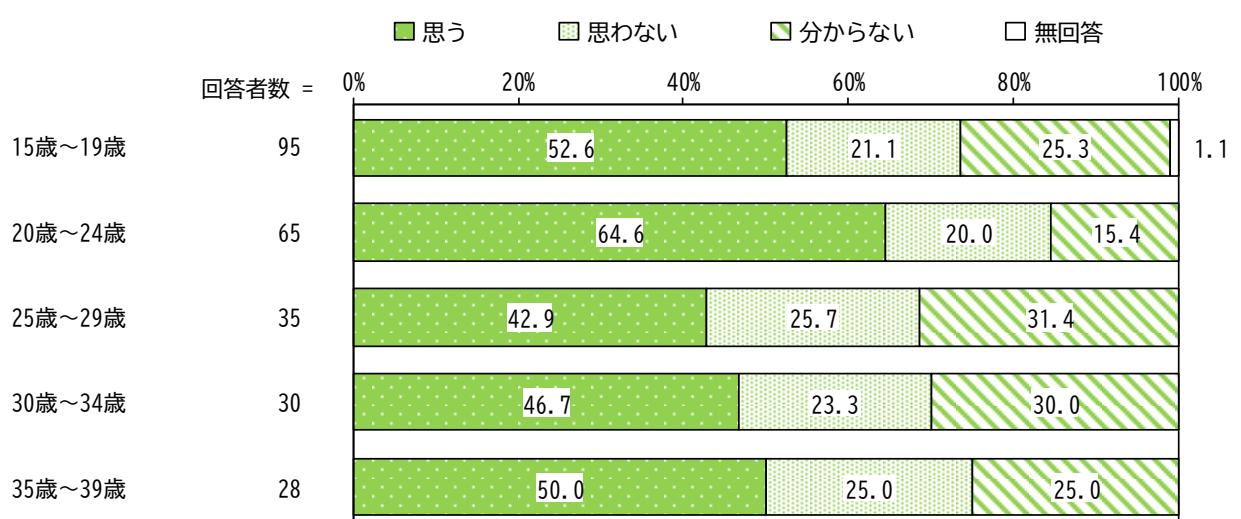


(8) 「交際している人がいない」と回答した方にお伺いします。あなたは、いつかは結婚したいと思いますか。

「思う」の割合が53.4%、「思わない」の割合が22.1%となっています。



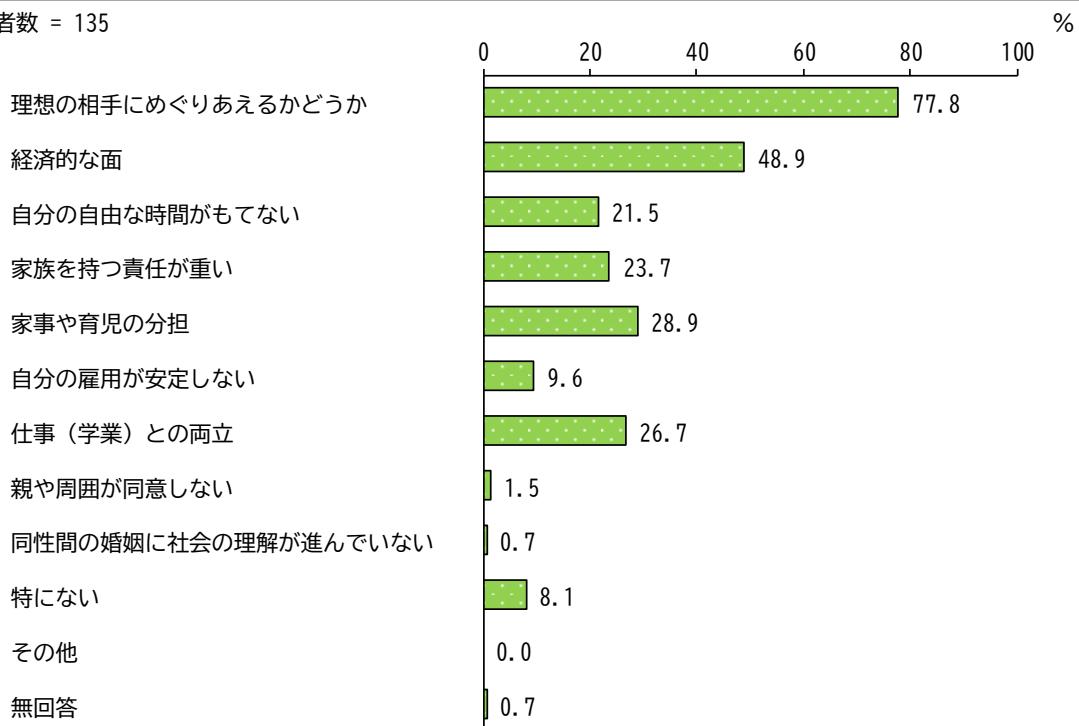
年齢別では、20歳～24歳で「思う」の割合が64.6%と突出して高くなっています。



(9) 「いつかは結婚したいと思う」に○をした方にお伺いします。あなたが現在結婚について抱いている不安として、当てはまるものを選んでください。

「理想の相手にめぐりあえるかどうか」の割合が77.8%、「経済的な面」の割合が48.9%、「家事や育児の分担」の割合が28.9%となっています。

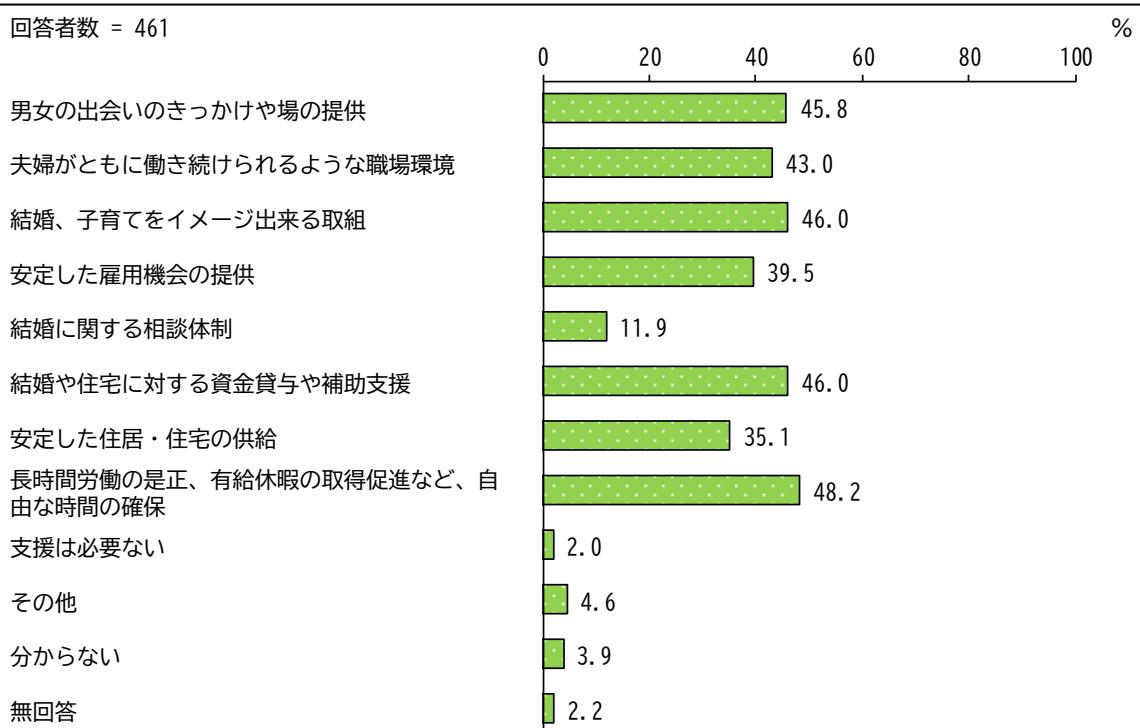
回答者数 = 135



(10) 結婚しやすい、結婚したいと思える環境をつくるには、どのような取組が効果的だと思いますか。

「長時間労働の是正、有給休暇の取得促進など、自由な時間の確保」の割合が48.2%と最も高く、次いで「結婚、子育てをイメージできる取組」「結婚や住宅に対する資金貸与や補助支援」の割合が46.0%、「男女の出会いのきっかけや場の提供」の割合が45.8%となっています。

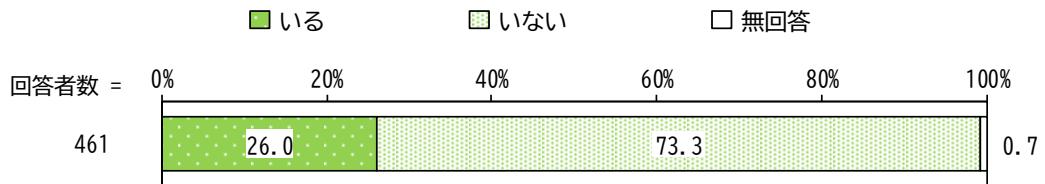
回答者数 = 461



【出産・子育てについて】

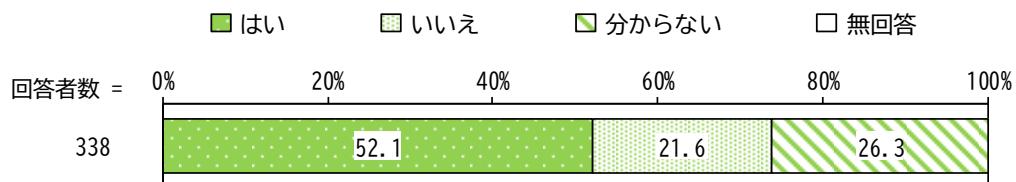
(11) あなたは、現在、子どもがいますか。

「いる」の割合が26.0%、「いない」の割合が73.3となっています。



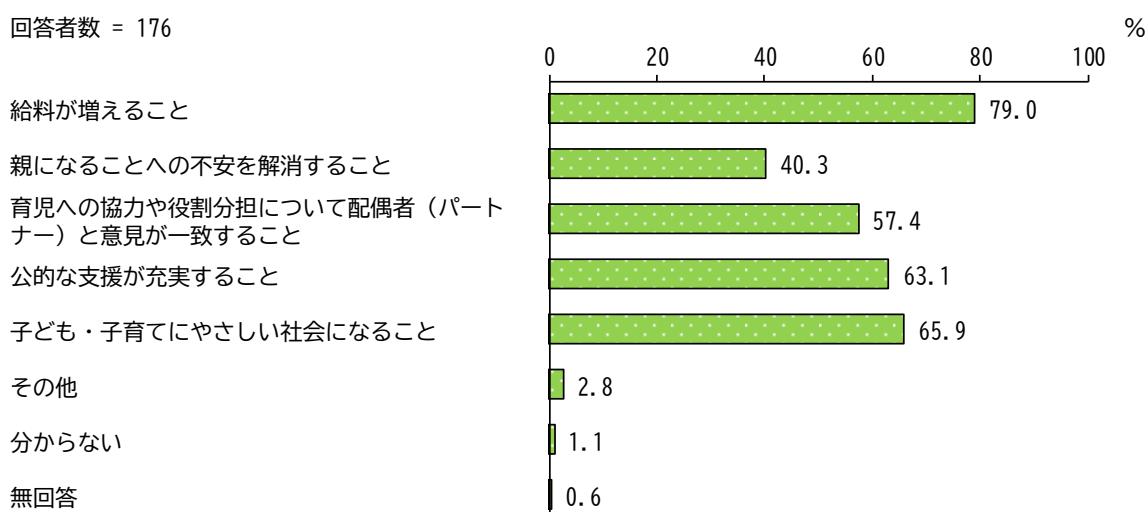
(12) 「子どもがない」と回答した方にお伺いします。あなたは、いつかは子どもを持ちたいと思いますか。

「はい」の割合が52.1%、「いいえ」の割合が21.6%となっています。



(13) 「子どもを持ちたい」と回答した方にお伺いします。子どもを持つために、どのようなことが必要だと思いますか。

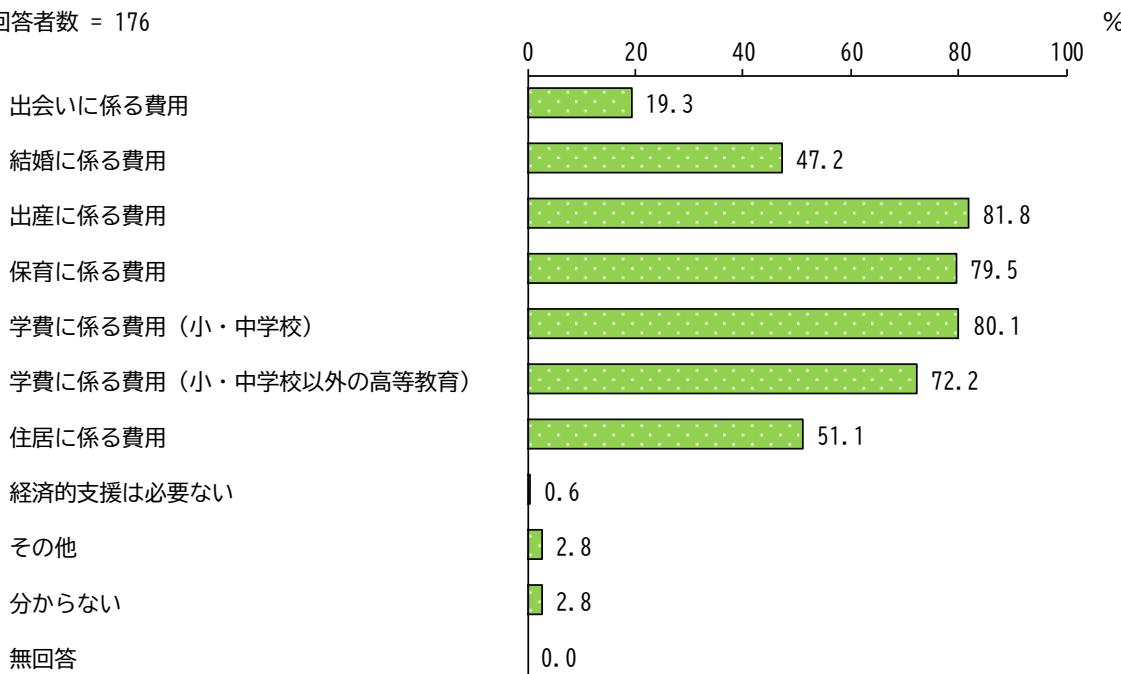
「給料が増えること」の割合が79.0%、「子ども・子育てにやさしい社会になること」の割合が65.9%、「公的な支援が充実すること」の割合が63.1%となっています。



(14) こどもを持つために、必要な経済的支援は何だと思いますか。

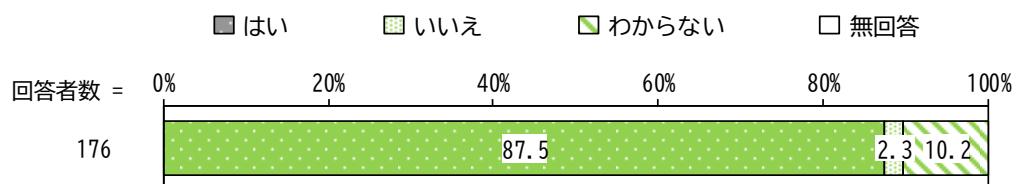
出産・保育・学費に係る費用と回答した割合がそれぞれ約8割となっています。

回答者数 = 176



(15) あなたは、こどもが生まれた後、働く（働き続ける）考えがありますか。

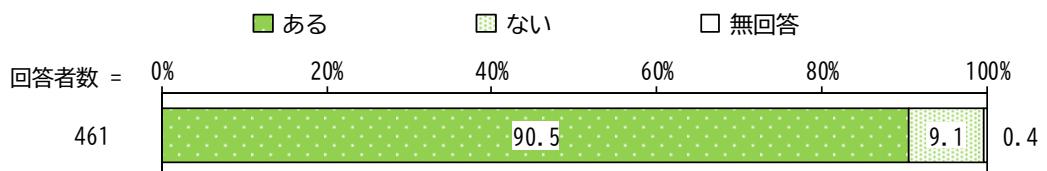
「はい」の割合が87.5%、「いいえ」の割合が2.3%となっています。



【普段の生活や悩みについて】

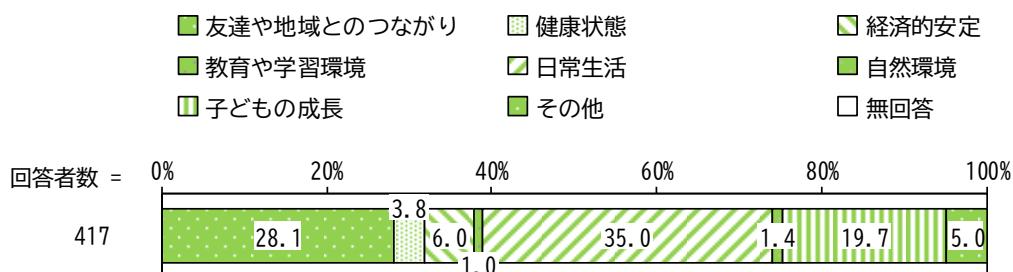
(16) あなたは日常生活で幸せだと感じことがありますか。

「ある」の割合が90.5%、「ない」の割合が9.1%となっています。



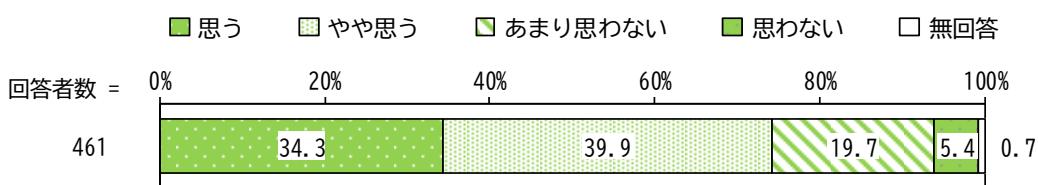
(17) 「日常生活で幸せだとを感じる」と回答した方にお伺いします。あなたはどのような事に最も幸せを感じますか。

「日常生活」の割合が35.0%と最も高く、次いで「友達や地域のつながり」の割合が28.1%、「子どもの成長」の割合が19.7%となっています。



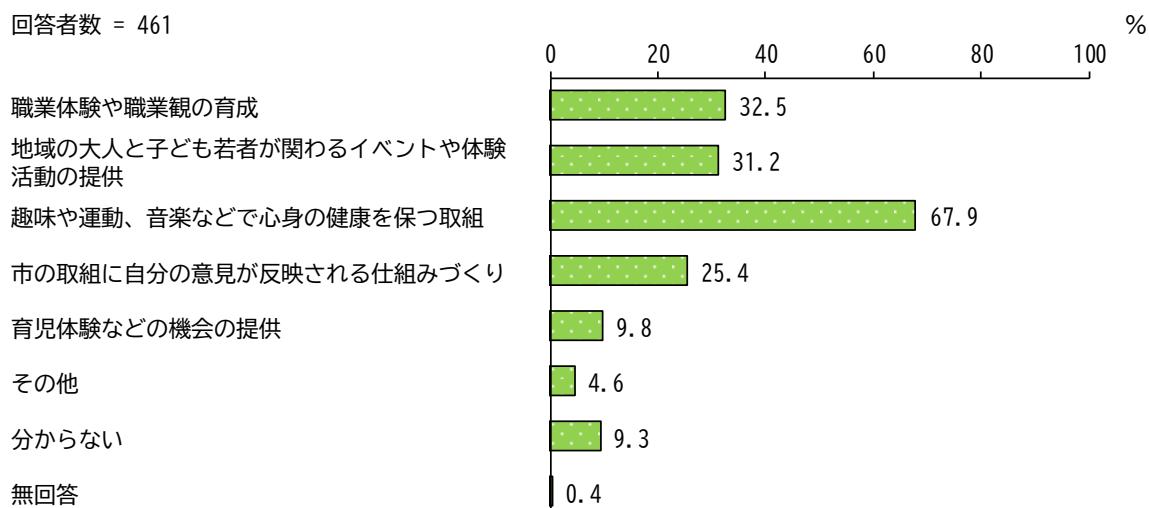
(18) 今の自分が好き又は自分らしくいることができていると思いますか。

『思う』(「思う」と「やや思う」の合計)の割合が74.2%、『思わない』(「あまり思わない」と「思わない」の合計)の割合が25.1%となっています。



(19) こどもや若者の自己肯定感を高めるために、どのような取組が役立つと思いますか。

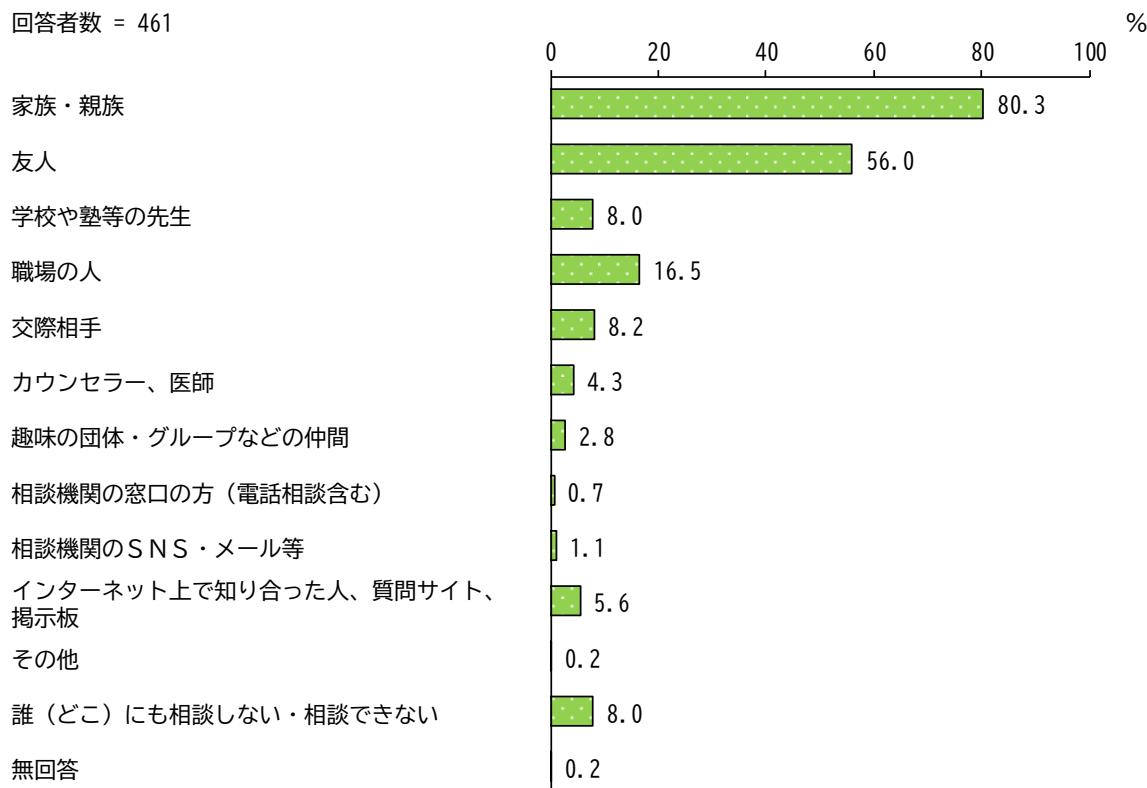
「趣味や運動、音楽などで心身の健康を保つ取組」の割合が67.9%と突出して高く、次いで「職業体験や職業観の育成」の割合が32.5%、「地域の大人とこども若者が関わるイベントや体験活動の提供」の割合が31.2%となっています。



(20) あなたが何でも話せる相手や、悩んでいるときに相談に乗ってくれる場所や人を教えてください。

「家族・親族」の割合が80.3%と最も高く、次いで「友人」の割合が56.0%、「職場の人」の割合が16.5%となっています。また、「誰（どこ）にも相談しない・相談できない」の割合が8.0%となっています。

回答者数 = 461

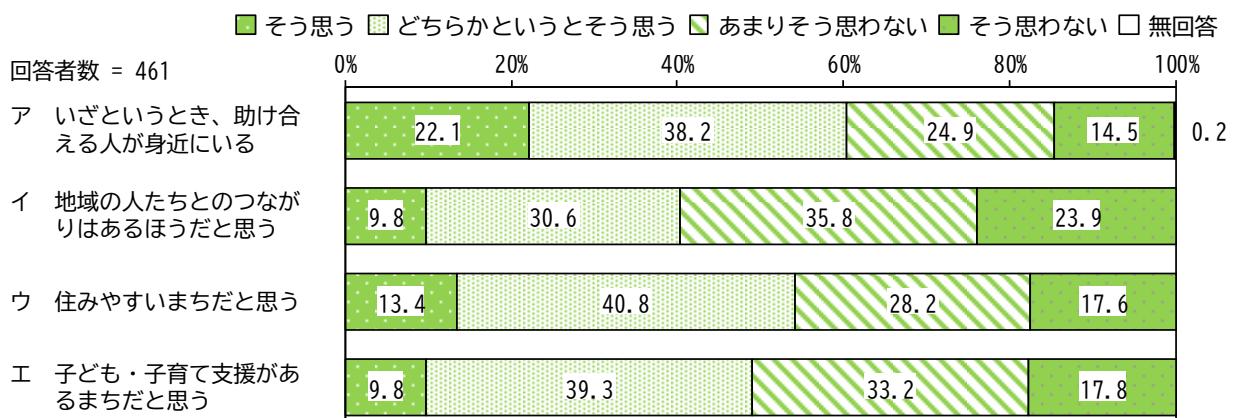


【海津市に望むことについて】

(21) あなたは、お住まいの地域やまちについて、どのように感じていますか。

「住みやすいまちだと思う」について、『そう思う』（「そう思う」と「どちらかというとそう思う」の合計）の割合が54.2%、「子ども・子育て支援があるまちだと思う」について、『そう思う』の割合が49.1%となっています。

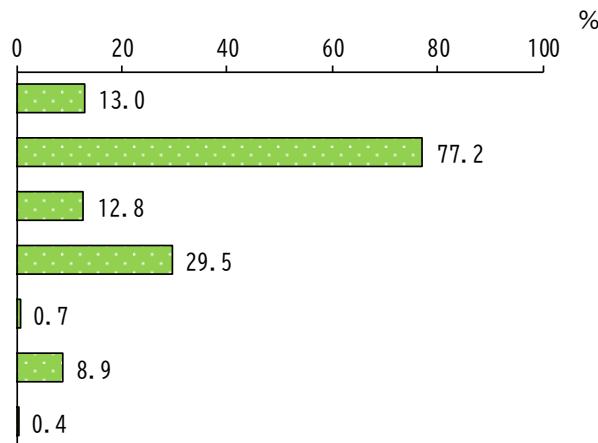
回答者数 = 461



(22) 市の施策に対して自分の意見を言うとしたら、どのような方法で伝えたいと思いますか。

「アンケートによる回答(WEB・紙)」の割合が77.2%と突出して高く、次いで「SNS等を通じて発信」の割合が29.5%、「話し合い(会議等)への参加」の割合が13.0%となっています。

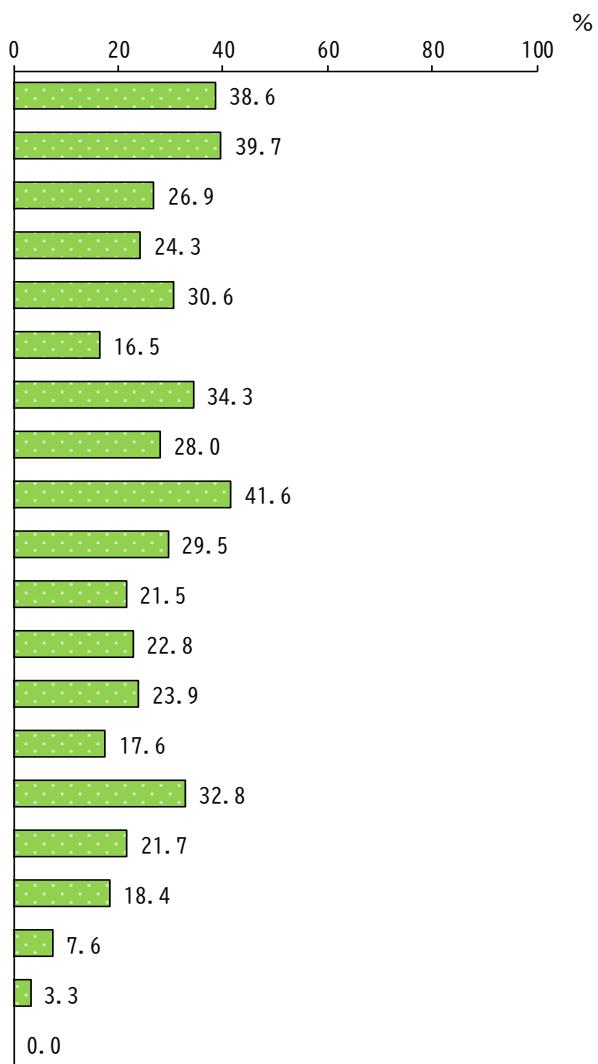
回答者数 = 461



(23) あなたは、海津市が取り組むこどもや若者の政策にどんなことを望みますか。

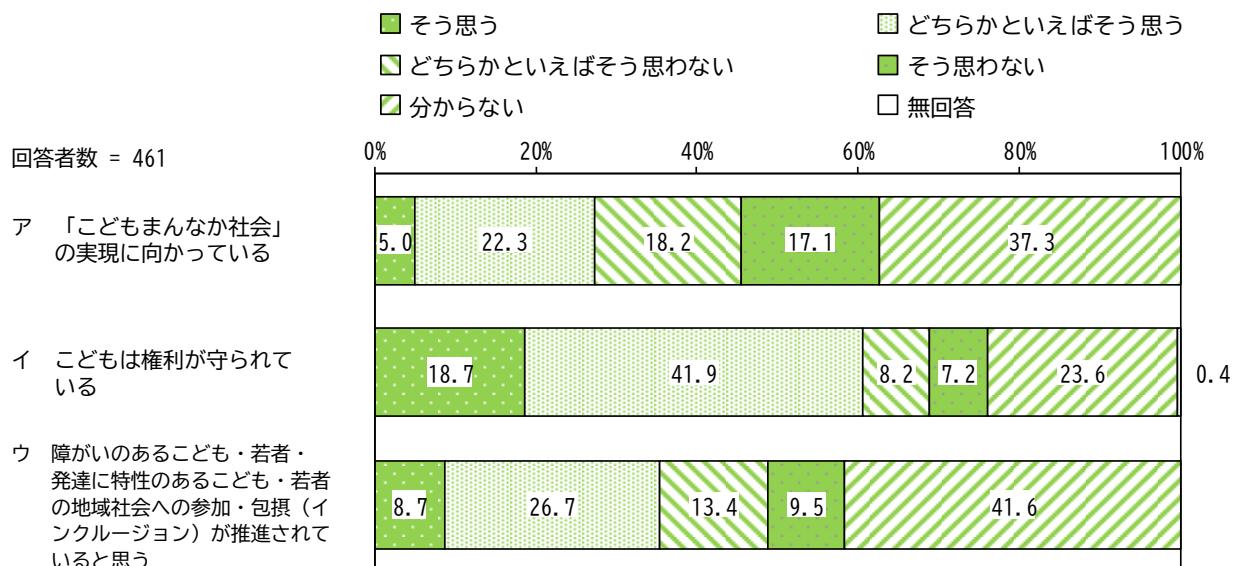
「放課後などに気軽に行ける安全な居場所を提供する」の割合が41.6%と最も高く、「家庭・学校・地域がともに子どもを育成するまちづくりをする」の割合が39.7%、「こどもや若者が参加できるイベントを開催する」の割合が38.6%となっています。

回答者数 = 461



(24) あなたは、以下の事柄について海津市の現状をどのように考えていますか。

「こどもまんなか社会の実現に向かっている」について、『そう思う』(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)の割合が27.3%となっています。また、「子どもの権利が守られている」について、『そう思う』の割合が60.6%となっています。



(25) こどもや若者に関することについて、普段感じていること、あなたが海津市で過ごしたことの頃（幼稚園・保育園、小中学校）を振り返り思うこと、その他のご意見・ご要望がありましたら、ご自由にご回答ください。

「遊ぶところや店、施設を増やしてほしい」の意見が44件、「交通・移動手段を充実してほしい」の意見が34件、「学校や授業に対する要望」の意見が34件、「経済的支援・給付の改善」の意見が13件、「少子高齢化についての対策、子育て支援」の意見が9件、「病院や医療的支援を充実してほしい」の意見が7件、「地域コミュニティの衰退・交流不足」の意見が3件、「SNSの活用や情報提供についての要望」の意見が3件、その他の意見が33件あります。

主な意見	件数
遊ぶところや店、施設を増やしてほしい	44
交通・移動手段を充実してほしい	34
学校や授業に対する要望	34
経済的支援・給付の改善	13
少子・高齢化についての対策、子育て支援	9
病院や医療的支援を充実してほしい	7
地域コミュニティの衰退・交流不足	3
SNSの活用や情報提供についての要望	3
その他	33

*特になし、わからないを除く

(2) 子育てのまちづくりワークショップ

子育て中の方、子育て支援に携わる個人や団体、子育て支援に興味のある方などが集まり、子育ての悩みや思いを共有しながら、子育てを楽しくできるアイデアを出し合い、個人や団体、地域、企業、行政ができる子育て支援の具体的な取り組みについて話し合うワークショップを実施しました。

①ワークショップの概要

区分	内 容
参加者	一般公募による市民や団体関係者等 17人
テーマ	みんなで子育てについて考えてみよう
日 時	令和7年11月21日(金)13:30~15:30
会 場	海津市こども未来館「ZuTTo」 交流スペース



②ワークショップ内の意見(抜粋)

○育児・子育て支援に対する悩みや思い（改善・解決したいこと）

カテゴリー	主な意見
居場所	夏休みの居場所が少ない
	小中学生の遊べる場所が少ない
	安心して子どもを遊ばせる場所が少ない
	土日に預けられる場が少ない
	小中高生のイベントをやってほしい
医 療	小児科の病院が市内に無い
	急病の時に近くに行ける病院が無い
	病児医療の充実
	不妊治療をもっと手厚くしてほしい

カテゴリー	主な意見
子育て支援	子育て支援センターの利用者が少ない
	子育ての悩みを気軽に相談したい
	親の学ぶ場が少ない
	保護者が体調不良の時の子どもの預け先が無い
	急な子どもの呼び出しがあると、仕事に支障が出る
	ファミサポの利用料が高い
こども園・学校	一時的な支援だけでなく、長い支援を希望
	人口が減少し、今後こども園や学校がどうなるのか不安。
	地域の行事が減少、園や学校の行事の減少
	学校が遠い
	不登校児童が多い
通園・通学	保育士不足
	交通事故が心配
	通学路の整備、横断歩道の設置
	街路灯が少ない
	通学費の援助を増やしてほしい
行政	スクールバスに乗れる範囲を広げてほしい
	県や市が行う支援内容が分かりづらい
	子育ての情報が伝わっていない
	市だけでなく、周辺地域での支援
家庭	公園のトイレや遊具の整備、公園が少ない
	気持ちの余裕がない
	仕事に疲れて、子どもにやさしくできない
	子どもと一緒に遊びたいのに家事などで時間が無い
	共働きが増えているが、支援が少ない
	父親が家事を手伝わない、
	父親の育休がとれていない
	家だと好き嫌いをする、
	ゲームの時間が心配
	しつけの仕方が分からぬ
	片付けができない
	成長の遅れが心配
	習い事や子育てにお金がかかる
	子どもがスポーツをすると親の負担が多い
地域	夜の会議に出にくい
	地域の関りが希薄、近所で話をしたことない
	大型商業施設やお店が少ない
	未婚率が増加している

○改善・解決のために取り組めること

主 体	主な意見
市民・団体	行事をコロナ前に戻す検討が必要
	地域でこどもを見守る
	3世代が交流できる機会を増やす
	体験教室など交流できる機会を増やす
	こどもの居場所・こども食堂を増やす
企 業	買い物や習い事が1カ所でできる場所づくり
	職場における子育てへの理解促進
	民間企業との連携の促進
行 政	公共施設のリニューアル・リノベーションをする
	こどもの居場所(児童館)をつくる
	朝の学童保育を行う
	公園トイレの洋式化、草刈り等の整備
	空き家の活用を促進する
	地域行事の開催への行政のサポート
	インスタグラムなどの情報発信、海津の良いところの情報発信
	より多くの人に知ってもらえる情報ツールをつくる
	スクールバス利用のニーズ調査
	気軽に相談できる場所づくり
	悩みを共有したり、話したりできる場所づくり
	小児科の設置や病児保育の場所を増やす
	ファミサポのクーポン配布や情報の強化
	子育てを手伝ってほしい人と手伝いたい人のマッチングアプリの導入
	優しい運転への表彰する

○意見のまとめ

- ・居場所、医療、通園・通学などのカテゴリーで、こどもたちが安心・安全で遊べる居場所づくりやこども園・学校へ安全に通える環境づくりへの支援を充実してほしいという多数の意見がありました。
- ・家庭での育児に対する不安や心配に対する相談できる場所を要望する意見が出されました。
- ・子育て情報の発信強化、子育て家庭向けのイベントの実施、ネットワークづくりなどに対する意見が出されました。
- ・子育てを手伝ってほしい人と手伝いたい人をつなぎ、お互いに助け合えるシステム作りへの要望がありました。

こども計画策定にあたり、統計データやアンケート結果を踏まえながら、「こどもまんなか社会」の実現に向けた本市の課題を整理しました。

(1) こどもの権利について

- こどもは権利の主体として、一人一人の健やかな育ちが保障され、自分らしく幸せに生きる社会の実現が必要です。本市の小中学生は、「今の生活に満足しているか」の設問について、5点以上の点数を付けた肯定的に捉えている割合が87.2%となっています。一方、まったく満足していないという否定的な回答の割合が1.9%あることから、一人一人がそれぞれにとって満足な状態になるような環境を確保することが重要です。
- アンケート調査において、8.4%の小中学生が自分たちの考え方や思いを大人が聞いてくれないと感じています。恒常的に、こども・若者の声や意見を聞き、立場を尊重した施策の展開と併せ、こどもの幸せにつながる取り組みの推進が必要です。
- 本市の児童虐待相談件数は、令和6年度に12件発生しており、児童虐待防止に向けた早期発見、早期対応を図り、こどもの権利侵害を許さない意識の醸成が必要です。
- こどもの権利について、「言葉も内容も知っている」と回答した保護者の割合が31.5%となっており、すべての市民が認知できるように、啓発活動が必要です。また、「言葉も内容も知っている」と回答した小中学生の割合は、小学生13.3%、中学生18.5%であり、こども自身の認識を深める学習と、自分の考え方や思いを表現でき、自己肯定感を高められる取り組みが必要です。

(2) 子育て支援サービスの充実について

- 保護者にとって子育ては、乳幼児期に限定されるものではなく、こどもの誕生以前から始まり、乳児期、幼児期、学童期、思春期、青年期を経て大人になるまで続きます。そのため、社会全体でこどもと子育て家庭を支えていく姿勢が求められ、各ライフステージにおいて適切な支援が必要です。
- アンケート調査では、保護者が直面する悩みや心配ごとは多様であり、経済的な問題や孤立感、仕事との両立に関する悩みなどが挙げられます。どのような状況でもこどもが健やかに成長できる安心感を提供する取り組みを進めると共に、子育て支援サービスの情報を広く周知することが必要です。
- 乳幼児期における継続的な保健や医療の充実、学童期や青年期に安心して学べる教育環境の整備、心地よい居場所づくり、不登校児童への支援、ヤングケアラーへのサポート、青年期の就労への支援、結婚を望む人々への支援、相談体制の強化など、あらゆる場面で包括的かつ計画的な支援が求められます。

(3) 子どもの居場所等について

- すべての子どもや若者が、年齢に関係なく互いに人格や個性を尊重し、安全で安心して過ごせる居場所を複数持てるよう、社会全体で支えていくことが必要です。そのため、新しい居場所の創設に加え、すでに子どもの居場所となっている子ども未来館など、地域に存在するさまざまな居場所についても、より良い環境を提供できるよう取り組んでいくことが求められます。
- 学校は、単なる学びの場ではなく、安全で安心できる環境のもとで他者と関わりながら成長する、子どもにとって重要な居場所のひとつです。そのため、子どもの最善の利益を確保するとともに、格差を縮小し社会的包摶(インクルーシブ)を促進する観点から、学校生活をさらに充実したものにする取り組みが必要です。
- 家庭では、保護者が子どもの基本的な生活習慣や自立心を育む役割を担っています。そのため、保護者自身が学びを深める機会を提供するとともに、アンケート結果で指摘されているような、相談相手が身近にいない状況にある保護者を途切れることなく支援し、寄り添う形で家庭教育をサポートする取り組みを進めていくことが重要です。
- 39歳以下の若者へのアンケートにおいて、家や学校以外で居場所が欲しいと回答しています。子ども・若者が気軽に過ごすことができ、様々な活動ができる居場所が求められています。

(4) 配慮を必要とする子どもや子育て家庭について

- 子どもの貧困は、経済的な問題にとどまらず、心身の健康や衣食住、進学の機会、学習意欲、そして前向きな気持ちを育むことまで幅広く影響を及ぼし、結果として子どもの権利を侵害するとともに、社会的孤立を引き起こす深刻な課題です。この問題に対しては、優先的かつ包括的に取り組むことが求められます。また、保護者が安定した経済基盤を築けるよう、就労支援などを含む多様な支援策を効果的に組み合わせることによって、経済的支援の実効性を最大化する必要があります。
- 障がいの有無に関係なく誰もが安心して暮らせる地域を目指し、障がいのある子ども・若者や発達に特性を持つ子ども・若者の地域社会への参加を積極的に推進し、包容(インクルージョン)の理念を軸に据えた支援体制を構築することが重要です。それぞれの子ども・若者が置かれた環境やライフステージに応じて、一般的な子育て支援との連携を図りながら、その発達や将来の自立、社会への積極的な参加を支援する取り組みを進めることが必要です。
- 地域社会全体が子育てや若い世代を支える視点を持つためには、子育て経験のある方もない方も含め、すべての人が主体的に参加し、地域の未来が子ども・若者を巡る問題と密接に関係していることを認識することが大切です。社会全体が子どもや家族を大事にする構造や意識の変革を進め、より豊かな共生社会を実現する必要があります。

(5) 若者支援について

- 若い世代の声にしっかり耳を傾け、彼らの視点に立ちながら、若者が主体的な選択を通じて結婚し、子どもを産み育てたいと希望した際に、その願いに応じられるよう社会全体で支えていくことが少子化対策の基本です。
- こども・若者が気軽に相談できる体制を整備し、適切な支援を提供するとともに、若者たちが「将来も海津市で暮らしたい」と感じられる魅力あるまちづくりを進めることが重要となります。
- 女性の就労率が高まる中で、女性が自身のキャリアを犠牲にすることや、家庭内で子育ての負担が女性に偏る状況を改善することが求められます。夫婦が協力し合いながら子育てを進める環境を築き、それを職場が支援し、地域社会全体で応援する体制を整えることが大切です。このために、「共働き・共育て」を推進し、全世代が安心して生活できる社会づくりを目指していく必要があります。
- 小中学生のアンケート結果によると、「大人になって住みたいまちはどこ」の質問に対し、小学生では34.4%、中学生では9%が「海津市に住みたい」と回答しています。こどもや若者が本市に住み続けたいと思えるよう、魅力的なまちづくりを進める必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1

基本理念

本市のまちづくりの基本理念である海津市第2次総合計画後期基本計画に位置づけられている「子育て支援の充実」を踏まえ、子育て世代が安心してこどもを産み、育てる喜びを感じられるよう、子育て支援の充実を図るとともに、こども・若者の視点に立ち、こどもたちの健やかな成長につなげる環境整備を進めてきました。さらに、第3期子ども・子育て支援事業計画において、「世代をつなぐ」「地域をつなぐ」「心をつなぐ」を基本に、生きる力を育み、愛情と思いやりあふれる人の創造を推進するとともに保育ニーズの多様性を踏まえ、本市で子育てをしたいと思えるまちづくりを推進してまいりました。

また、令和5年12月に閣議決定されたこども大綱では、すべてのこども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が求められています。

これらを踏まえ、本計画では、第3期子ども・子育て支援事業計画の基本理念を継承しつつ、これまで取り組んできた各種施策をより充実したものにすることで、こどもや若者の笑顔があふれ、市民みんなでこどもや若者の権利を大切にするとともに、より一層地域がつながり、お互いに支え合い、ともに育ち合う海津市を目指していきます。

基本理念

こどもの生きる力を育み 多様な子育てを支える
こどもまんなかのまち 海津

こどもの生きる力

「自ら学ぶ力」「人と関わる力」「生活する力」を育みます。

多様な子育て

豊かな自然に恵まれた海津市で、
地域の人々とふれあいながら
こどもを育てる「地育」を
目指します。

こどもまんなか

こどもの幸せが
社会全体の幸せにつながるよう
こどもを社会の中心に
捉えます。

(1) こども・若者の視点

こども・若者は、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、こども・若者の視点に立ち、権利の主体として認識することが重要です。常に最善の利益を第一に考え、社会のまんなかに捉え、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を目指していく必要があります。

こどもの成長にとってより良い環境づくりのため、地域全体でこどもや子育てを見守り支えていくことが重要です。

また、若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として結婚、子育てに関する希望の形成と実現を目指していく必要があります。

(2) 子育て当事者の視点

こどもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、こどもの成長に大きく影響します。そのためにも、妊娠・出産・子育てに関する必要な支援を提供するとともに、こども・若者が発達段階に応じ、健やかに成長して自己実現を図り、生活の基盤を安定させて自立できるようになるまで、切れ目なく支援することが重要です。

また、多様化する子育て家庭の生活実態や利用者のニーズに対応できるよう、事業の量の確保と質の向上を図るとともに、障がい・疾病・虐待・貧困など困難な状況にあるこども・若者や家庭も含め、誰一人取り残されることのないような支援が必要になります。

基本理念の実現を目指し、こども大綱の基本方針と本市の課題を踏まえて、4つの基本目標を設定し、施策に関する取組方針をまとめています。この方針に基づいて、こどもや若者、子育て支援に関する施策を進めていきます。

基本目標 I こども・若者の権利の保障



【こども大綱 基本方針】

- こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

こども・若者は、生まれながらにして権利を持つ主体であり、自己選択や自己決定、自己実現を社会全体で支援し、こども・若者が主体的に、自分らしく、幸福に暮らせる社会の実現を目指していきます。

また、こども・若者が不当な差別を受けることがないよう配慮するとともに、虐待やいじめ、暴力などの人権侵害を防止するため、学校や関係機関等との連携し、早期発見・早期対応に取り組みます。

基本目標 II ライフステージに応じた切れ目ない支援



【こども大綱 基本方針】

- こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

子育ては乳幼児期だけのものではなく、誕生前から学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまで続くものであり、各ライフステージを通じて社会全体で子育て家庭を支えていく必要があります。

こどもや若者が途切れることなく支援を受けられるようにするとともに、健やかに成長できる環境を整備していきます。

また、妊娠や出産、子育てについて不安を抱える家庭が孤立しないよう相談体制や情報発信を充実させ、関係機関と連携して総合的な支援を行うとともに、子育てや教育の負担軽減を進めることで、家庭生活の安定とこどもの心身の健康を支援していきます。

基本目標Ⅲ こどもの育ちを支える環境の整備



【こども大綱 基本方針】

- 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

すべてのこどもたちが尊重され、自分らしく生き生きと暮らせる地域社会の実現のため、安心して過ごせる居場所を確保し、多様な体験や遊びを通して自己肯定感を育み、幸せに成長できる環境を整備します。

また、貧困と格差の解消を図り、困難な状況にあるこどもや家庭には、それぞれの特性やニーズに応じたきめ細やかな支援を行うとともに、すべてのこども・若者を地域社会全体で支える社会の構築を目指します。

基本目標Ⅳ 若者世代の生活基盤の安定



【こども大綱 基本方針】

- 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む

多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み育てたいと望んだ場合に、その希望に応じて社会全体で支援していくことが少子化対策の基本になります。

妊娠後やこどもの誕生後の支援だけでなく、これから結婚や妊娠を希望する方への適切な支援を積極的に進めるとともに、自らのキャリアを犠牲にすることなく、子育ての経験を仕事や自己実現に活かせるような仕組みづくりを地域社会全体で取り組みます。

基本目標

基本施策

I

こども・若者の権利の保障

(1) こども・若者の社会参画の推進と意見の反映

(2) こどもの権利侵害の防止

II

ライフステージに応じた切れ目ない支援

(1) 母と子どもの健康の確保(妊娠・出産～乳児期)

(2) 就学前教育・保育の体制整備(幼児期)

(3) こども・若者の健やかな心身の育成(学童期～青年期)

III

子どもの育ちを支える環境の整備

(1) 子育ての悩みや不安への支援

(2) 地域の子育て支援体制の充実

(3) 配慮が必要なこどもや家庭への支援

(4) こどもの安全・安心の確保

IV

若者世代の生活基盤の安定

(1) 若者世代の結婚・定住への支援

(2) 共働き・共育て社会への推進

評価指標の設定

本計画が目指す未来の姿への実現に向けて、施策の分野ごとに以下の評価指標を定め、進捗状況の確認及び評価を行います。

こども・若者の意識及び子育てに関する調査の結果を踏まえ、評価指標と本計画の最終年度に達成すべき目標値をそれぞれ設定しました。

【計画全体】

指標名	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和11年度)
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う若者の割合	27.3%	80%

【基本目標Ⅰ こども・若者の権利の保障】

指標名	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和11年度)
「子どもの権利」の内容を知っている児童生徒の割合(小5・中2)	16%	40%
「子どもの権利」の内容を知っている保護者の割合(小5・中2の保護者)	31.5%	40%
「子どもの権利」が守られていると思う若者の割合	60.6%	70%
まわりの人から大切にされていると思う児童生徒の割合(小5・中2)	82.4%	90%
家庭であなたの考えや思っていることを聞いてもらっていると思う児童生徒の割合(小5・中2)	91.6%	95%
子どもの意見や要望を聞き、取り入れるように意識をしている保護者の割合(小5・中2の保護者)	98%	100%
「ヤングケアラー」の内容を知っている児童生徒の割合(小5・中2)	14.6%	25%
今の自分が好きだと思う児童生徒の割合(小5・中2)	70.5%	80%
自分には自分らしさというものがあると思う児童生徒の割合(小5・中2)	87.3%	90%

【基本目標Ⅱ ライフステージに応じた切れ目ない支援】

指標名	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和11年度)
家族としての絆が芽生えたと感じる保護者の割合 (小5・中2の保護者)	88.5%	90%
子育てに関する相談ができる人がいる保護者の割合 (小5・中2の保護者)	90%	95%
気軽に相談できる人がいる保護者の割合 (就学前保護者)	(R5)94%	95%
これまで子育ての中で、孤独だと感じたことがある保護者の割合 (小5・中2の保護者)	19.5%	10%
「子育てがしやすいまちと思う保護者の割合 (小5・中2の保護者)	50.5%	60%
海津市に住み続けたいと思う保護者の割合 (小5・中2の保護者)	35.5%	45%

【基本目標Ⅲ こどもの育ちを支える環境の整備】

指標名	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和11年度)
居場所がある若者の割合	87.2%	90%
海津市を住みやすいまちだと思う若者の割合	54.2%	70%
障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加、インクルージョンが推進されていると思う若者の割合	35.4%	45%

【基本目標Ⅳ 若者世代の生活基盤の安定】

指標名	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和11年度)
父親の育児休業取得率(就学前保護者)	(R5)8.7%	20%
こどもが生まれた後、働き続ける考えがある若者の割合	87.5%	90%
地域でのイベントや活動にある程度参加している若者の割合	36.5%	45%
自分が好きと思う若者の割合	74.2%	85%
幸せだと感じることがある若者の割合	90.5%	95%

第4章 施策の展開

基本目標 I こども・若者の権利の保障



基本施策(1) こども・若者の社会参画の推進と意見の反映

● ● 現状と課題 ● ●

- アンケート調査において、8.4%の小中学生が自分たちの考え方や思いを大人が聞いてくれないと感じています。恒常に、こども・若者の声や意見を聞き、立場を尊重した施策の展開と併せ、こどもの幸せにつながる取り組みを実施していくことが必要です。
- こども・若者にとって社会参画や意見表明の機会が必ずしも十分ではない現状を踏まえ、家庭や学校、地域などにおいて、日常的に意見を言い合える機会やこども・若者が権利の主体として認識され、その意見が尊重されることができるよう、自由に意見を表明しやすい環境の整備と機運の醸成に取り組むことが大切です。
- 小中学生へのアンケート調査では、「子どもの権利について、言葉も内容も知っている」と回答した小中学生の割合が小学生13.3%、中学生18.5%となっており、こども権利について学ぶ機会の確保や、自分の考え方や思いを表現することにより自己肯定感を高める取り組みを推進するが重要になります。

● ● 施策の方針 ● ●

- こども・若者の意見を積極的に市政運営に反映していきます。また、施策等に反映させができるように、インターネット等によるアンケート調査など多様な手法で意見聴取を行うなど、意見を表明しやすい環境づくりに取り組みます。
- こども・若者が未来に向けて主体的に人生を切り開き、社会に積極的に参画できるように、地域活動等を通じて、やり遂げる力を養う機会の充実に取り組みます。
- こども・若者が権利の主体であることを広く周知するため、こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容について理解を深めるための啓発に取り組みます。

● ● 具体的な施策 ● ●

	施 策	概 要	担 当 課
1	市政への児童・生徒の意見の反映	小・中学生や高校生等から意見聴取する機会を設け、市の総合計画など市の各種施策へこどもたちの意見を積極的に取り入れます。	企画課

	施 策	概 要	担 当 課
2	学校における児童・生徒の意見の反映	児童会や生徒会などの活動の中で、児童・生徒が意見を表明する場を設け、これらの意見を尊重しながら、学校運営に積極的に反映させていきます。	学校教育課
3	こども・若者意識調査等の実施	こども・若者へのアンケート調査を定期的に実施し、こども・若者の意識、意見等をこども政策に反映し、「こどもまんなか社会」の実現に向けて取り組みます。また、アンケート調査などを通じて、こどもや若者が意見を表明する機会を確保します。	こども未来課
4	子どもの権利に関する広報・啓発活動の推進	子どもの権利について、市報やホームページ、SNS 等で幅広く広報や啓発活動を行います。また、「人権週間」や「こどもまんなか 児童福祉週間」などの機会を通じ、子どもの権利への理解を深めています。	生活・環境課 こども未来課
5	人権教育・啓発の推進	人権が尊重され、差別や偏見のない明るく住みよい社会の実現に向け、「海津市人権教育・啓発推進計画」に基づいた様々な取り組みを推進し、家庭及び地域社会、学校等において「子どもの権利」をはじめ人権意識の高揚をはかります。	生活・環境課 文化・スポーツ課 社会福祉課 学校教育課

基本施策(2) 子どもの権利侵害の防止

● ● 現状と課題 ● ●

- 子どもは権利の主体として、一人一人の健やかな育ちが保障され、自分らしく幸せに生きる社会の実現が必要です。本市の小中学生は、「今の生活に満足しているか」の設問について、5点以上の点数を付けた肯定的に捉えている割合が87.2%となっています。一方、まったく満足していないという否定的な回答の割合が小学生2.2%、中学生1.6%であり、誰もが心身ともに健康で、充実した生活を送れるような環境づくりを支援していくことが重要です。
- 本市における児童虐待相談件数が令和6年度12件となっています。早期発見、早期対応を図り、子どもの権利侵害を許さない意識の醸成が必要です。
- 要保護児童対策地域協議会では、代表者会議、実務者会議、ケース検討会議を開催するとともに、子ども相談センターをはじめ、各機関、各部署と連携し、児童虐待防止等に努めています。しかしながら、複雑化・複合化した問題を抱える児童や外国籍児童のケースが増加しており、一人一人の状況に寄り添ったきめ細やかな対応が求められています。

● ● 施策の方針 ● ●

- 子どもの権利条約、子ども基本法等の精神に則り、全ての子どもが一人の人間として尊重され、健やかに育つ社会の実現を目指し、子どもの権利を擁護する取り組みを推進していきます
- 児童虐待は、子どもの心身を深く傷つけ、成長後においても様々な生きづらさにつながる可能性があります。虐待に至った様々な困難に対して支援するとともに、家庭や子どものSOSを把握するため、相談員等の資質の向上を図り、警察や医療機関などの関係機関等と連携を深めながら、未然防止や早期発見・早期対応に取り組みます。
- ヤングケアラーの広報啓発に努めるとともに、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有及び連携して早期発見・把握し、子どもの意向に寄り添いながら必要な支援につなげていきます。
- いじめ防止対策推進法などの周知を進め、いじめ防止対策に関する研修の充実を図るとともに、スクールカウンセラー等の学校派遣や各種関係機関との連携・協力による相談体制の強化を図りながら、いじめ防止対策に取り組んでいきます。

● ● 具体的な施策 ● ●

	施 策	概 要	担 当 課
1	子どもの権利を擁護する取り組みの推進	子どもの権利侵害に対する救済や回復等を目的とした委員会等の設置を検討するなど、子どもの権利を総合的に保障するための施策を進めていきます。	こども未来課

	施 策	概 要	担 当 課
2	見守りネットワークの充実	要保護児童対策地域協議会、同ケース検討会議を適宜開催し、要保護児童等の支援方針等について、こども相談センターや警察、福祉・保健・医療・教育などの関係機関と協議や情報共有を行い、児童虐待防止等に向けた早期発見と適切な対応に努めます。	社会福祉課 こども未来課 学校教育課
3	困難な状況にあるこども・若者への支援	虐待、いじめ、不登校やひきこもりなど困難な状況にあるこども・若者やその関係者が相談しやすいよう、スクールカウンセラー等を派遣し、学校内外に関係なく、相談体制の充実を図ります。また、不登校児童・生徒については、居場所づくりや進路等の支援を行います。	社会福祉課 こども未来課 学校教育課
4	ヤングケアラーへの支援	こどもが家事や家族の世話を担うことにより、学業や友人関係等に支障が出てしまうヤングケアラーの問題を早期に発見し、必要な支援につなげができるよう、支援体制の充実に努めます。	社会福祉課 こども未来課 高齢介護課
5	道徳性を育む教育の推進	自主性や自律の精神、自他の生命を尊重する心、基本的な生活習慣や遵法精神、社会の形成に主体的に参画する態度など、新しい時代を人としてより良く生きる力を育むため、その基盤となる道徳的心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養う「特別の教科 道徳」教育を推進します。	学校教育課
6	いじめ防止に向けた取り組み	いじめ防止に向けた取り組み等について、情報共有及び調査研究を行うとともに、いじめ防止等のための対策を総合かつ効果的に推進します。	こども未来課 学校教育課
7	自殺予防教育の促進	こどもに対してSOSの出し方に関する教室、相談しやすい体制づくり、学校等における早期発見に向けた取り組みなどを進めます。また、関係部署間で、連携を図ります。	社会福祉課 こども未来課 学校教育課



基本施策(1) 母と子どもの健康の確保(妊娠・出産～乳児期)

● ● 現状と課題 ● ●

- 未来を担う子どもたちが健やかに成長するためには、妊娠期から出産期、乳幼児期にかけた切れ目のない支援が必要であり、子育て中の多くの保護者に寄り添いながら、安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整えることがとても重要です。
- すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、医療、保健、教育、福祉など、各分野における施策の相互連携を図りつつ、横断的な視点での総合的な取り組みの推進が必要です。
- 小中学生の保護者に実施したアンケート調査では、「子育てについて海津市に求めること」の設問の中で、医療施設(特に小児科などの小児医療)の充実などの意見が多数寄せられており、子どもたちが安心して生活できる環境整備が求められています。
- 保護者にとって子育てとは、乳幼児期に限定されるものではなく、子どもの誕生以前から始まり、乳児期、幼児期、学童期、思春期、青年期を経て大人になるまで続きます。そのため、社会全体で子どもと子育て家庭を支えていく姿勢が求められ、各ライフステージにおいて適切な支援を進める必要があります。

● ● 施策の方針 ● ●

- こども家庭センターにおいて児童福祉と母子保健の両面から一体的な相談支援を行うとともに、医療、保健、教育、福祉などの各分野の様々な関係機関等と連携をとりながら、妊娠・出産・子育てまでの切れ目ない支援体制を整備し、親子の心身の健康の確保と増進を図っていきます。
- 保健師や助産師による家庭訪問をはじめ、健康診査や健康相談、保健指導を通して母子の心身のケアや育児支援に取り組み、子育て家庭の不安や孤立感の解消を図っていきます。

● ● 具体的な施策 ● ●

	施 策	概 要	担 当 課
1	健康診査の充実	妊娠・乳幼児健康診査や学校健診を充実し、疾病等の早期発見・早期治療を図り、子どもの健全育成に努めます。また、心身の成長段階において気になる子どもを早期に把握し、支援につなげていきます。	こども未来課 発達支援せんたー「くるみ」 学校教育課
2	母子保健講座の充実	妊娠期、出産期、乳幼児期のそれぞれの時期に、両親が健康・授乳・食事等についての正しい知識を得て健康づくりの取り組みを実践できるよう、講座・指導の充実と利用促進を図ります。	こども未来課

	施 策	概 要	担 当 課
3	家庭訪問の充実	助産師・保健師による家庭訪問・こんにちは赤ちゃん訪問事業・養育支援訪問事業・おむつの配布を通じた育児支援により、新生児・乳幼児や健康診査の要観察児、子育てに不安のある家庭への訪問を実施し、子どもの健全育成につながるよう努めます。	こども未来課
4	健康相談の充実	専門職員の確保と、他の専門機関との連携強化等により、妊娠婦や乳幼児の健康に関する相談の充実に努めます。	こども未来課
5	食育の推進	保健分野、認定こども園、小中学校において、離乳期から学齢期までの子どもの発育段階に応じたきめ細かな食育の推進を図ります。栄養のバランス・回数・時間等の食習慣の確立と、食文化・マナー等「食の学習」に努めます。	健康課 こども未来課 教育総務課 学校教育課
6	予防接種の促進	乳幼児・児童の感染症を予防するため、子どもたちや保護者への予防接種の正しい知識の普及を図り、適切な時期に接種ができるよう啓発し、接種率の向上に努めます。	健康課
7	医療費の助成	乳幼児の医療費の助成を実施し、子どもの健康の保持と増進を図ります。	保健医療課
8	小児生活習慣病の予防の推進	小児生活習慣病の予防に向け、母子保健・学校保健分野が連携しながら、親子への生活習慣の指導等の対策を進めます。	健康課 こども未来課 学校教育課
9	感染症予防の促進	保健所等との連携のもと、新型インフルエンザ等の感染症やO-157等の食中毒に対する衛生対策を推進します。	健康課 こども未来課 学校教育課
10	不妊・不育医療・周産期医療体制の充実	不妊等の悩みをもつ人に対して、不妊や不育等の治療に対する助成を行います。 また、妊娠婦が安心して生活できるよう周産期医療の充実について国や県に要請していきます。	こども未来課
11	小児医療体制の充実	身近な地域で安心して小児科診療が受けられるよう、小児医療の充実について、国や県等の関係機関に要請していきます。	健康課
12	小児救急医療の充実	子どもが常に迅速・適切に救急医療を受けられるよう、救急医療体制の充実と連携の強化を関係機関とともに推進します。また、「子ども医療電話相談事業(♯8000)」を周知していきます。	健康課 こども未来課
13	養育医療の充実	入院治療が必要な未熟児(生まれた時の体重が2,000 グラム以下または医師が身体機能未熟と判断した赤ちゃん)の治療費を給付します。	こども未来課
14	多胎児育児支援の充実	多胎児の妊娠・出産・育児に伴う不安の軽減を図るために、多胎妊娠婦等サポート事業や必要に応じて専門職による個別相談の機会を確保するなど、多胎児の保護者が安心して地域で生活できるように支援します。	こども未来課

	施 策	概 要	担 当 課
15	産後ケア事業の充実	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の充実に努めます。	こども未来課
16	妊婦等包括相談支援事業の実施	すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育て期まで切れ目なく身近な相談に応じ、さまざまなニーズに即した必要な支援につなげます。	こども未来課
17	母と子の健康サポート支援事業の実施	妊娠期から不安を抱える妊産婦の健康増進や未熟児・疾病等で支援が必要な乳幼児の健やかな成長を目的に、医療機関と連携して、早期支援に取り組んでいきます。	こども未来課
18	特定妊婦の早期把握	こども家庭センターを中心に、全ての妊婦と面談して状況を把握し、関係機関と細やかな情報共有を行い、特定妊婦の早期把握に努めます。	こども未来課

基本施策(2) 就学前教育・保育の体制整備(幼児期)

● ● 現状と課題 ● ●

- 就学前教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものになります。子どもたちが主体的に行動できるよう教育・保育環境を充実させていく必要があります。
- 市内の認定こども園9園(公立2園、私立7園)では、少子化の進行により、園児数が減少しています。深刻化する少子化に対応するため、適正な定員設定や認定こども園の適正配置を進める必要があります。
- 幼児教育・保育研究会の研修を通じて、園と小学校の連携を深め、引き続き小学校へのスムーズな接続を図っていく必要があります。

● ● 施策の方針 ● ●

- 質の高い就学前教育・保育の提供のため、教育・保育環境の改善に向けた取り組みを充実していきます。
- 就学前教育と小学校教育のスムーズな接続を図るために、幼児と児童の交流や幼児教育・保育研究会の研修を通じて、園と小学校の連携した取り組みを推進していきます。

● ● 具体的な施策 ● ●

	施 策	概 要	担 当 課
1	体験教育・体験保育の積極的な導入	教育・保育施設等において、自然体験、生活体験、社会体験などを積極的に導入し、地域の特色を生かした創意ある教育・保育に努めます。	こども未来課
2	低年齢児保育の充実	産休や育児休業明けの職場復帰に伴う年度途中入園を含め、低年齢児の認定こども園での受け入れ希望に対して、着実に対応できるよう保育士の確保に努めます。	こども未来課
3	延長保育の充実	保護者の仕事の都合などに対応するため、通常の保育時間外の子どもの預かりを柔軟に実施します。	こども未来課
4	病児・病後児保育の充実	保護者の就労、疾病、事故等やむを得ない理由により家庭で保育が困難な場合に、子どもを預かる病児・病後児保育を実施していきます。	こども未来課
5	一時預かりの充実	保護者等が一時的・緊急的に家庭での保育が困難となった場合に就学前の児童の一時的な預かりを市内全ての認定こども園で実施していきます。	こども未来課

	施 策	概 要	担 当 課
6	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施	全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付「こども誰でも通園制度」を実施します。	こども未来課
7	保育教諭の確保と育成	保育教諭の待遇改善等の労働環境に配慮するなど、保育教諭の確保に努めます。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」※を育むための指導方法について各種研修会への積極的な参加を支援し、スキルアップを図ります。	こども未来課
8	認定こども園の施設・設備の整備	充実した就学前教育を提供するために、認定こども園の施設・設備の整備、充実に努めます。また、業務のICT化を進め、保育士等の業務負担の軽減を図ります。	こども未来課
9	適正配置の検討	深刻化する少子化に対応するため、適正な定員設定に努めるとともに、公立園の閉園など就学前教育施設の適正配置の検討を進めます。	こども未来課
10	幼保小連携協議会の推進	各小学校に設置された幼保小連携協議会を通じて、園児と児童の交流活動を実施します。また、教職員間の交流を深め、一層の相互理解を推進します。	こども未来課 学校教育課
11	幼児教育・保育研究会の充実	幼児教育と小学校教育の相違点を理解し、認定こども園から小学校への円滑な接続を図ることを目的として、5歳児の保育教諭と1年生の担任教諭を対象に研修会の充実を図ります。	こども未来課 学校教育課
12	子育て世代向け幼児同乗用自転車の購入支援	子育て家庭の移動手段の確保及び経済的負担の軽減を図るため、電動アシスト自転車の購入に係る費用を支援します。	企画課 生活・環境課

幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| (1)健康な心と体 | (2)自立心 |
| (3)協同性 | (4)道徳性・規範意識の芽生え |
| (5)社会生活との関わり | (6)思考力の芽生え |
| (7)自然との関わり・生命尊重 | (8)数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 |
| (9)言葉による伝え合い | (10)豊かな感性と表現 |

基本施策(3) こども・若者の健やかな心身の育成(学童期～青年期)

● ● 現状と課題 ● ●

- 次世代の担い手であるこども・若者の生きる力を伸ばすことができるよう、教育環境の整備が求められるとともに、こどもや若者の健やかな心身の発達を促すことが必要となっています。
- 社会の中での様々な体験を通して、こども・若者が自ら学び、主体的に判断・行動し、心豊かな生活を送れるような活動の場が求められています。
- 学校は単なる学びの場だけではなく、こどもにとって他者と関わりながら成長できる重要な居場所のひとつです。そのため、子どもの最善の利益を確保するとともに、格差を縮小し社会的包摂(インクルーシブ)を促進する観点から、学校生活をさらに充実させる取り組みが重要になります。

● ● 施策の方針 ● ●

- 学校教育において、新しい時代を生き抜くための基礎となる学力の定着を図るとともに、豊かな人間性を育む教育と体力づくりを推進します。
- 学校内外の様々な関係機関との連携を図りながら、こどもたちが安心してのびのびと学校生活を過ごせるような取り組みや健やかに成長できるための支援を進めていきます。
- 学校施設の整備や教職員の資質向上に取り組み、教育環境の充実を図ります。
- こども・若者の健やかな心身の育成のために必要な経済的支援の充実を図り、家庭における生活の安定と子どもの健全な育成を支援します。

● ● 具体的な施策 ● ●

	施 策	概 要	担 当 課
1	学校教育の充実	総合的な学習の時間などで、様々な体験活動を通して豊かな感性と情操を育みます。また、学びに向かう力を高めるため、児童生徒の学習に対する興味や関心を高めるような取り組みを推進します。	学校教育課
2	キャリア教育の推進	児童生徒の学ぶ目的意識の明確化や社会的・職業的自立のために必要な能力を育成するため、学校・家庭・企業等が連携しながら小学校では、職場見学、中学校では、職場体験など発達段階に応じたキャリア教育を推進します。	学校教育課
3	外国語科・外国語活動の充実	ALT(外国語指導助手)や英語インストラクターの配置、小学校外国語科における教科担任制を設けることで、外国語活動の授業における子どものコミュニケーション能力の向上を図ります。	学校教育課

	施 策	概 要	担 当 課
4	学校施設の整備	学校施設が子どもにとって安全安心な場所となるため、常に健全な状態を維持できる管理体制に取り組みます。	教育総務課
5	スポーツ活動の推進	子どもたちがスポーツを継続して親しむことができる機会を確保するため、総合型地域スポーツクラブの充実やスポーツ少年団の体制などの支援を行います。	文化・スポーツ課
6	高校生の地域活動への支援	地域社会に貢献できる人材の育成を目指すとともに、高校生が行う地域活動などの取り組みを支援します。	企画課 こども未来課
7	公民連携による支援事業の充実	企業等と協力しながら、職業体験や子どもの居場所づくりなど、子どもの健全や子育て支援に向けた取り組みを進めます。	こども未来課
8	医療費の助成	高校生年代までの医療費の助成を実施し、子ども・若者の健康の保持と増進を図ります。	保健医療課
9	プレコンセプションケアの推進	若者が将来の妊娠・出産を見据えながら、理想のライフデザインを描けるように、プレコンセプションケアに関する支援を実施します。	こども未来課
10	妊娠・出産・育児等に関する理解の促進	妊娠や出産、育児等に関する正しい理解を促すため、子どもから大人に至るまで、家庭、学校、地域等において、情報提供の充実や理解を深める取り組みを図ります。	健康課 こども未来課
11	くらしの保健室「ふらっと」の充実	「くらしの保健室 ふらっと」における女性の健康支援の推進を図るとともに、若者世代が気軽に健康相談ができる居場所づくりを進めていきます。	健康課
12	子育て世代への経済的支援	児童手当をはじめ、様々な給付事業等を実施します。また、子育て世代のニーズを把握しながら、経済的支援の充実に努めます。	こども未来課



基本施策(1) 子育ての悩みや不安への支援

● ● 現状と課題 ● ●

- アンケート調査では、保護者が直面する悩みや心配ごとは多様であり、経済的な問題や孤立感、仕事との両立に関する悩みなどが挙げられています。どのような状況でもこどもが健やかに成長できる取り組みを進めるとともに、子育て支援サービスに関する情報を子育て家庭に広く周知することが重要になります。
- 子育て家庭では、保護者がこどもの基本的な生活習慣や自立心を育む役割を担っているため、保護者自身が学びを深める機会を得ることが大切になります。また、アンケート結果で指摘されているような相談相手が身近にいない状況にある保護者に対して途切れることなく支援を行うとともに、子育て家庭に寄り添いながら、子育てをサポートする取り組みを充実させる必要があります。
- 地域や友だちとの希薄化など、こども・若者、子育て家庭を取り巻く課題がコロナ禍を経てさらに深刻化しており、その影響が今後も続していくことが懸念されます。

● ● 施策の方針 ● ●

- こどもや若者、子育て家庭が必要とする情報や支援を広く届けるために、様々な媒体を活用して情報を発信していきます。
- 悩みや不安を抱えるこども・若者や子育て家庭が社会的孤立に陥ることのないように、関係機関や関係部署との連携を強化しつつ、誰もが気軽に相談しやすい体制づくりを進めていきます。
- 子育て当事者が経済的な不安を抱かずに安心して子育てができるよう、各種手当や助成等の支給を通じて、出生、子育て、幼児教育・保育、学校教育等に係る側面的な支援を重層的に実施していきます。

● ● 具体的な施策 ● ●

	施 策	概 要	担 当 課
1	子育て支援情報の充実	子育て支援ガイドの作成や市報、ホームページにおいて、子育て支援に関する情報を発信し、内容の充実に努めます。	こども未来課
2	こども家庭センターにおける相談支援の充実	妊娠婦から子育て家庭、こども・若者やその保護者への情報提供や相談支援の充実に取り組み、育児ストレス、児童虐待、ヤングケアラー等の早期発見、対応につなげます。	こども未来課

	施 策	概 要	担 当 課
3	保育料等の適切な負担	認定こども園の保育料、給食費について、世帯の所得、兄弟姉妹の人数等に応じて適切な負担となるよう適宜見直します。	こども未来課
4	多子軽減制度の充実	多子家庭や低所得家庭に対し、保育料の軽減を継続します。また18歳までの児童を3人以上扶養する世帯を対象に、第3子以降の3歳以上児の副食費及び3歳未満児の保育料、小学6年生までの病児保育利用料を免除する等、多子軽減の充実に努めます。	こども未来課
5	子育て世代への経済的支援<再掲>	児童手当をはじめ、様々な給付事業等を実施します。また、子育て世代のニーズを把握しながら、経済的支援の充実に努めます。	こども未来課
6	家庭における教育力の向上	地域・学校・家庭との連携を推進し、きめ細かな支援と学習機会を提供できる体制を整えます。また、家庭教育学級等を通じ、基本的な生活習慣を整え、思いやりの心を大切にする家庭教育を推進します。	文化・スポーツ課 こども未来課

基本施策(2) 子育て支援体制の充実

● ● 現状と課題 ● ●

- 核家族化の進行と共に働きの増加などにより、地域内での人々の交流が減少し、地域全体でこどもたちを育てる仕組みが弱体化しています。子育て家庭の孤立を防ぐため、地域社会におけるこども・若者や子育て家庭との積極的な関わりが重要視されています。
- すべてのこども・若者が年齢に関係なく、互いに人格や個性を尊重し、安全で安心して過ごせる居場所を複数持てるよう、社会全体で支えていくことが重要です。そのため、新しい居場所の創設に加え、すでにこどもたちの居場所となっているこども未来館など、地域に存在する様々な居場所についても、より良い環境を提供できるよう取り組んでいくことが求められます。
- 39歳以下の若者へのアンケート結果において、家や学校以外で居場所が欲しいと回答しています。こども・若者が気軽に過ごすことができ、様々な活動がいつでもできる居場所が求められています。

● ● 施策の方針 ● ●

- 子育て支援センター、認定こども園、学校、家庭、地域等の連携・協働を推進し、こども・若者、子育て家庭が地域と関わりながら健やかに成長できる環境づくりを目指していきます。
- 地域でこども・若者や子育て家庭を支援し、その育ちを支えるという意識を高めるとともに、NPO法人や子育て支援ボランティアサークル等の自主的な組織、シニア世代、子育て経験者等の多様な団体や個人が活躍する地域の子育て力の向上に向けた支援を進めていきます。

● ● 具体的な施策 ● ●

	施 策	概 要	担 当 課
1	地域子育て支援拠点事業の充実	地域子育て支援拠点を整備し、地域に開かれた乳幼児と保護者の交流の場を提供します。また、子育て相談、情報提供、関係機関へのつなぎ等を行うことで、育児不安の解消や子育て支援の充実を図ります。	こども未来課
2	地域や学校、家庭との連携事業の推進	スクールボランティアや地域社会福祉協議会、保護者などの協力を得て、登下校時の見守り活動、環境美化の活動、本の読み聞かせ活動などこどもたちの成長を地域と協働して支える環境づくりを推進します。さらに、コミュニティ・スクールの導入を進め、こどもを地域全体で育てる体制づくりを進めます。	生活・環境課 文化・スポーツ課 社会福祉課 こども未来課 学校教育課

	施 策	概 要	担 当 課
3	地域における青少年健全育成の充実	家庭、学校、地域、警察、各種団体との連携・協力体制を強化し、地域ぐるみの青少年健全育成活動を行っていきます。	こども未来課 文化・スポーツ課
4	こども教室の開催	体験講座等を通じて、こどもたちに多様な体験や学びを提供します。	文化・スポーツ課
5	学習支援の充実	地域のボランティア団体と連携し、こどもたちに学習支援の機会を提供します。	文化・スポーツ課
6	こども・若者の居場所づくりへの支援	NPO法人や子育てボランティアサークル等の多様な主体によるこども・若者の居場所づくりに対して、市民への啓発や運営に対する支援を充実していきます。	文化・スポーツ課 こども未来課
7	子育てにやさしいまちづくりの推進	孫育てセミナーや子育てのまちづくりセミナーを開催し、地域で活躍する人材の育成や地域の子育て力の向上を図ります。	生活・環境課 こども未来課
8	留守家庭児童教室の充実	保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、小学校等の安全な場所において、適切な遊びや生活の場を提供していきます。また、民間のノウハウを活用し、児童の健全な育成に向けた取り組みの充実を図ります。	こども未来課
9	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)の実施	地域における育児の相互援助活動を推進し、多様なニーズへの対応を図ります。	こども未来課
10	子育て短期支援事業(ショートステイ)の実施	保護者の病気等、一時的に子どもの養育ができない場合に預かる「子育て短期支援事業」を市外の施設に委託して実施します。	こども未来課
11	こども未来館 ZüTTö(ずっと)の運営	子どもの成長に必要な「遊び」と「学び」を提供するとともに、親子が安心して過ごせる居場所を提供します。	こども未来課
12	公園等の身近な遊び場の整備	子どもが安全で自由に遊べる公園などの身近な遊び場の整備充実を図ります。また、各施設の修繕や改修を実施し、適正な維持管理・運営を進めています。	文化・スポーツ課 建設都市計画課

基本施策(3) 配慮が必要なこどもや家庭への支援

● ● 現状と課題 ● ●

- 困難状況にあるこども・若者、子育て家庭を誰一人取り残すことなく、その特性や支援ニーズに応じたきめ細かな支援や合理的配慮を行うなど、必要な支援が受けられる環境を整備することが大切です。
- 障がいの有無に関係なく誰もが安心して暮らせる地域を目指し、障がいのあるこども・若者や発達に特性を持つこども・若者の地域社会への参加を積極的に推進し、包容(インクルージョン)の理念を軸に据えた支援体制を構築することが重要です。
- 各家庭の親子が置かれている状況に合わせて、生活のサポートや就業に向けた支援、子育ての援助等を適切に行うことが求められています。
- こどもの貧困は、経済的な問題にとどまらず、心身の健康や衣食住、進学の機会、学習意欲、そして前向きな気持ちを育むことまで幅広く影響を及ぼし、結果としてこどもの権利を侵害するとともに、社会的孤立を引き起こす深刻な課題となっています。この課題に対しては、優先的かつ包括的に取り組むことが求められています。
- 貧困の状況にある家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を進め、貧困の解消・貧困の連鎖の防止に取り組むことが必要です。

● ● 施策の方針 ● ●

- 関係機関と連携し、支援が必要なこどもの早期発見・早期療育に努めるとともに、切れ目のない相談支援体制を構築します。
- 支援が必要なこどもがその能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、教育、医療、保健、福祉等との連携を強化し、社会の様々な機能を活用した支援の充実を図ります。
- ひとり親家庭が抱える様々な課題やニーズに対応するため、経済的支援及び就業支援のほか、母子・父子自立支援員や家庭女性相談員等による当事者に寄り添った相談支援を実施していきます。
- すべてのこども・若者が家庭の経済状況に関わらず、能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢や希望に向かって挑戦できる環境づくりを進めていきます。
- 教育の支援、生活安定に向けた支援、保護者の就労支援、経済的な支援を柱として、関係機関と連携しながら、様々な支援を行うことで、こども・若者や子育て家庭が社会的孤立に陥ることがないよう推進していきます。

● ● 具体的な施策 ● ●

	施 策	概 要	担 当 課
1	障がい・発達の遅れ等の早期発見・早期療育	乳幼児健診等で障がい・発達の遅れ等の早期発見に努めるとともに、保護者の理解を促進しこどもの状態に合わせた適切な支援が受けられるよう関係機関につなぎます。	こども未来課
2	相談体制の強化	海津市発達支援センター「くるみ」、児童発達支援事業所等と認定こども園との連携を強化し、発達障がい等に対する相談体制を強化します。	こども未来課
3	障がい児保育の充実	認定こども園で障がい児や発達が気になる幼児を受け入れ、一人一人のニーズに応じた適切な教育・保育等の支援が提供できるよう、職員の確保、受け入れ体制や施設の充実等に努めます。	こども未来課
4	障がい児への通所支援	心身に障がいや発達に遅れのあるこどもに対して、通所により療育訓練支援等の適切な支援を提供します。	社会福祉課
5	医療的ケア児への支援	身近な地域で必要な教育・保育等の支援が受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関と連携し、支援体制の充実に努めます。	社会福祉課 こども未来課 学校教育課
6	障がい児を養育する家庭への経済的支援	心身に障がいのある児童を養育する家庭に対し、特別児童扶養手当や障害児福祉手当などを支給し、経済的援助を行います。	社会福祉課
7	外国籍児童のいる家庭への支援	外国籍のこどもは、母国の言語的・文化的背景、家庭の教育方針等が様々であるため、一人一人の多様性を十分認識し、互いに尊重する心を育て、園や学校生活に慣れていくよう家庭との連携を図り、適切な支援に努めます。	こども未来課 学校教育課
8	交通遺児への支援	児童の父母等が交通事故により死亡した場合に、その遺児等に手当を支給することにより福祉の向上を図ります。	生活・環境課
9	インクルーシブ教育の推進	異なる背景や能力に関わらず、適切な支援を受けながら、あらゆる児童生徒が共に学ぶことで多様性を尊重し、自己の能力を最大限に發揮できる教育環境を整えます。	こども未来課 学校教育課
10	サポートブックの活用推進	サポートブックを周知し、それまで受けてきた支援の記録などの情報活用を促すことで、乳幼児期から成人期までの途切れのない支援体制の充実に努めます。	こども未来課
11	関係機関と連携したひとり親家庭への包括的支援	母子・父子自立支援員や民生委員児童委員等と連携し、きめ細かい相談を実施していきます。また、複雑化・複合化した相談内容に対して「福祉総合支援室」と「こども家庭センター」、各部署と緊密に連携し、相談体制の強化を図ります。	社会福祉課 こども未来課

	施 策	概 要	担 当 課
12	自立支援と就労の促進	ひとり親家庭の自立支援・就労促進を図るため、母子家庭等自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給していきます。	こども未来課
13	ひとり親家庭への経済的支援	児童扶養手当等ひとり親家庭への支援給付や経済的な理由で就学が困難な子どもの保護者に対して、学校でかかる費用の一部を援助します。また、ひとり親家庭の医療費を助成します。	保険医療課 こども未来課 学校教育課
14	困難な問題を抱える女性への支援の充実	困難な問題を抱える女性の立場に寄り添った相談に対応するとともに、様々な関係機関と連携・協力した包括的な支援を実施します。また、DVや離婚など様々な理由で生活困窮に陥った母子等に対し、母子生活支援施設入所等の支援を行います。	こども未来課
15	こども食堂への支援	貧困家庭を含め、すべての子どもを対象にこども食堂を実施している地域のボランティア団体等を支援していきます。	社会福祉課 こども未来課
16	子どもの貧困の解消に向けた対策の推進	すべての子どもが夢と希望を持ち成長していく社会の実現に向け、子どもの貧困の向けた対策の推進に努めます。	社会福祉課 こども未来課
17	生活困窮世帯への学習支援	子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援体制の充実に努めます。	文化スポーツ課 社会福祉課 学校教育課

基本施策(4) こどもの安全と安心の確保

● ● 現状と課題 ● ●

- 小中学生の保護者のアンケートにおいて、「子育てをするうえでの必要なサポート」に関する項目で、「交通安全や犯罪防止のためのパトロール活動」と回答した割合が最も高い結果となっています。のことから、こどもが巻き込まれる可能性のある事故や犯罪に対する保護者の関心が非常に高く、こどもが安心して安全に生活できる環境づくりが求められています。

● ● 施策の方針 ● ●

- こどもや子育て家庭が安心して安全に暮らすことができるよう、通学路の交通安全対策や登下校時の防犯対策、公共施設等における子育てのバリアフリー化を推進していきます。
- 犯罪被害からこども・若者を守るために、警察などの関係機関と連携した取り組みを推進します。
- こどもが安心してインターネットや多様なICTサービスを利用できるように環境を整備するとともに、ICT活用のためのリテラシー向上に向けた取り組みを推進していきます。

● ● 具体的な施策 ● ●

	施 策	概 要	担 当 課
1	学校の安全教育の推進	学校安全教育において、危険予測の演習、安全マップづくり、避難訓練や応急手当を学ぶなど、様々な手法を取り入れ、児童生徒が安全上の課題について自ら考え、主体的に行動できる資質と能力の育成を図ります。	学校教育課
2	安全・安心な通学路の確保	通学路における交通安全を確保するため、道路交通実態に応じ、学校、道路管理者など関係機関と連携し、道路の安全に向けた環境整備を推進します。	生活・環境課 こども未来課 教育総務課 学校教育課 建設都市計画課
3	こども見守り活動の推進	通学路での声かけ運動、地域と警察の連携による「こども110番」など、地域、認定こども園、学校、PTA、スクールボランティア、警察等の関係機関が連携を強化し、不審者対応や犯罪被害の情報提供、地域における防犯ネットワークを整備・充実していきます。	生活・環境課 文化・スポーツ課 社会福祉課 こども未来課
4	交通安全教育の実施	こどもや若者への効果的な交通安全教育を実施し、通学路をはじめとする道路を安全に通行する意識や能力の向上を図ります。	生活・環境課 こども未来課 学校教育課
5	情報モラル教育の推進	有害サイトや「インターネットを通じたいじめ」等への対応が課題となっており、家庭でのルールづくりや学校における情報活用能力の育成を図ります。	学校教育課

	施 策	概 要	担 当 課
6	犯罪等の被害に遭った子どもの保護とケア	交通事故や犯罪などの被害に遭った子どもの心身の健全な発達と自立を促していくため、専門家による継続的なカウンセリング等の適切な心のケアを行う体制づくりに努めます。また、心のケアが必要な子どもの早期発見・早期対応に向けて、認定こども園、学校などと要保護・要支援児童対策の情報や認識を共有します。	生活・環境課 社会福祉課 こども未来課 学校教育課
7	子育て家庭にやさしい施設環境の整備	公共施設等における授乳室や搾乳室、子ども用トイレの設置など妊産婦や子育て家庭に寄り添う子育てバリアフリー化を推進します。	こども未来課



基本施策(1) 若者世代の結婚・定住への支援

● ● 現状と課題 ● ●

- 若い世代の声にしっかり耳を傾け、彼らの視点に立ちながら、若者が主体的な選択を通じて結婚し、子どもを産み育てたいと希望した際に、その願いに応じられるよう社会全体で支えていくことが少子化対策の基本です。
- 地域社会全体が子育てや若い世代を支える視点を持つためには、子育て経験のある人もない人も含め、すべての人が主体的に参加し、地域の未来が子ども・若者を巡る問題と密接に関係していることを認識することが重要です。地域社会全体で子どもや家族を大切にする構造や意識の変革を進め、より豊かな地域共生社会の実現に向けた取り組みが必要です。
- 39歳以下のアンケート結果では、「結婚しやすい、結婚したいと思える環境をつくるのに効果的だと思う取組」について、「結婚や住宅に対する資金貸与や補助支援」や「男女の出会いのきっかけや場の提供」と回答しており、出会いの場の創出や結婚に伴う新生活支援などの取り組みが期待されています。
- 小中学生のアンケート結果によると、「大人になって住みたいまち」について、小学生では34.4%、中学生では9.0%が「海津市に住みたい」と回答しています。子どもや若者が「将来も海津市で暮らしたい」と感じられる魅力あるまちづくりを進める必要があります。

● ● 施策の方針 ● ●

- 「子どもまんなかアクション」を推進することで、社会全体における「すべての人が子どもや子育て家庭を応援する」という意識への改革を後押しする取り組みを進めていきます。
- 未来を担う子どもたちが早い時期から妊娠、出産、子育てに対する正しい知識と理解を深め、自ら望むライフデザインを描くことができるよう、プレコンセプションケアに関する知識など情報発信に努めています。
- 出会いの機会の創出支援や結婚に伴う新生活への経済的支援など、結婚及びその後の新生活への支援を推進するとともに、若者の移住・定住に向けた取り組みを進めていきます。

● ● 具体的な施策 ● ●

	施 策	概 要	担 当 課
1	妊娠・出産・育児等に関する理解の促進 <再掲>	妊娠や出産、育児等に関する正しい理解を促すため、子どもから大人に至るまで、家庭、学校、地域等において、情報提供の充実や理解を深める取り組みを図ります。	健康課 こども未来課

	施 策	概 要	担 当 課
2	いのちの教育の実施	中学生が乳幼児やその親とふれあい、命の尊さや子育ての大切さを学ぶ体験学習を実施します。	健康課 こども未来課 学校教育課
3	プレコンセプションケアの推進<再掲>	若者が将来の妊娠・出産を見据えながら、理想的なライフデザインを描けるように、プレコンセプションケアに関する支援を実施します。	こども未来課
4	くらしの保健室 ふらつとの活用<再掲>	「くらしの保健室 ふらっと」における女性の健康支援の推進を図るとともに、若者世代が気軽に健康相談ができる居場所づくりを進めていきます。	健康課
5	こどもまんなかアクション※の推進	こどもや子育て中の人気が兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢や性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の人を応援する社会全体の意識改革を後押しする取り組みを進めていきます。	こども未来課
6	婚活・恋活事業の推進	独身男女の出会いや交流の場を提供し、結婚を望む人が安心して婚活・恋活ができる環境をサポートします。	こども未来課
7	結婚新生活への支援	新婚生活にかかる経済的負担を軽減するため、ハピマリ奨励金事業などの若者世帯への支援策を進めていきます。	こども未来課
8	若者層に対する定住促進事業の推進	若者層の定住を促進するため、雇用の場の拡充と就労の支援に努めます。また、U・I ターン等による定住希望者に対し、就労等に関する情報提供や相談体制を充実させ、移住・定住者の増加につなげます。	企画課 商工振興・企業誘致課
9	地域への愛着と誇りの醸成	学校や地域等と連携しながら、こどもや若者が「ふるさと海津」に対する愛着や誇りを育む取り組みを推進し、魅力あるまちづくりへつなげていきます。	企画課 こども未来課 学校教育課
10	困難な問題を抱える女性への支援<再掲>	困難な問題を抱える女性の立場に寄り添った相談に対応するとともに、様々な関係機関と連携・協力した包括的な支援を実施します。また、DVや離婚など様々な理由で生活困窮に陥った母子等に対し、母子生活支援施設入所等の支援を行います。	こども未来課

こどもまんなかアクションとは

「こどもまんなかアクション」とは、こどもや子育て中の人気が兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方を応援する、社会全体の意識改革を後押しする取り組みをいいます。

基本施策(2) 共働き・共育て社会への推進

● ● 現状と課題 ● ●

- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識づくりや、男女がともに働きながら子育てに関わるよう、意識改革や各種施策の推進が求められ、家庭や職場において男女共同参画への意識の醸成が必要となっています。
- 39歳以下のアンケート結果では、「子どもが生まれた後も働きたい」と87.5%の方が回答しており、女性の就労率が高まる中で、女性が自身のキャリアを犠牲にしたり、家庭内で子育ての負担が女性に偏る状況を改善することが求められます。夫婦が協力し合いながら子育てを進める環境を築き、それを職場が支援し、地域社会全体で応援する体制を整えることが大切です。このために、「共働き・共育て」を推進し、全世代が安心して生活できる社会づくりを目指していく必要があります。
- 共働きやひとり親家庭など、世帯状況が多様化する中で、誰もが働きやすく、子育てしやすい環境づくりを進めることができます。また、子育て中の保護者は短時間勤務や子どもの病気等での休暇確保など、柔軟な働き方を希望する人が近年増えており、多様な働き方が選択できる職場環境の整備が必要となっています。

● ● 施策の方針 ● ●

- 夫婦が相互に協力しながら子育てを行う「共働き・共育て」を推進するための情報の発信や啓発に努めています。
- 労働者への制度周知や子育て支援の取り組みを推進し、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進していきます。
- 延長保育や留守家庭児童教室など、多様で良質な預かりを提供し、安心して子育てができる環境を整備します。

● ● 具体的な施策 ● ●

	施 策	概 要	担 当 課
1	ワーク・ライフ・バランスの推進	誰もが安心して豊かに生活し、一人一人が望む生き方を実現できるように、地域社会全体でワーク・ライフ・バランスを意識した取り組みを推進していきます。また、市報、ホームページ、SNS等を通じて「ワーク・ライフ・バランス」に関する情報を発信していきます。	生活・環境課 こども未来課 商工振興・企業誘致課

	施 策	概 要	担 当 課
2	男女共同参画プランの推進	誰もが人権を尊重し、認め合い、支えあいながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、輝いて生きることができる社会の実現に向け、「海津市男女共同参画プラン」に基づく取り組みを推進します。	全課
3	事業所での子育てを応援する気運の醸成	働き方の見直しや仕事と子育ての両立について市民や市内の事業所への啓発に努めます。また、アンコンシャス・バイアス※等の意識改革や魅力ある職場づくりにより、若者や女性が地域内での就職を積極的に選択できるような取り組みを推進していきます。	商工振興・企業誘致課
4	職場における多様な働き方への意識啓発	フレックスタイム制度、在宅勤務、テレワーク、育児短時間制度等の多様な働き方の取り組みや効果について、情報提供や支援制度の創設を行い、意識の醸成を図ります。	商工振興・企業誘致課
5	女性が働きやすい職場づくり	女性のための就労・起業セミナー等の開催や、再就職に向けた相談支援を進めます。また、授乳室や搾乳室の設置について、公共施設をはじめ、企業等に対しても協力依頼や啓発を行っていきます。	生活・環境課 こども未来課 商工振興・企業誘致課
6	ロールモデルの情報提供	女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所や企業、個人をロールモデル※として紹介し、意識の醸成を図ります。	商工振興・企業誘致課
7	子育て支援体制の充実	留守家庭児童教室、ファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育等の事業を継続して行い、子育て世代を支援していきます。	こども未来課

第5章 子ども・子育て支援事業の展開

1 教育・保育提供区域の設定

国の基本指針では、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として区域を定めることとなっています。その基準は、地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、整備状況その他地域の実情を勘案したものとされています。

「第2期海津市子ども・子育て支援事業計画」では、教育・保育の提供区域について、認定こども園等の整備にあたり、人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため、市全域を1つの区域と定めました。本計画においても、この考え方を踏襲し、市全域を1つの区域とします。

2 子どもの人口の見込み

本市の0歳から11歳の推計人口は、コーホート要因法により推計し、減少傾向となっています。令和11年には0歳から5歳は609人、6歳から11歳は861人、合計で1,470人と推計され、令和7年からの4年間で400人以上の減少が見込まれます。

単位:人

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	101	101	97	94	91
1歳	103	102	102	98	95
2歳	123	107	104	104	101
3歳	121	126	108	106	106
4歳	132	121	126	108	106
5歳	150	135	124	129	110
0~5歳	730	692	661	639	609
6歳	186	149	134	123	128
7歳	144	187	149	134	123
8歳	194	143	186	148	133
9歳	207	193	142	185	147
10歳	185	209	194	143	187
11歳	230	185	210	195	143
6~11歳	1,146	1,066	1,015	928	861
合計	1,876	1,758	1,676	1,567	1,470

※コーホート要因法：年齢別人口の加齢にともなって生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、および人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法。

(1) 認定区分について

「1号認定(教育標準時間認定)」、「2号認定(保育認定)」、「3号認定(保育認定)」があり、子どもの年齢や保育の必要性に応じて異なります。

	保育を必要とする		保育を必要としない
0~2歳	3号認定		
	保育標準時間利用 (11時間)	保育短時間利用 (8時間)	
3~5歳	2号認定		1号認定
	保育標準時間利用 (11時間)	保育短時間利用 (8時間)	教育標準時間利用 (4時間)

また、保育を必要とする事由は、次のいずれかに該当することが必要となります。

- ①就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など)
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障がい
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動(起業準備を含む)
- ⑦就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩入所児童以外に1歳未満の児童を養育している
- ⑪その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(2) 量の見込みを算出する項目

◆教育・保育の量の見込み

	区分		対象	
教育標準時間認定	1号認定 (3~5歳)	幼児期の学校教育のみの利用	専業主婦(夫)家庭 短時間就労家庭	幼稚園 認定こども園
保育認定①	2号認定 (3~5歳)	保育の必要性あり (幼児期の学校教育の利用希望が強い)	共働きだが幼稚園利用のみの家庭	幼稚園
保育認定②		保育の必要性あり (上記以外)	共働き家庭 等	保育所 認定こども園
保育認定③	3号認定 (0~2歳)	保育の必要性あり		保育所 認定こども園 地域型保育

◆地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事業	対象児童年齢
利用者支援事業	0~5歳、1~6年生
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	0~2歳
子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	0~18歳
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	3歳~12歳
一時預かり事業	幼稚園型
	幼稚園型以外
延長保育事業	0~5歳
病児・病後児保育事業	0~5歳、1~6年生
放課後児童健全育成事業(留守家庭児童教室)	1~4年生

4

教育・保育の量の見込みと確保の内容

各認定区分に応じた「量の見込み」を以下のとおり見込み、確保方策を定めました。

実績の推移

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	201	198	155	181	192
2号認定	373	337	357	324	302
幼稚期の学校教育の利用希望が強い	373	337	357	324	302
それ以外	0	0	0	0	0
3号認定	249	228	195	179	171
0歳	48	6	53	43	37
1歳	104	85	68	70	71
2歳	97	137	74	66	63

量の見込みと確保の内容

単位:人

	令和7年度					
	1号認定	2号認定		3号認定(目標保育利用率:49.1%)		
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み(A)	151	1	270	36	60	63
確保の内容(B)		170	300	45	80	90
特定教育・保育施設		165	299	45	80	90
確認を受けない幼稚園		5				0
上記以外	0	0	1	0	0	0
過不足(B-A)		18	30	9	20	27

単位:人

	令和8年度					
	1号認定	2号認定		3号認定(目標保育利用率:49.2%)		
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み(A)	144	0	258	35	63	54
確保の内容(B)	155		300	43	77	66
特定教育・保育施設	153		299	43	77	66
確認を受けない幼稚園	2					0
上記以外	0	0	1	0	0	0
過不足(B-A)	11		42	8	14	12

単位:人

	令和9年度					
	1号認定	2号認定		3号認定(目標保育利用率:49.7%)		
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み(A)	134	0	240	34	61	57
確保の内容(B)	150		290	42	75	68
特定教育・保育施設	149		290	42	75	68
確認を受けない幼稚園	1					0
上記以外	0	0	0	0	0	0
過不足(B-A)	16		50	8	14	11

単位:人

	令和10年度					
	1号認定	2号認定		3号認定(目標保育利用率:49.5%)		
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み(A)	130	0	232	33	59	55
確保の内容(B)	150		280	41	73	66
特定教育・保育施設	150		280	41	73	66
確認を受けない幼稚園	0					0
上記以外	0	0	0	0	0	0
過不足(B-A)	20		48	8	14	11

単位:人

	令和11年度					
	1号認定	2号認定		3号認定(目標保育利用率:49.3%)		
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み(A)	123	0	221	32	57	53
確保の内容(B)	150		270	39	70	64
特定教育・保育施設	150		270	39	70	64
確認を受けない幼稚園	0					0
上記以外	0	0	0	0	0	0
過不足(B-A)	27		49	7	13	11

提供体制の考え方

子どもの人口減少により、見込みも減少傾向となりますが、家庭状況が多様化し、0歳児の保育ニーズの増加が予想されます。

現状の見込みでは1号認定、2号認定、3号認定のすべてで充足していますが、今後のニーズに対応し、不足するがないように定員数を確保します。

5

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(1)利用者支援事業

相談機能を有する施設や市町村窓口などで、認定こども園等、地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

主な実施場所	こども家庭センター・子育て支援センターかいづ
実施か所 (令和7年4月現在)	2か所

実績の推移

単位:か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	1	1	1	1	2
基本型	0	0	0	0	1
こども家庭センター型	0	0	0	0	1
母子保健型	1(11月～)	1	1	1	0

量の見込みと確保の内容

単位:か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保の内容(B)	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

こどもや保護者または妊娠している人が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業の中から適切なものを選択し、確実かつ円滑に利用できるよう事業の実施を目指します。

地域の子育て相談機関として、個々のニーズや必要に応じたサービスを適切に選択できるように利用者支援専門員による支援だけでなく、助産師や保健師、社会福祉士等と連携し、妊娠期から子育て期を通して切れ目のない支援を行います。

(2)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

公共施設や認定こども園等で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施する事業です。

主な実施場所	子育て支援センターかいづ・認定こども園
実施か所 (令和7年4月現在)	8か所

実績の推移

単位:人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	13,344	11,613	11,381	16,481	13,980

量の見込みと確保の内容

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	15,200	14,100	13,000	12,600	11,100
確保の内容(B)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
過不足(B-A)	4,800	5,900	7,000	8,000	8,900

提供体制の考え方

子育て支援センターかいづや認定こども園の8か所で対応可能な状況となっており、地域の身近なところで子育て相談や交流ができる場として運営の資質向上を図ります。

地域全体で子どもの育ち、親の育ちを支援するため、地域に開かれた運営を行い、関係機関や地域との連携の構築を図ります。

(3)妊産婦支援事業

妊産婦に対して健康診査の費用助成を行う身体的・精神的な健康の保持増進を図る事業です。

(補助券配布:妊婦健康診査受診票14枚、産婦健康診査受診票2枚)

主な実施場所	医療機関や助産所
実施か所 (令和7年4月現在)	医療機関や助産所

実績の推移

単位:人・回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数(妊娠届出数)	130	141	119	131	130
健診回数	1,365	1,371	1,286	1,108	1,300
受診者数	196	197	178	169	170

量の見込みと確保の内容

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	114	111	107	104	101
確保の内容(B)	130	130	130	130	130
過不足(B-A)	16	119	23	26	29

提供体制の考え方

妊娠期・産褥期の経済的負担を軽減し、定期的な受診を促すことにより、異常の早期発見・早期治療及び精神的不安の解消を目指しており、医療機関と連携を図り、早期に支援が必要な妊産婦を把握し、支援の充実を図ります。

(4)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)

1歳までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、産後の体調や子育てなどの相談等を行う事業です。

主な実施場所	市内
実施か所 (令和7年4月現在)	市内

実績の推移

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問対象者数	121	120	120	98	110

量の見込みと確保の内容

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	103	100	96	94	91
確保の内容(B)	120	120	120	120	120
過不足(B-A)	17	20	24	26	29

提供体制の考え方

少子化や核家族化により孤立しやすく、祖父母や近隣住民からの援助が少ない中で子育てをする保護者が、不安に陥ることなく安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために乳幼児家庭の全戸訪問に努めています。

また、相談支援については、職員の相談技術のスキルアップを図り、事業内容を充実させます。

(5)養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、相談支援を行う事業です。

主な実施場所	市内
実施か所 (令和7年4月現在)	市内

実績の推移

単位:世帯

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問世帯数	20	20	20	21	20

量の見込みと確保の内容

単位:世帯

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	18	17	17	16	16
確保の内容(B)	20	20	20	20	20
過不足(B-A)	2	3	3	4	4

提供体制の考え方

乳児家庭全戸訪問事業等で養育に関する支援が必要と判断される家庭を継続的に訪問し、指導・助言を行うことにより、適切な養育の実施が確保されるよう支援していきます。

また、相談支援を行うことで、家庭の抱える養育上の課題の解決、軽減を図ります。

(6)子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等で短期的に保育する事業です。

主な実施場所	市外
実施か所 (令和7年4月現在)	3か所

実績の推移

単位:人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	0	0	0	0	0

量の見込みと確保の内容

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	10	10	10	10	10
確保の内容(B)	20	20	20	20	20
過不足(B-A)	10	10	10	10	10

提供体制の考え方

直近5年間では利用者はいませんでしたが、利用ニーズを注視しながら、必要に応じて市外(岐阜市・揖斐郡大野町)にある児童養護施設等に委託して対応します。

(7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

市民相互の助け合いにより、子育て等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者を結ぶ事業です。

主な実施場所	市内
実施か所	1か所(令和6年10月開始)

実績の推移

単位:人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	—	—	—	—	19

量の見込みと確保の内容

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	10	20	25	25	25
確保の内容(B)	30	40	50	50	50
過不足(B-A)	20	20	25	25	25

提供体制の考え方

令和6年10月より事業を開始し、周知を図っています。今後、利用者のニーズは増えることが想定されることから、事業を支える提供会員が不足するがないように確保に努めます。

また、利用会員30名を目指し、援助を求める人に情報が届くよう、周知を図ります。

(8)一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、認定こども園等で一時的に預かり保育をする事業です。

主な実施場所	認定こども園
実施か所 (令和7年4月現在)	9か所

1. 幼稚園型

実績の推移

単位:人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	3,004	2,836	3,249	1,970	1,807

量の見込みと確保の内容

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	1,644	1,570	1,459	1,409	1,344
1号認定	1,644	1,570	1,459	1,409	1,344
2号認定(教育希望)	0	0	0	0	0
確保の内容(B)	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
過不足(B-A)	1,356	1,430	1,541	1,591	1,656

提供体制の考え方

認定こども園における1号認定の利用者について、多様な保育ニーズの受け皿として提供体制の確保に努めます。

2. 幼稚園型以外

実績の推移

単位:人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	473	487	524	804	978

量の見込みと確保の内容

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	848	895	944	996	1,051
確保の内容(B)	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
過不足(B-A)	3,152	3,105	3,056	3,004	2,949

提供体制の考え方

保護者の疾病、入院等により、家庭での保育が一時的に困難となる場合や保護者の育児疲れの解消に対応するため、時期や希望日数など提供体制の確保に努めます。

また、令和5年度より、家庭で子育てを行う保護者のリフレッシュ、経済的負担の軽減を図るため、市内の認定こども園で実施する一時預かりを無料で利用できる子育てエンJOYクーポン事業を実施しており、利用者の増加が見込まれます。

市内認定こども園と連携を図り、利用者のニーズに応じた柔軟な提供体制の確保に努めます。

(9)延長保育事業

保育認定(2号・3号)を受けた者が、通常の利用時間帯以外において保育をする事業です。

主な実施場所	認定こども園
実施か所 (令和7年4月現在)	9か所

実績の推移

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用者数	19	15	12	12	14

量の見込みと確保の内容

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	10	9	8	7	6
確保の内容(B)	50	50	50	50	50
過不足(B-A)	40	41	42	43	44

提供体制の考え方

直近5年間の利用状況と子どもの人口減少により、利用者数は減少を見込んでいますが、就労形態の多様化に伴い、保育時間を延長して子どもを預けられる環境が必要とされています。

現状の提供量は維持しつつ、ニーズの増加に対して、必要なサービスを提供できる体制を確保し、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

(10)病児・病後児保育事業

病気やけがの回復期にあたるため、(回復期に至らない場合も含む)集団保育が困難で、かつ、保護者が勤務・疾病等により家庭での保育が困難な小学校6年生までの児童(市内在住)を一時的に保育する事業です。

主な実施場所	こまの認定こども園
実施か所 (令和7年4月現在)	1か所

実績の推移

単位:人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用者数	26	48	81	119	92

量の見込みと確保の内容

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	175	175	175	175	175
確保の内容(B)	630	630	630	630	630
過不足(B-A)	455	455	455	455	455

提供体制の考え方

新型コロナウイルス感染症の影響により、コロナ禍においては利用者が減少傾向にありましたが、徐々に利用状況は増加に転じています。

今後も利用状況やニーズを踏まえ、周知や事業関係者との連絡調整及び共通理解を図ります。

また、利用者のいない日には、市内の認定こども園へ看護師による情報提供や巡回支援等を実施します。

(11)放課後児童健全育成事業(留守家庭児童教室)

小学校1年生から6年生までの児童で、保護者が労働等で昼間家庭にいない児童に、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて健全育成を図る事業です。

主な実施場所	小学校
実施か所 (令和7年4月現在)	6か所

実績の推移

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数	395	333	304	290	272
1年生	106	74	82	70	58
2年生	80	87	69	75	72
3年生	92	54	68	52	61
4年生	61	69	36	46	44
5年生	41	29	44	23	26
6年生	15	20	5	24	11

量の見込みと確保の内容

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	251	234	201	183	168
1年生	52	50	47	42	38
2年生	55	48	48	40	35
3年生	63	48	40	44	38
4年生	50	55	35	32	34
5年生	21	24	22	16	16
6年生	10	9	9	9	7
確保の内容(B)	400	400	400	400	400
過不足(B-A)	149	166	199	217	232

提供体制の考え方

留守家庭児童教室の利用ニーズには、今後も現定員数で対応できるものと思われます。しかし、夏休み等の長期休業日においては一時的に利用者が増加することから、放課後児童支援員の確保、余裕のある教室の更なる活用を図り対応していきます。

また、ボランティアによる読み聞かせや、工作、外遊び等、適切な遊びや生活の場を提供して、子どもの健全な育成を図ります。

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者等の所得の状況等を勘案した基準に該当する児童が教育・保育等を受けた場合に、当該保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入や行事への参加その他これに類する費用の全部又は一部を助成する事業です。

提供体制の考え方

対象となる世帯に対して、適切に助成できるように必要な予算を確保します。

(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

提供体制の考え方

実施に向けて、検討をしていきます。

(14)子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や教育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

量の見込みと確保の内容

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	12	11	11	10	10
確保の内容(B)	12	12	12	12	12
過不足(B-A)	0	1	1	2	2

提供体制の考え方

現状、本市では養育支援事業・乳児家庭全戸訪問事業において支援を提供しています。

今後は、国や岐阜県の動向を踏まえるとともに、市民からのニーズを把握し、必要に応じて事業の実施を検討します。

(15)児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

量の見込みと確保の内容

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	30	29	27	25	24
確保の内容(B)	30	30	30	30	30
過不足(B-A)	0	1	3	5	6

提供体制の考え方

本市では、現在、にこにこ相談室、子育て教育相談、子育てや家庭教育に関する相談、発達(療育)に関する相談、未就園児の子育て相談、育児に関する相談、悩みごと相談を実施しています。

また、学習支援等も行い、必要な支援を提供しています。

今後は、国や県の動向を踏まえるとともに、市民からのニーズを把握し、必要に応じて事業の実施を検討します。

(16)親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

量の見込みと確保の内容

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	10	10	9	9	8
確保の内容(B)	10	10	10	10	10
過不足(B-A)	0	0	1	1	2

提供体制の考え方

本市では、現在、にこにこ相談室や各課に設置された相談窓口が連携して対応できる体制を整備していることから、必要な支援は提供されている状況です。

今後は、関係職員が指導に必要な親子関係形成支援プログラム資格を取得し、事業を実施していきます。

(17)妊婦等包括相談支援事業

妊婦及びその配偶者並びにこども及びその保護者に対して、面談等により、心身の状況、置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等(伴走型相談支援)を行う事業です。

量の見込みと確保の内容

単位:回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	343	333	320	313	303
確保の内容(B)	350	350	340	330	330
こども家庭センター	350	350	340	330	330
上記以外	-	-	-	-	-
過不足(B-A)	7	17	20	17	27

提供体制の考え方

現状、本市ではこども家庭センターにおいて、必要な相談支援を提供しているため、国や岐阜県の動向を踏まえるとともに、市民からのニーズを把握し、今後必要に応じて事業の充実を図っていきます。

(18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児または幼児であって満3歳未満の小学校就学前のこどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳児または幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

なお、これまでの幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付(こども誰でも通園制度)として、令和8年度から実施します。

量の見込みと確保の内容

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	-	8	8	8	8
0歳	-	4	4	3	3
1歳	-	2	2	2	2
2歳	-	2	2	2	2
確保の内容(B)	-	23	23	23	23
0歳	-	10	10	10	10
1歳	-	5	5	5	5
2歳	-	8	8	8	8
過不足(B-A)	-	14	14	14	14

提供体制の考え方

令和8年度から市内認定こども園等において実施を予定しており、利用定員数の確保を図ります。また、月一定時間での利用可能枠での実施が難しい場合や利用者のニーズに応じて、定員数を増やすなどの検討を行います。

(19)産後ケア事業

助産師等の看護職が中心となり、母子に対して、産婦の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、産婦自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する事業です。

量の見込みと確保の内容

単位:人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	40	39	37	37	35
確保の内容(B)	50	50	50	50	50
過不足(B-A)	10	11	13	13	15

提供体制の考え方

妊婦等包括相談支援事業において把握した妊産婦に対し、心理的支援や育児指導を行い、地域で子育てしていくけるよう支援していきます。

6

教育・保育の一定的提供及び体制の確保

(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進

教育・保育に携わる保育教諭の人材確保に努めるとともに、保育教諭や放課後児童支援員に研修等を行うことで人材の育成を図り、サービスの「質の向上」に努めます。さらに、事業者が福祉サービス第三者評価を受審することを推進し、市がその結果を毎年把握し、評価結果を基にした各園の改善内容等について、法令に基づいているかを確認することで、必要な指導を行います。

(2) 幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続の在り方について

小学校入学直後に学習に集中できない、望ましい人間関係を築くことができづらい等、小学校生活にうまく適応できない(いわゆる小1プロブレム)子どもが増加する傾向にある中、幼児期の教育・保育と小学校教育が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者の教育が円滑に接続し、教育の連続性・一貫性を確保した子どもに対する体系的な教育を推進します。

7

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

生涯にわたる人格形成の基礎を幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから子育てに係る経済的な負担を軽減するため、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園(新制度未移行幼稚園)や幼稚園等が実施する預かり保育事業の利用者への無償化制度として令和元年10月から、新たに子育てのための施設等利用給付が新たに創設されました。

保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給認定を行います。

第6章 計画の推進に向けて

1 施策の実施状況の点検及び評価

本計画に基づく取り組みの実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討し、PDCAサイクルを確保し、本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、府内関係各課が具体的施策の進行状況について把握するとともに、市長の諮問機関である「海津市子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について総合的に点検、評価し、これに基づいて対応を実施するものとします。



2 計画の進捗状況の公表

計画の進捗状況は、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法で定められている事業について、適宜ホームページで公表します。

また、事業の見直しや国の動向で、計画の変更が必要な場合は、パブリックコメント(意見公募)を実施するとともに、変更内容を市報やホームページで周知します。

3 市民・企業・関係機関との連携

計画を推進していくためには、こども相談センター等の行政組織、民生委員児童委員協議会や子育てに関する市民活動団体等との連携、そして、地域の人たちの協力と参加が必要です。そのため、市民に対して積極的に情報提供をしていくとともに、市と各種団体、地域住民、市内企業との連携を図ります。市は子育ての多様化するニーズに対応していくため、教諭、保育教諭、保健師等の子育てに関する専門職員だけでなく、ボランティア等、子育て支援を担う幅広い人材の確保・育成に努め、国・県等と幅広い連携を図りながら、地域資源を活かした子育て支援の充実を図ります。

参考資料

1 策定経過

開催日時	審議内容等
令和7年7月8日	令和7年度 第1回 海津市子ども・子育て会議 (1)海津市子ども・子育て会議の役割について (2)こども計画の策定及びスケジュールについて (3)こども計画策定に伴うアンケート調査について
令和7年7月16日～ 令和7年7月31日	こども計画策定に係るアンケート調査 ・小学生調査 配布 187件 回収 180件 回収率 96.3% ・中学生調査 配布 234件 回収 189件 回収率 80.8% ・小・中学生保護者調査 配布 421件 回収 200件 回収率 47.5%
令和7年7月24日～ 令和7年8月5日	こども計画策定に係るアンケート調査 ・高校生年代～39歳以下調査 配布 2,000件 回収 461件 回収率 23.1%
令和7年11月21日	子育てのまちづくりワークショップ ・参加者 14人
令和7年12月25日	令和7年度 第2回 海津市子ども・子育て会議 (1)アンケート調査の集計結果について (2)海津市こども計画(素案)の諮問について (3)パブリック・コメントの実施について (4)令和8年度認定こども園の定員について
令和8年1月22日～ 令和8年2月20日	パブリックコメント実施

平成 25 年 6 月 21 日

条例第 30 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、海津市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 法第 6 条第 1 項に規定する「子ども」の保護者(法第 6 条第 2 項に規定する「保護者」をいう。)
- (2) 子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する「子ども・子育て支援」をいう。以下この項において同じ。)に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 6 条 子ども・子育て会議は、審議のために必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来課において処理する。

(補則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に任命し、又は委嘱される委員の任期は、第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

附 則(令和 4 年 3 月 22 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 21 日条例第 11 号)

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

所 属	氏 名	職 名	備考
学識経験者	今村 光章	岐阜大学教育学部教授	アドバイザー
学識経験者	河合 久美子	主任児童委員代表	会長
学識経験者	大津 由佳	教育委員	副会長
学識経験者	後藤 秀樹	小学校長代表	R7.4.1～ R8.3.31
事業従事者	伊藤 江梨	くらしサポートセンター長	R7.4.1～ R8.3.31
事業従事者	野寺 泰睦	保育協会会长	R7.4.1～ R8.3.31
事業従事者	平田 奈己	認定こども園石山保育園長	R7.4.1～ R8.3.31
事業者代表	山下 早苗	高須認定こども園長	R7.4.1～ R8.3.31
事業従事者	高木 由美子	子育て支援センターかいづ所長	R7.4.1～ R8.3.31
保護者代表	青野 成美	わかば海津北こども園	R7.4.1～ R8.3.31
保護者代表	小山 のどか	わかば海西こども園	R7.4.1～ R8.3.31
保護者代表	武田 里緒	石津認定こども園	R7.4.1～ R8.3.31

あ行

預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園・認定こども園(幼稚部)において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行なう教育活動のこと。

生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力。

変化の激しいこれからの社会を生きることもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力。

インクルーシブ教育

障がいの有無に関わらず、共に学ぶことを追求し、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、そのために必要な支援を提供できるように、多様で柔軟な仕組みの教育のこと。

NPO

民間非営利組織、ノンプロフィット・オーガニゼーション(Non-Profit Organization) の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。平成 10 年に制定された特定非営利活動促進法により、法人格(特定非営利活動法人)の取得が容易になった。

か行

確認を受けない幼稚園

新制度において施設型給付費の支給対象施設として確認を受けない幼稚園のこと。

家庭的保育

児童福祉法に基づいて市区町村が行う保育事業。日中、家庭で子を保育できない保護者に代わって、自治体の認定を受けた保育者が居宅等で行う保育。

合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。女性が出産可能な年齢を 15 歳から 49 歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたもの。

こどもまんなか社会

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会。

さ行

小規模保育

0歳～小学校入学前までのこどもを対象とした、定員 6 人～19 人の少人数保育。

ショートステイ事業

保護者が疾病その他の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、その児童を宿泊により預かる制度。

た行

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」のこと。認定こども園、幼稚園、保育所が該当する。

な行

認定こども園

保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設。

ま行

民生委員児童委員

「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された厚生労働大臣から委嘱されている委員。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じるとともに、もって社会福祉の増進に努めるものとされており、地域住民を支援する。困りごとを解決するために、福祉の制度など、さまざまな支援サービスを紹介する。

ら行

療育

発達に支援の必要なこどもが社会的に自立することを目的として、こどもの持っている能力を充分に発揮できるよう援助すること。

海津市
こども未来計画

発行年月：令和8年3月
編集・発行 海津市健康福祉部こども未来課
住所：〒503-0695
岐阜県海津市海津町高須 515 番地
TEL: 0584-53-1526
FAX: 0584-53-1569